

第四次 長野市地域福祉計画

令和4年度～令和8年度



幸せ実感都市『ながの』
～“オールながの”で未来を創造しよう～

長野市

はじめに

幸せ実感都市 『ながの』

～“オールながの”で未来を創造しよう～



本市では、平成 17（2005）年6月策定の長野市地域福祉計画、平成 23（2011）年4月策定の第二次長野市地域福祉計画及び平成 28（2016）年4月策定の第三次長野市地域福祉計画により、地域における支え合いの取組を推進してまいりました。

この間、少子高齢化の進行、単身高齢者・高齢者のみ世帯及び共働き世帯の増加等により、介護や見守り、子育て支援がこれまで以上に必要となるほか、核家族化、ひとり親世帯の増加、近所付き合いの希薄化等により、家庭及び地域の支援力が低下しております。

また、令和元年東日本台風災害を経験する中で、地域コミュニティと地域の支え合い活動の重要性が再確認される一方、新型コロナウイルス感染症の拡大により、日常生活を支える社会システムは大きく変容いたしました。地域活動やイベント等の開催制限、在宅勤務やオンライン会議の拡大等により、人ととのつながりが更に希薄化するとともに、孤立の深まり等が懸念されます。

こうした地域福祉を取り巻く環境の変化や新たな地域福祉課題に対応するため、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、新たに「第四次長野市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、「誰もが主役 多様性を認め合い 共に支え合う 地域共生のまち “ながの”」をキャッチフレーズとして、4つの基本目標と13の基本施策及び今後の地域福祉推進体制のあり方を示しております。

本計画に基づき、引き続き、地域福祉の推進に努めてまいりますので、市民の皆様のより一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり御尽力いただきました長野市社会福祉審議会、同地域福祉専門分科会及び第四次長野市地域福祉計画策定市民企画作業部会委員の皆様をはじめ、アンケート調査や市民意見等の募集（パブリックコメント）等を通じ、貴重な御意見・御提案をいただきました市民の皆様、本計画の策定に御協力いただきました多くの皆様に、心から感謝申し上げます。

令和4（2022）年4月

長野市長 萩原 健司

目 次

第1部 総 論	1
第1章 計画の策定に当たって	2
1 計画の概要	2
2 計画策定の背景	5
3 計画に係る課題の整理	6
第2章 計画の基本的な考え方	9
1 目指す将来像（基本理念）	9
2 基本目標	10
第3章 今後の地域福祉推進体制のあり方	12
1 地域福祉推進の考え方	12
2 地域福祉の推進体制	13
 第2部 各 論	21
第4章 施策の展開	22
施策の体系	22
基本目標1 地域福祉を推進していくための基盤を強化する	24
1- 1 地域福祉を推進する体制の再構築	24
1- 2 地域福祉を推進する担い手や資源の創出	27
1- 3 学び合い、共に育つ「福祉共育（教育）」の推進	30
基本目標2 一人ひとりの“思い”をつなげ、様々な担い手が有機的に連携できる仕組みを整備する	33
2- 1 多様な主体が連携・協働する体制の構築・強化	33
2- 2 どんな悩みも「受け止め」「つなぐ」包括的な支援体制の整備	36
基本目標3 一人ひとりの“思い”を受け止め、支え合い活動や福祉サービスの充実を図る	42
3- 1 地域社会とのつながりの維持・創出	42
3- 2 地域で見守り、地域で支える体制の充実	46
3- 3 福祉サービスの充実と質の向上	49
基本目標4 すべての人の安全・安心な暮らしと人権・権利を守る	52
4- 1 災害時の安全・安心の確保、被災後のコミュニティ支援	52
4- 2 生活困窮者自立支援の充実	55
4- 3 成年後見制度の利用促進（長野市成年後見制度利用促進基本計画） ..	57
4- 4 権利擁護の推進	62
4- 5 再犯防止対策の推進（長野市再犯防止推進計画）	64
第5章 計画の推進について	68

資料編	71
I 計画策定（参画）組織	72
II 地域福祉を取り巻く長野市の状況	77
1 人口・世帯	77
2 高齢者・子育て家庭・障害者等の状況	81
III 地域福祉に関わる市民意識（令和2年度まちづくりアンケート）	90
1 調査の概要	90
2 調査結果の概要	91
IV 第三次計画の中間評価	101
V 用語解説	105



第1部 総 論

本市では、国の「持続可能な開発目標（SDGs） *実施方針」の趣旨を理解し、SDGs達成に向けた取組を推進します。

SDGsの推進により、今の市民も未来の市民も住みよい持続可能なまちづくりを実現します。

第五次長野市総合計画においては、各政策をSDGsの定める17のゴールと関連付けており、本計画は第五次長野市総合計画と整合を図っていることから、本計画の目標を実現することで、次の10の目標達成に寄与します。



計画の策定に当たって

1. 計画の概要

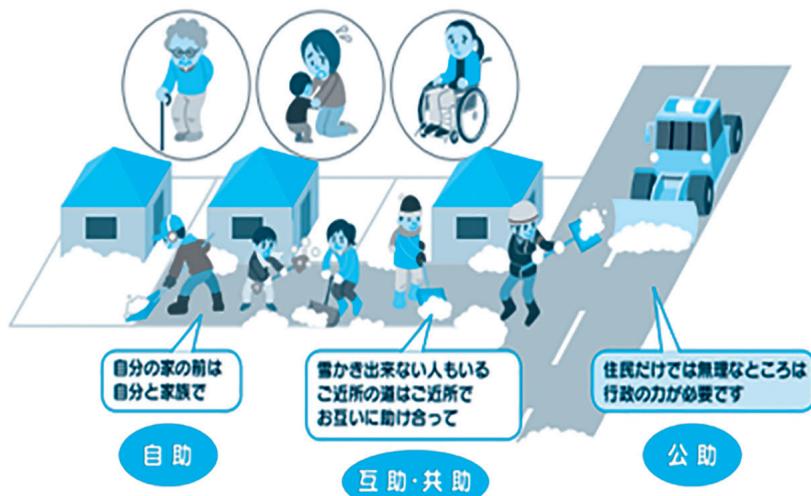
(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成17(2005)年6月に「長野市地域福祉計画」(以下「第一次計画」という。)を策定し、その後見直しを行い、平成23(2011)年4月に策定した「第二次長野市地域福祉計画」(以下「第二次計画」という。)により、地域における支え合いの取組を推進してきました。平成28(2016)年4月に策定した第三次長野市地域福祉計画(以下「第三次計画」という。)では、これまでの計画を更に進め、「支える」「支えてもらう」という関係ではなく、高齢者や障害者等においても支える側として地域社会に参画することで、「認め合い、支え合い、活かし合いながら、共に生きていく地域社会」の実現に向けて取り組んできました。

こうした中、第三次計画の計画期間が令和3(2021)年度に最終年度となりました。平成30(2018)年4月に施行された改正社会福祉法(昭和26年法律第45号)の趣旨を踏まえ、様々な生活課題を抱える地域住民を地域全体で支える「地域共生社会*」の実現を目指して、行政と地域住民、関係機関等が協働*して地域福祉活動に取り組むため、令和4(2022)年度を初年度とする第四次長野市地域福祉計画(以下「本計画」という。)を策定しました。

「地域福祉」を雪かきに例えると……

出典：令和3年7月1日開催
淑徳大学 山口光治 教授による講演会資料



行政が、公助で担うべきサービスを提供しつつ、自助、互助・共助の活動を支援することにより、地域福祉を総合的に推進していきます。



(2) 計画の位置付け

① 法的位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条第1項の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として策定します。

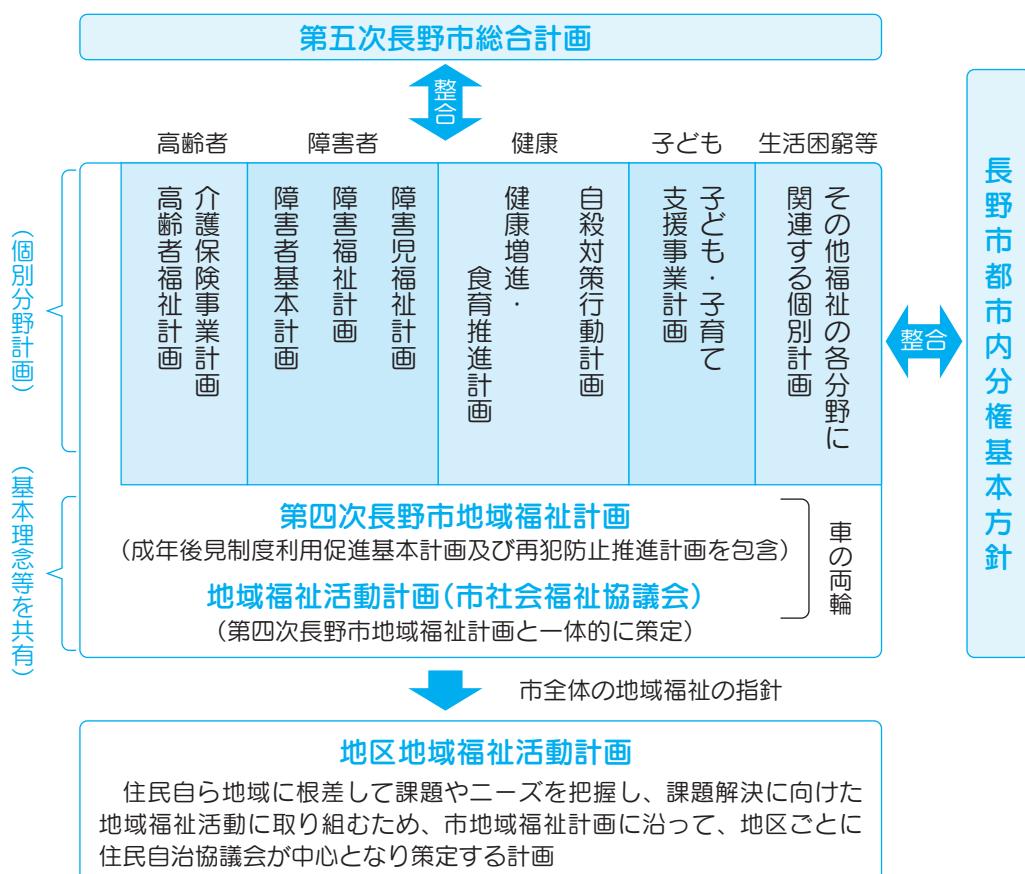
また、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」として一体的に策定しました。

② 計画の性格

本計画は、本市における高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等に係る様々な保健福祉分野等の計画や施策に関し、共通的な事項を定めるとともに、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等に係る公的サービスだけでは十分に対応できない地域課題について、行政と地域住民、関係機関等がその解決に向けて協働して取り組む地域福祉活動の方向性を示すものです。

また、「長野市版都市内分権*」の方向性を大局的な視点から定める「長野市都市内分権基本方針」との整合を図りました。

なお、第二次計画から、市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と計画策定プロセスを共有し、整合性のとれたものとするため、一体的に策定しています。



計画の策定に当たって

(3) 計画期間

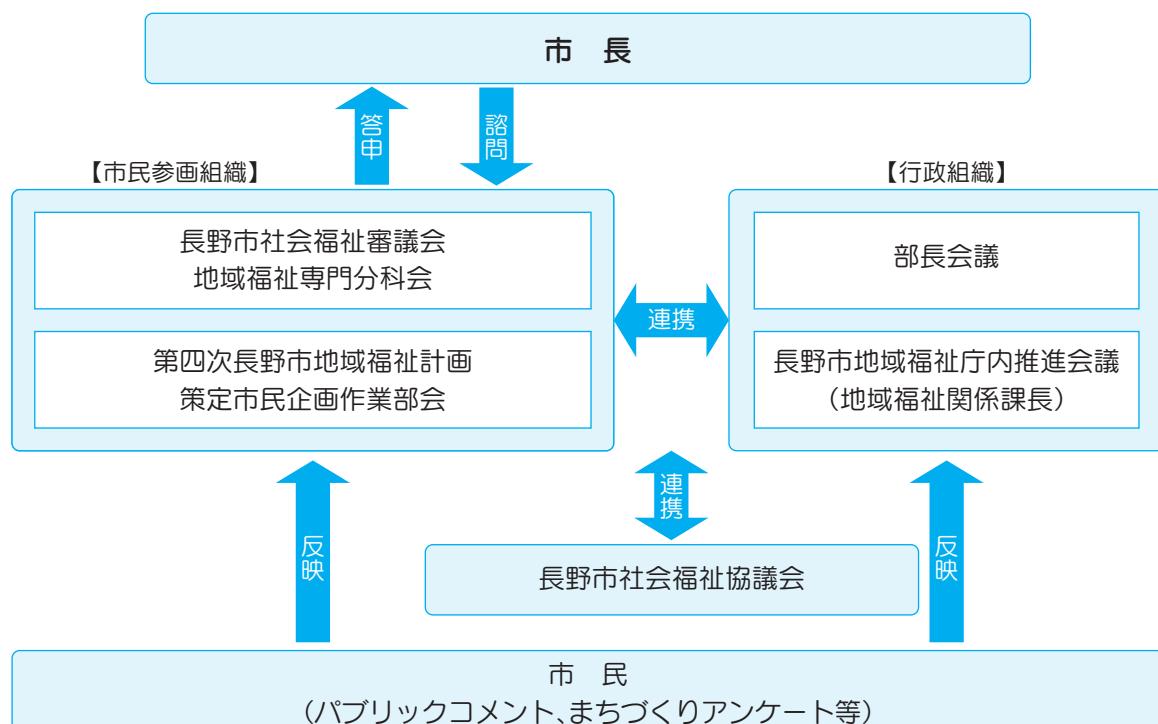
本計画の計画期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
長野市総合計画			第五次前期基本計画			第五次後期基本計画				
長野市地域福祉計画			第三次計画			第四次計画				
長野市高齢者福祉計画			第八次		第九次					
長野市介護保険事業計画			第七期		第八期					
長野市障害者基本計画			第1次		第2次					
長野市障害福祉計画			第5期		第6期					
長野市障害児福祉計画			第1期		第2期					
長野市健康増進計画・食育推進計画			第三次							
長野市自殺対策行動計画			第一次							
長野市子ども・子育て支援事業計画			第一期		第二期					
(仮称)長野市子どもの貧困対策計画				策定		令和5年4月～				

(4) 策定体制

本計画は、長野市社会福祉協議会（地域福祉専門分科会）に諮問し、意見を踏まえ策定しました。また、地域福祉の推進は市民の主体的な参加が前提となるものであることから、第四次長野市地域福祉計画策定市民企画作業部会（以下「作業部会」という。）を設置し、地域課題や必要な方策、地域福祉の推進体制等について検討しました。

府内関係各課と長野市社会福祉協議会により長野市地域福祉庁内推進会議を組織し、関係部局間の相互連携・調整等を行いました。





2. 計画策定の背景

(1) 地域共生社会の実現

平成29（2017）年2月、国は、「地域共生社会」の実現を目指した改革を進めていく方針を掲げ、社会福祉法を改正しました。

具体的には、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等の対象者ごとの縦割りから脱却し、分野・制度を超えた横断的な支援体制を構築する重層的支援体制整備事業*の推進及び地域住民や社会福祉法人*、NPO*、事業者等、地域の多様な主体が「支え手」となり、我が事として自立や支え合いを推進する機運の醸成等を求めています。

(2) 地域課題の複雑化・複合化

少子高齢化の進行、単身高齢世帯・高齢者のみ世帯及び共働き世帯の増加等により、介護や見守り、子育ての支援がこれまで以上に必要となる一方、核家族化、ひとり親世帯の増加、近所付き合いの希薄化等により、家庭及び地域の支援力が低下しています。

また、8050問題*やダブルケア*、ヤングケアラー*等、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えており、分野別に組み立てられた縦割りの既存制度では、対応が難しいケースも顕在化してきています。

なお、第三次計画においても、地域福祉を推進するための各主体の役割を明らかにするとともに、様々な取組を進めてきたところですが、課題は更に深刻化しています。

(3) 新たな社会的課題への対応（ウィズ／アフター コロナ）

新型コロナウイルス感染症拡大への対応により、新しい生活様式の実践が求められ、また、日常生活、社会システムが大きく変容しました。特に、つどいの場においては、令和2（2020）年度は、実施回数が予定回数の3分の1程度まで減少する等、大きな影響を受けました。この他に、各地区においては、コロナ禍の活動に対して、「誰が責任を負うのか」という問題も発生しており、地域福祉活動の大きな足枷となっています。

また、外出自粛に起因するストレス等によるドメスティック・バイオレンス(DV)*等、家庭問題の増加や生活リズムの崩壊、地域活動やイベント等の開催制限、在宅勤務（テレワーク）やオンライン会議の拡大等による人と人とのつながりの更なる希薄化・孤立の深まり等が懸念される中、「社会的なつながり」を保つ方策の検討等が必要となっています。

(4) 地域で取り組む災害対応力の向上

令和元年東日本台風により、各種都市基盤（インフラ）、商工業、農業等が甚大な被害を受けました。一方で、地域コミュニティ*と地域の支え合いの重要性が再確認されています。特に、配慮を要する方への実効性のある避難行動支援の仕組みづくり等が求められています。

3. 計画に係る課題の整理

(1) 統計データ等からみる課題

人口減少・少子高齢化が進んでおり、それに伴って福祉ニーズが拡大する一方で、担い手不足が懸念されています。市民一人ひとりが支え手として活躍できる地域づくりが課題となっています。人口減少・少子高齢化等の状況が地区によって大きく異なることから、各地区の実情に応じた推進体制や地域課題への取組、それに対する支援のあり方の検討が必要です。

また、一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯、核家族世帯やひとり親家庭が増加しています。8050問題等、世帯が抱える課題の複雑化・複合化に対し、世帯ごとの支援が必要であり、そのためにも地域で見守り、支え合う地域づくりが課題となっています。

本市では外国人が増加しています。平成27（2015）年では中国人が約半数を占めていましたが、近年ではベトナム人や韓国人・朝鮮人、フィリピン人等が増加傾向にあり、多文化共生社会への理解、取組が必要です。

(2) まちづくりアンケート結果からみる課題

「近所の付き合いの程度」では、「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」、「お互いに訪問し合う程度の人ならいる」の割合が減少し、「あいさつをする程度の人しかいない」、「ほとんど付き合いはない」の割合が増加しており、近隣関係の希薄化が表れています。若い世代ほど付き合いの程度が薄くなっています。地域福祉を推進していくためにも、顔の見える近隣関係の再構築、地域のつながりの維持・創出が課題となっています。

一方、「高齢者への援助についての意向」では「お互い近所に住むものとして、できる範囲で援助したい」、「福祉に関するボランティア活動への参加意向」では「時間ができたら参加したい」の割合が、それぞれ約4割と高くなっています。特に70歳代の5割以上の人人が「お互い近所に住むものとして、できる範囲で援助したい」と回答しているほか、「福祉に関するボランティア活動への参加意向」では10歳代の参加意向が高く、若い世代でも「時間ができたら参加したい」と回答した人が4割以上と高くなっています。こうした意向を参加へつなぐ仕組みや環境整備が必要です。

介護や子育て、生活困窮、虐待*等「福祉に関する悩み事の相談先」については、「市役所（保健所を含む。）の相談窓口」が4割台半ばとなっている一方、「どこに相談してよいか分からない」が25.6%となっており、相談先の周知を図るとともに、どんな悩み事も受け止めることができるよう、相談支援体制の更なる充実・強化を図っていく必要があります。

また、「成年後見制度*の認知度」については、「言葉も意味も知っている」が4割、「言葉を聞いたことがある」を合わせると7割となっており、比較的認知度が高まっています。今後は、実際に必要になったときに利用できる環境整備が必要です。

(3) 第三次計画の評価からみる課題

第一次計画から第三次計画までにおける課題等について整理すると、住民自治協議会*や市、市社会福祉協議会等のそれぞれが取り組むべき範囲や業務の見直し、それに伴う、市や市社会福祉協議会



の支援体制の整備、担い手不足等は、第一次計画から今日まで継続して、課題とされています。

特に、平成27（2015）年4月の介護保険法の改正に伴い設けられた新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の実施に当たり、地域福祉ワーカーが生活支援コーディネーター*の業務を担うこととなり、地域福祉ワーカー兼生活支援コーディネーター（以下「地域福祉ワーカー」という。）から負担が増えたとの声があります。

これから地域福祉を推進するに当たっては、改めて推進基盤（実施主体）についての検討及び役割の整理、並びに市及び市社会福祉協議会においては、具体的な支援策の明示等が求められます。

（4）作業部会において整理した主な地域課題

分類	部会員からの主な意見
地域福祉活動や役員の担い手不足	<ul style="list-style-type: none">・担い手の発掘や参画の意識付けが必要・定年延長により、担い手不足がより深刻になった。・地区役員のなり手がいない。
活動や交流の減少	<ul style="list-style-type: none">・同世代の人と交流する場・機会がない。・コロナ禍の影響で地域活動が少なくなった。・集合住宅の住人が地域の行事に参加しない。
高齢化の進行	<ul style="list-style-type: none">・若者が「まち」へ出ていく。・一人暮らしの高齢者が増え、自助が難しくなっている。
災害への対応	<ul style="list-style-type: none">・災害への備えが必要・避難行動要支援者への対応に不安がある。・災害の記憶が風化しないように。
移動の問題	<ul style="list-style-type: none">・通院・買い物等の際の移動手段の確保・運転免許証の返納で将来の移動手段が心配
支え合い活動の減少	<ul style="list-style-type: none">・雪かきができずに遠くから来るNPOに頼んでいる。・住民相互の支え合いが必要
地域福祉の推進体制の課題	<ul style="list-style-type: none">・ボランティアに頼ることに限界がある。・どこに相談したらよいか分からぬ。
福祉への理解不足	<ul style="list-style-type: none">・福祉という言葉のイメージが難しい。
若者の地域参加不足	<ul style="list-style-type: none">・地域について考えることがない。・日常生活で困っていない。
居場所づくり	<ul style="list-style-type: none">・年寄が集まっている場だと若い人に思われている。
空き家の活用	<ul style="list-style-type: none">・空き家で居場所づくりをしたいが家賃や光熱費の問題がある。
買物難民の支援	<ul style="list-style-type: none">・近くの店がなくなり、買物が困難になった。
独居高齢者への支援	<ul style="list-style-type: none">・ひきこもり高齢者を地域へ引っ張り出す手段が分からない。
しきたり・ジェンダー*への意識啓発	<ul style="list-style-type: none">・女性が表に出ないという意識・男性の地域デビューが難しい。
共助の意識啓発	<ul style="list-style-type: none">・互助の前に自助のチカラが弱い。

計画の策定に当たって

(5) 課題の整理

統計データやこれまでの計画の評価、まちづくりアンケート調査結果及び作業部会で挙げられた地域課題を整理すると、次のとおりです。

① 推進体制の再検討と各主体の役割の明確化

- ・地域福祉推進における住民自治協議会の役割・位置付け、市との関係性の再検討
- ・地域福祉ワーカー及び地域たすけあい事業コーディネーターの役割や位置付けの明確化、連携の強化
- ・地域福祉ワーカーの雇用先の検討
- ・地域福祉圏域と活動内容の整理
- ・地区ボランティアセンター・サロン活動等小地域の拠点の役割や機能のあり方の明確化と活動支援

② 地域福祉活動の担い手の確保、既存資源の発掘・連携

- ・地域福祉活動の担い手確保と負担軽減
- ・2040年的人口構造、福祉ニーズを見据えた支え合い体制の確保

③ つなぎ・コーディネート機能の強化

- ・地域福祉ワーカーの活動への市や市社会福祉協議会の専門的な支援体制の整備
- ・関係分野・機関等の連携の強化
- ・ブロック等のエリアを活用した、地区を越えた連携・協働体制の構築
- ・市の関係各課の連携の強化
- ・地域たすけあい事業コーディネーターの体制の見直し

④ 地域とのつながりの維持・創出

- ・気軽に参加しやすい地域福祉活動に向けた創意工夫
- ・既存制度では狭間となる課題を抱えている者等への声掛け・見守り体制の構築

⑤ 新たな課題・制度等への対応等

- ・非常災害への対応の方策
- ・コロナ禍における住民参加の場や機会確保の方策
- ・重層的支援体制の整備
- ・成年後見制度の利用促進
- ・再犯防止対策の推進



計画の基本的な考え方

1. 目指す将来像（基本理念）

本市の地域福祉計画では、地域に暮らす私たちの生活課題を多角的にとらえて解決につなげ、一人ひとりの生活の質が向上し、夢や希望を持つことができ、自分らしくいきいきと暮らしていくようになることを目指しています。

そのためには、住民一人ひとりが、かけがえのない人間として、互いに認め合い、支え合い、共に生きていく地域づくりが求められます。

一人ひとりが自分らしくいきいきと、
安心して暮らしていくように、
認め合い、支え合い、活かし合いながら、
共に生きていく地域社会

【キャッチフレーズ】

**誰もが主役 多様性*を認め合い
共に支え合う 地域共生のまち“ながの”**

2. 基本目標

本計画の将来像を実現するため、次の4つの目標を設定します。

基本目標 1

地域福祉を推進していくための基盤を強化する

地域福祉を担う行政や事業者・関係機関、各種団体等が、それぞれが担うべき役割を理解し、地域福祉の推進に主体的に参画できる体制づくりを目指します。

基本目標 2

一人ひとりの“思い”をつなげ、様々な担い手が有機的に連携できる仕組みを整備する

悩みごとや困りごとを、気兼ねなく相談でき、分野を問わずワンストップで受け止め、多機関協働による包括的な支援体制づくりを目指します。

基本目標 3

一人ひとりの“思い”を受け止め、支え合い活動や福祉サービスの充実を図る

一人ひとりの状況に応じた孤立・孤独から社会的に弱い立場にある人を守り、社会・地域の一員として包み支える体制づくりや質の高い福祉サービスの提供を目指します。

基本目標 4

すべての人の安全・安心な暮らしと人権・権利を守る

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らしていくことのできる安全な地域づくりを目指します。



基本目標を達成するための基本的な考え方

基本目標を達成するために共通する地域福祉の基本的な考え方と、地域福祉を推進するために大切にしたい方針を第一次計画から次のとおり踏襲します。

～地域福祉の基本的な考え方～

- 1 一人ひとりがかけがえのない存在です（尊厳の尊重）
お互いの人権を尊重し、排除されることなく、自分らしく生きることができる環境があること。
- 2 一人ひとりの自己決定が大切です（主体性の尊重）
本人の意思で生き方や暮らし方を選択・決定でき、その意思を地域社会全体で支え合うこと
- 3 生活を丸ごととらえて 支える視点が必要です（総合性）
家族や生活を制度によって分解するのではなく、その人の生活をまるごととらえて支えること
- 4 すべての住民が地域づくりの主役です（住民の参画）
多様な地域住民が主体的に参画し、様々な機関と協働して取り組むこと

～地域福祉を推進するための大切な方針～

- 1 対等で「お互いさま」の関係をつくる（双方向性・相互性）
誰もがそれぞれの特性を持ち味として、補い合い学び合う「お互いさま」の発想があること
- 2 個別性に合わせて多様に取り組む（多様性）
一人ひとり異なる住民の個別性に合わせた取組が、多様な担い手により行われること
- 3 身近な地域で よろず何でも揃える（地域密着・多機能化）
地域の中で必要な相談から支援まで、一通りのサービスが行われる、地域密着型の仕組みをつくること
- 4 つながって、協力し合う（連携・協働）
多様な担い手、多分野による取組をつなぎ合わせて、総合的にマネジメントすること
- 5 一生を見守り、支え続ける（継続的マネジメント）
様々な支援方法や取組の開発を含め、一人の一生を継続的に見守り、支え続けること
- 6 無理なくできることからはじめる（段階的・限定的アプローチ）
無理なくできることから、段階的に展開していくこと、可能な範囲で参加できる工夫があること

今後の地域福祉推進体制のあり方

1. 地域福祉推進の考え方

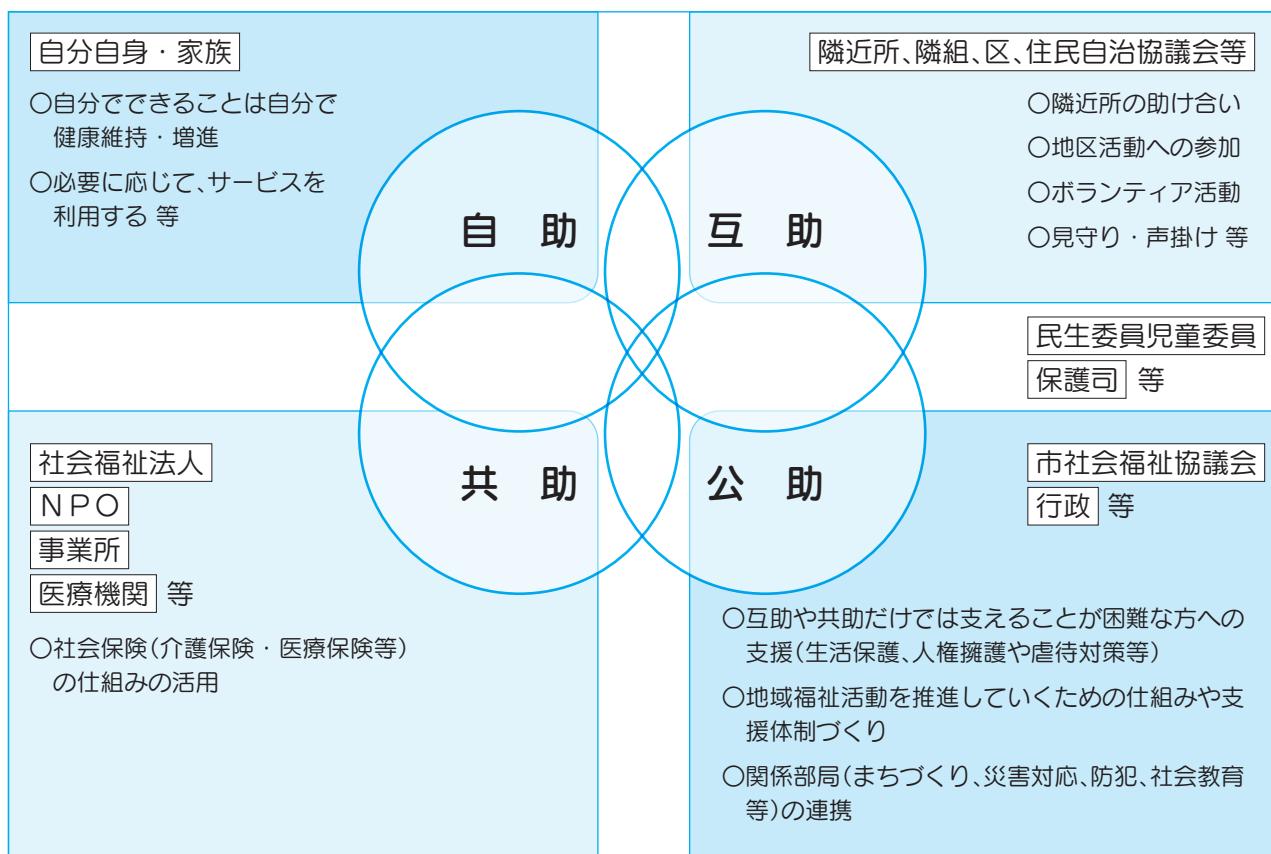
(1) 地域福祉の役割分担

地域福祉とは、それぞれの地域において住民一人ひとりが安心して暮らしていくように、地域住民や社会福祉関係者、行政等がお互いに協力して、地域課題の解決に取り組む考え方です。

地域課題の解決に当たっては、地域課題に対して、自分でできることは自分で（自助）、自分でできないことは地域で（互助・共助）、地域でできないことは行政で（公助）行うという「補完性の原理」に基づくそれぞれの活動に加え、自助、互助、共助及び公助が互いに重なり合いながら、活動していくことが求められています。

なお、一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯、単身世帯の増加等により、自助、互助及び共助のチカラが弱まってきている中、市及び市社会福祉協議会は、公助で担うサービスに加え、自助、互助及び共助の活動に対する支援を強化していく必要があります。

【地域福祉における自助・互助・共助及び公助の関係】





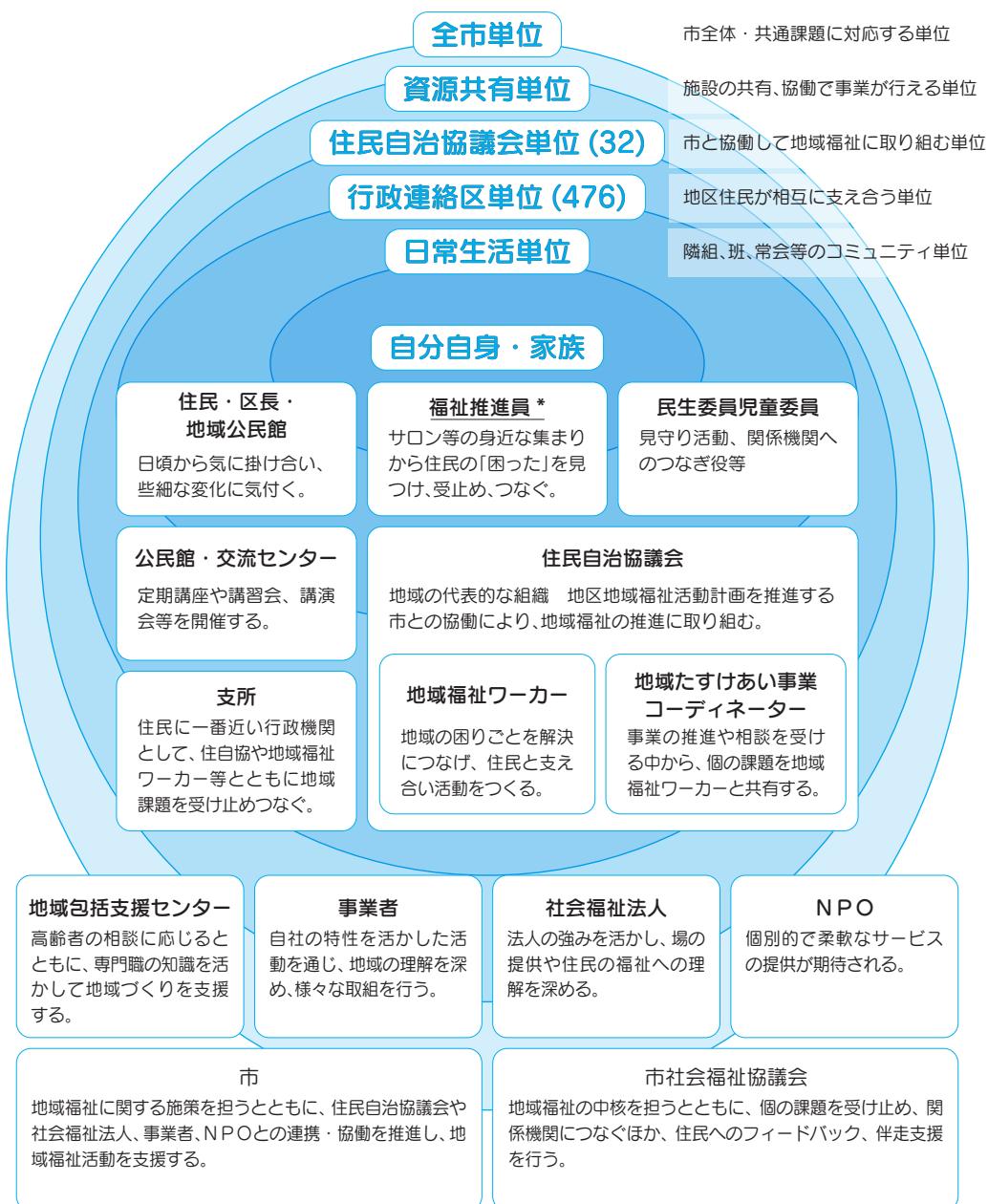
2. 地域福祉の推進体制

(1) 地域福祉圏域と期待する役割

地域福祉を推進する体制を構築するため、重層的な各圏域のとらえ方とそれぞれの役割を設定することによって、それぞれの特性を活かした活動の展開を推進します。

地域課題や福祉ニーズは、容易に解決できるものから、課題等が複雑で、解決のために継続的かつ専門的支援が必要なものまで様々であり、課題やニーズに応じ、圏域を越えて重層的な地域福祉活動に取り組むことができる体制づくりを推進します。

■地域福祉圏域のイメージ



今後の地域福祉推進体制のあり方

■各圏域の概要

圏域	概要・特性
日常生活単位	<p>【隣組、班、常会等のコミュニティ単位】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最も身近な日常生活の範囲で、お互いに顔見知りであり、「気に掛け合う」ことで異変に気付きやすい。
行政連絡区単位 (476)	<p>【地区住民が相互に支え合う単位】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区長、福祉推進員、民生委員児童委員等があり、お互いの顔が分かる。
住民自治協議会単位 (32)	<p>【市と協働して地域福祉に取り組む単位】</p> <ul style="list-style-type: none"> 長野市版都市内分権の基本単位であり、地域の代表的な組織 地区地域福祉活動計画を策定し、計画に沿って地域福祉活動を開催する。 地域福祉ワーカー、地域たすけあい事業コーディネーターが配置されており、地域内の相談や調整機能を持つ。
資源共有単位	<p>【施設の共有、協働で事業が行える単位】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者や活動に応じた地域拠点があり、それぞれの活動が行われている。 NPO等により、地区を越えた活動が展開されている。 社会福祉施設等に福祉の専門家があり、専門的な相談に対応できる。
全市単位	<p>【市全体・共通課題に対応する単位】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画の策定主体である市・市社会福祉協議会の単位であり、市全体の福祉課題や地域共通の福祉課題への対応ができる。

(2) 各主体に期待する役割

本計画の主な推進主体及び期待する役割は次のとおりです。

主体	期待する役割
住民	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりが、地域福祉を「我が事」と理解し、地域、社会とともに支え合い活動等に関心を持ち、協力する。 地域の支え合い活動に積極的に参加する。
隣組、班、常会等	<ul style="list-style-type: none"> 日常のあいさつや回覧等の際の声掛け カーテンが開いているか、夜の電気が点いているか等のゆるやかな見守り。 異変があった際の通報
行政連絡区	<ul style="list-style-type: none"> お茶のみサロン等の小地域での福祉活動 災害時の安否確認や避難支援
民生委員児童委員	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、子育て世帯、困窮者等の支援を必要とする人を発見したら関係機関や福祉サービスへつなぐ。 災害発生時には、住民の避難生活における相談等、地域を見守る様々な活動
住民自治協議会	<ul style="list-style-type: none"> 地区地域福祉活動計画の推進 市との協働による地域福祉の推進
社会福祉法人・NPO	<ul style="list-style-type: none"> 各団体の活動を通じて地域福祉を推進する。 地域課題を把握し、各団体や市社協・行政と協働して課題解決を図る。



主体	期待する役割
事業者	<ul style="list-style-type: none">・地域における重要な社会資源として、福祉サービスの実施や質の確保・社会資源の提供や地域住民の相談を通じて適切な機関へつなぐ。・民生委員児童委員や住民自治協議会等他の主体との連携を図る。・地域の行事への参加や施設開放等を通じ、地域の一員として積極的に関わる中で、事業者が有する知識等を地域に提供する。・NPO、大学等地域の様々な主体と協働し、複雑化・複合化する地域課題の解決を図る。
地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none">・医療や福祉の専門職員が知識を活かしながら「チーム」で地域づくりを支援（地域包括ケアシステムの推進）する。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">・地域福祉の中核を担う推進主体として、地域福祉活動への住民参加の促進や、行政と連携し、関係機関との調整や協力関係を作る。住民の自発的な活動の支援やボランティアの育成、地域福祉活動への支援を行うほか、各種団体や事業者等のネットワーク化、<u>福祉共育（教育）</u>*の推進等を行う。・地域たすけあい事業（家事援助・福祉移送）の運営主体、地域たすけあい事業コーディネーターの雇用（<u>地域福祉よろず相談</u>*）
行政・関係機関	<ul style="list-style-type: none">・市は、住民の福祉向上に責任を負う主体として、様々な施策を総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に実施する。・住民や住民自治協議会、関係団体、事業所、市社会福祉協議会等の活動の支援、地域福祉を推進する基盤の整備、地域では解決できない課題に対し、関係機関と連携し、必要なサービスを提供する。・包括的な支援体制の整備に向け、重層的支援体制整備事業に取り組む。

(3) 地域福祉ワーカー等の役割

① 地域福祉ワーカーと地域たすけあい事業コーディネーターの役割

名称	地域福祉ワーカー	地域たすけあい事業コーディネーター
役割	主に地域活動への支援	主に個人への支援
所属	住民自治協議会	市社会福祉協議会
主な業務	<p>地域福祉活動を推進するため、地区地域福祉活動計画に基づき、地区的団体等と連携して、次の業務を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">① 地域の支え合い活動の創出② 地域福祉の担い手の養成③ 地域福祉に関する広報活動④ 活動の提供主体間の連携体制づくり⑤ 地域たすけあい事業コーディネーターとの連携	<p>家事援助、福祉移送サービス等の需給調整を行うため、次の業務を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">① 地域での福祉ニーズの発掘と調査② 福祉に関する相談、調整、助言（よろず相談）③ 関係機関、団体、グループ等との連携調整④ 地域たすけあい事業の啓発、情報収集⑤ 会員登録⑥ 利用会員と協力会員の需給調整⑦ 地域福祉ワーカーとの連携

今後の地域福祉推進体制のあり方

【地域福祉ワーカーの主な業務】

地域福祉ワーカーは

地域の困りごとを

地区の課題／お困りごと

みつける

住民の皆さんとの関わりの中で

- 暮らしの困りごと
- 様々な活動・支援の取り組みを見つける

例)・サロン活動、体操クラブ、オレンジカフェ、
育児サークル等の「活動の場」で声を聞く
・地区役員等との関わりの中で、課題を聞く
・ボランティアや支援の団体の活動を知る

①地域の支え合い
活動の創出



地域たすけあい事業コーディネーターとの連携

個人からの相談、支援のコーディネイトを
担う中で、地域の課題を共有し、連携する

- 住民の困りごとの相談窓口(よろず相談)
- 地域たすけあい事業の運用
(家事援助、福祉移送サービス等)
- 地域での福祉ニーズの発掘と調査
- 関係機関、団体、グループ等との連絡調整
- 地域たすけあい事業の啓発情報収集
- 地域福祉ワーカーとの連携

高齢者、障害者、子ども、
共に暮らし続けられる

伝える・わかりあう

地域課題や支援の活動を

住民の皆さんに伝え、支えあう仲間を増やす

③地域福祉に

関する広報活動

- 地域にある困りごと・地域の課題を共有する
- 支えあいの活動や事例等を紹介して、
活動づくりにつなげていく

例)地域福祉活動計画の策定、広報誌・お便り・回覧の作成、
ホームページの活用

支援

【市】

地域活動支援課・支所

- 住民自治協議会の活動を
支援
- 福祉関係課、関係課への
つなぎ役

福祉政策課

- 関係各課、関係団体へのつなぎ役
- 民生児童委員協議会とのつなぎ役
- 地域福祉ワーカー連絡調整会議
- 地域福祉ワーカー補助金

地域包括ケア推進課

- 高齢者の生活支援等サービスの提供体制
の整備を推進
- 主に高齢者に関わる地域づくりの支援
- 介護予防・生活支援検討会の支援
- 地域福祉ワーカー連絡調整会議
- 地域福祉ワーカー補助金



解決につなげるお手伝い役

住民・活動をつなげて、大きな力を生み出す

- 地域の活動・支援と自分が「つながる」
- 様々な活動主体同士を「つなげる」

④地域の提供主体間の連携体制づくり

例)花の種交換会
活動の情報交換(サロン・体操クラブ)

つながる・つなげる

コミュニティ・ソーシャルワーカーの参加

話し合う



若者等、誰もが地域で
地域共生社会

活動を育む

地域課題の解決に向けて話し合う

- 地区役員、活動団体、社会福祉施設、NPO、事業者等、地域課題に応じた相手との協議
 - 市役所(支所・関連部署)、社協等との検討
- 例)地域包括支援センター等との連携・事前検討、検討の場、各部会での検討、地区懇談会の開催

④地域の提供主体間の連携体制づくり

きっかけづくり

②地域福祉の担い手の養成

住民が活動に参加できる「きっかけ」を作る

- 地域の様々な活動に参加する住民を増やす
 - 地域課題を知る・支援に触れる機会を作る
- 例)多様な「活動の場」の創出と、住民への紹介、認知症サポーターの養成、男性の地域デビュー

支え合いづくり

①地域の支え合い活動の創出

住民同士での暮らしの「支えあい活動」を推進する

- 支える・支えられるの一方的な関係ではない、お互いさまに「支えあう」地域づくり
 - 高齢者、障害者、子ども、若者、施設、店舗等
地域に暮らす仲間で連携し、支えあう地域共生社会へ
- 例)フードドライブ、支えあいマップの推進、ボランティア・担い手の養成、子ども・学生との協働によるまちづくり

支援

【市社会福祉協議会】

- 住民自治協議会や地域福祉ワーカーの進める地域福祉推進事業への支援
- 地域福祉ネットワークづくり
- 地域福祉ワーカー連絡調整会議
- 住民参加の協働活動の支援
- 各種補助金

連携

今後の地域福祉推進体制のあり方

(4) 地域福祉ワーカーへの支援及び住民自治協議会の負担軽減等

① 地域福祉ワーカーへの支援

地域福祉ワーカーは、地区地域福祉活動計画の策定や地域の支え合い活動の創出等、地域の特性を踏まえた活動を通じ、地域福祉を推進しています。

しかし、第三次計画の評価では「地域福祉ワーカーの負担が大きい」、「地域福祉ワーカーに対する市や市社会福祉協議会の支援が不十分」等の課題が挙げられているほか、令和元（2019）年10月に実施した住民自治協議会運営に係るアンケートにおいても、「福祉関係では、地域福祉ワーカーに事業が集中して大変」、「介護保険制度の改正により地域福祉ワーカーに生活支援コーディネーターの役割が加わり、専門性が増し、負担になっている」等の意見が挙げられています。

これらの意見を踏まえ、第三次計画において地域福祉ワーカーの新たな役割として位置付けた生活支援コーディネーターについて、地域福祉ワーカーと分離することを含め検討してきましたが、双方の役割の大部分が重複しており、分離させることが困難であるため、当面の間は、地域福祉ワーカーと生活支援コーディネーターの兼務を維持します。

一方、生活支援コーディネーターの役割が増えたことで負担が増しているとの意見もあることから、地域福祉ワーカーの役割を明確にするとともに、地域住民や関係機関等が役割の理解を深め、関係各課や支所、関係機関が連携して地域福祉ワーカーへの支援体制を充実することで、負担の軽減を図ります。

また、本計画を推進する中で、地域福祉ワーカーが担うことが困難な役割を精査し、生活支援コーディネーターに求める機能とその配置について、継続して検討します。

現在、高齢者分野においては、地域福祉ワーカーと地域包括支援センター*や支所等が協働して地域課題を集約し、住民自治協議会の各部会等と連携して課題解決に向けた検討や支え合い活動の創出に取り組む動きが始まっています。

高齢者以外の障害者、子ども及び生活困窮等の分野についても同様に、地域福祉ワーカーと連携し、支え合い活動の創出に向けて協働するために、市の高齢者、障害者、子ども及び生活困窮の各担当課と、各地域において地域福祉活動を推進している者、社会福祉施設やNPO、事業者等を含めた幅広い方々にご参加いただき、地域福祉に関する情報共有、課題抽出、取組における連携を推進します。

市社会福祉協議会は、令和4（2022）年度から専門的知識を有するコミュニティ・ソーシャルワーカー(CSW)*を2名配置することにより、地域福祉ワーカーを支援します。なお、コミュニティ・ソーシャルワーカーの全市的な配置については、必要性を含め、配置人数や管轄地域区分等様々な議論が必要であると考えられることから、今後、住民自治協議会の7ブロック*ごとに配置すること等について、具体的に検討します。

市は、高齢者、障害者、子ども及び生活困窮分野の市担当者によるチームを編成し、バックアップしていきます。

この他に、各地区において地区の枠を越えた地域資源の共有・地域のネットワーク作りを支援するためにコミュニティ・ソーシャルワーカーや地域福祉活動を推進する者及び各担当分野の市



担当者によるチームが参画する、(仮称) 地域福祉ネットワーク会議を開催し、福祉に関する情報共有し、地域課題の解決に当たります。

② 住民自治協議会の負担の軽減

令和元（2019）年10月に実施した「住民自治協議会の運営に係るアンケート」では、市からの依頼事務のうち、「民生委員児童委員候補者の推薦」等の人選に係る事務や「地域福祉推進事業補助金」の申請等、福祉に係る事務への負担が大きいとなっています。この他にも地域福祉ワーカーや事務局職員を含めた労務管理等が負担となっています。

市では、持続可能な住民の福祉の増進に資する取組が行われることを目指して、民生委員児童委員等の各種委員の役割や活動内容への理解が深まるよう広く市民に周知していきます。また、民生委員児童委員の活動を支援する「活動の目安と考え方に関するQ&A」を作成していきます。

地域福祉ワーカーについては、市社会福祉協議会等が地域福祉ワーカーを雇用することを含め、地域福祉の推進に向けて最も適切な方法を、住民自治協議会の意向を伺いながら、検討を進めます。

③ 地域福祉の新たな担い手の調査研究

少子高齢化や定年延長により、地域福祉活動の担い手の確保がより困難になることが予想されることから、引き続き、福祉共育（教育）を推進し、ボランティア養成の充実に努めるほか、社会福祉法人やNPO、事業者等との連携・協働や、コミュニティ・ビジネス*等について調査研究していきます。他にも令和2（2020）年に制定された労働者協同組合法（令和2年法律第78号）*を活用して、担い手不足が叫ばれる地域運営につなげることについても、調査研究していきます。

④ 生活支援体制整備事業*の柔軟な運用

平成27（2015）年4月の介護保険制度の改正に伴い、各住民自治協議会に対して地域福祉ワーカーと生活支援コーディネーターの兼務とともに、「介護予防・生活支援検討会*の設置」「支え合い計画の策定」及び「住民主体サービスの立ち上げ」について依頼をしてきました。しかし、本制度に関する市からの説明が不十分であったことから、住民自治協議会や地域福祉ワーカーの負担につながっている実態があります。

地域福祉の推進の観点から、「介護予防・生活支援検討会」については、地区の中で地域課題等を検討するのに相応しい場（検討の場）を設けることでも可能とします。また、地域包括支援センターが高齢者を中心とした地域課題の発見・把握や、地域づくり・資源開発を行うために開催する「地域ケア会議」と参集者・課題が重複することが多いことから、地域包括支援センターと連携した一体的な実施を可能とし、各地区の体制に応じた柔軟な対応も推奨していきます。

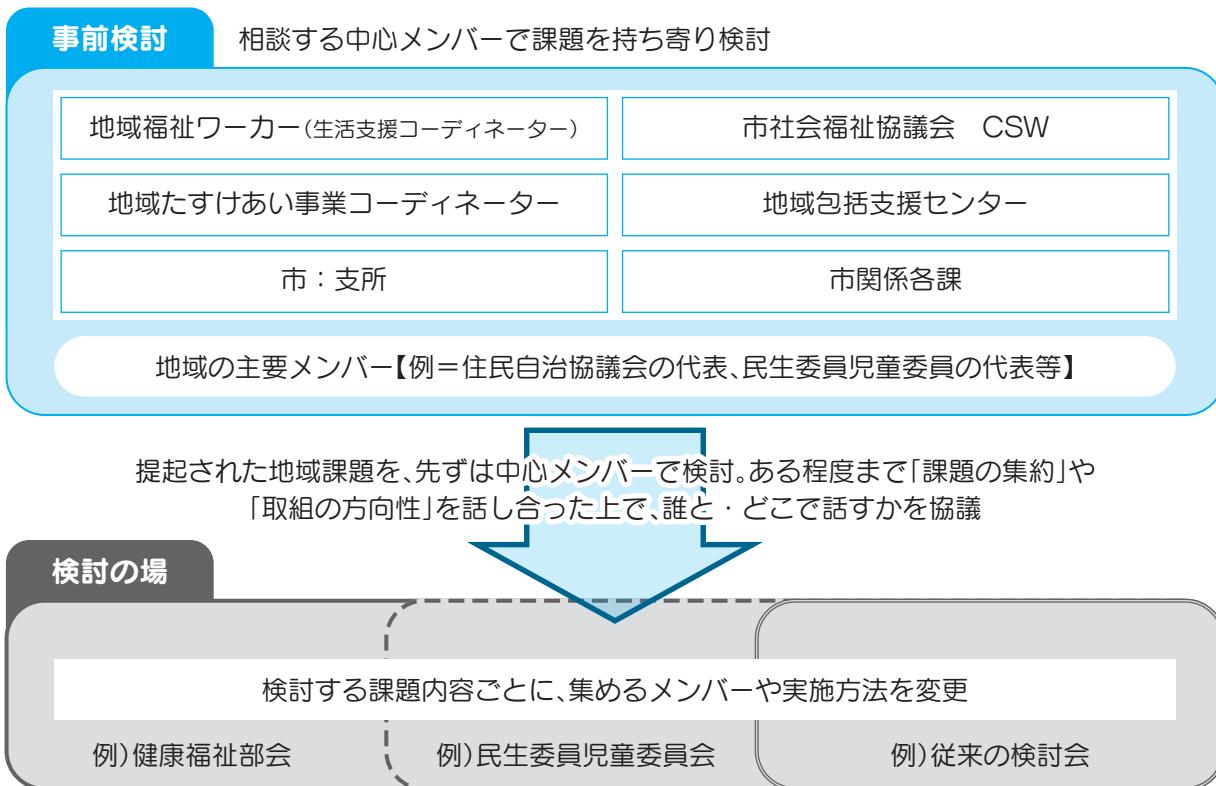
次に「支え合い活動計画」については、支え合い活動の推進を目指し、策定を依頼しておりましたが、各地区で策定している「地域福祉活動計画」に内容が包括されている場合には、新たな「支え合い活動計画」の策定は不要とします。

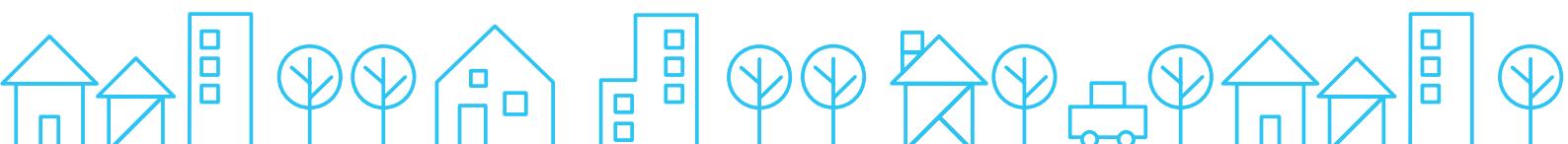
また、「住民主体サービスの立ち上げ」に関しては、住民同士の支え合い活動を育む土壤となる「住民活動」の創出と活動の支援に重点を置くこととします。住民活動の高まりの中から「住民主体サービス」の実施を希望する団体が現れた際には、市が介護保険制度の中で支援していきます。

今後の地域福祉推進体制のあり方

住民自治協議会だけでなく、市関係各課や、市社会福祉協議会、地域の社会福祉法人、NPO、事業者等が連携・協働する中で、多様な住民活動の創出と、活動継続を支援する取組を実施していきます。

【生活支援体制整備事業の検討イメージ】





第2部 名 論

施策の展開

施策の体系

**基本目標
1**

地域福祉を推進していくための基盤を強化する



**基本目標
2**

一人ひとりの“思い”をつなげ、様々な担い手が有機的に連携できる仕組みを整備する



**基本目標
3**

一人ひとりの“思い”を受け止め、支え合い活動や福祉サービスの充実を図る



**基本目標
4**

すべての人の安全・安心な暮らしと人権・権利を守る





1 - 1 地域福祉を推進する体制の再構築

1 - 2 地域福祉を推進する担い手や資源の創出

1 - 3 学び合い、共に育つ「福祉共育（教育）」の推進

2 - 1 多様な主体が連携・協働する体制の構築・強化

2 - 2 どんな悩みも「受け止め」「つなぐ」包括的な支援体制の整備

3 - 1 地域社会とのつながりの維持・創出

3 - 2 地域で見守り、地域で支える体制の充実

3 - 3 福祉サービスの充実と質の向上

4 - 1 災害時の安全・安心の確保、被災後のコミュニティ支援

4 - 2 生活困窮者自立支援の充実

4 - 3 成年後見制度の利用促進

4 - 4 権利擁護の推進

4 - 5 再犯防止対策の推進

施策の展開

基本目標1 地域福祉を推進していくための基盤を強化する

1-1 地域福祉を推進する体制の再構築

■目指す姿・状態

地域福祉を担う各種団体や関係機関、専門的人材等が、それぞれが担うべき役割を理解し、地域福祉の推進に主体的に参画できる体制が整っている。

【評価指標】

指 標	基 準 (R2)	目 標 (R8)
地区地域福祉活動計画の見直し、改定等に取り組んでいる地区数	32 地区	32 地区

※住みよいまちづくりを目指すために、地域の実情や特性、ニーズ等を考慮し、各地区で策定する地区地域福祉活動計画の実施・評価・改定等に取り組んでいる地区数を評価指標とします。

■現状

【背景・課題】

- 本市では、多くの住民自治協議会で地域福祉ワーカーを配置し地域福祉を推進しています。
- 住民自治協議会をはじめ、各主体の役割が明確でない、また、その役割が大きい、地域福祉ワーカーへの期待が大きい反面、専門的な知識がないと対応できない、地域によって活動に差がある等の指摘があります。

【取組状況・工夫】

- 住民自治協議会では、地区地域福祉活動計画を策定し、地域における活動の活性化に向けて計画的に取り組んでいます。
- 市社会福祉協議会では、住民自治協議会の支え合い活動に対する補助やセミナー・関係者会議の開催、地域支援担当職員の配置等を行っています。また、地区地域福祉活動計画を策定・改定等の際にも、導入部分から地域課題の洗い出し、計画骨子等の策定まで、地域とともに考え、支援しています。
- 市では、「長野市都市内分権基本方針」を策定し、住民自治協議会の活動が持続可能な住民活動となることを目指しています。
- 社会福祉施設や事業所、学校等が、スペースの貸出し、地域住民への開放、行事・イベント等への協力・共同開催、利用者との交流等、地域福祉活動や交流拠点として活用されています。

【必要な取組・支援】

- 地域福祉を推進する各主体の役割を明確にしていく必要があります。
- 住民自治協議会の地域福祉活動に対応するよう関係部局の相互連携・調整を行い、地域の特性に応じた地域福祉の推進を図っていく必要があります。



■施策の展開

(1) 住民自治協議会への支援の強化

地域福祉の担い手のひとつである住民自治協議会の活動に対し、地域と行政の役割分担を明確にするとともに各地区の実情に応じ、独自性や自主性に配慮しながら、主体的かつ持続可能な地域のための課題の見える化や解決に向けた既存事業の見直し、新規事業の開始等支援の充実を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
長野市都市内分権基本方針の策定・推進	地域活動支援課
コミュニティ・ソーシャルワーカーの配置	市社会福祉協議会
(仮称) 地域福祉ネットワーク会議の設置・開催	福祉政策課 市社会福祉協議会
福祉担当部会関係者会議の開催	市社会福祉協議会
地域福祉推進セミナーの開催	市社会福祉協議会

(2) 地区地域福祉活動計画の策定・推進支援

住民自治協議会が策定する地区地域福祉活動計画の検証・見直しを支援するとともに、新型コロナウイルス感染症や令和元年東日本台風災害の影響等、社会情勢を踏まえた計画策定及び計画に基づく取組の推進に向けた助言等を行います。また、計画の周知に向けた広報等の支援を行います。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
地区地域福祉活動計画策定、進捗管理の支援及び新たな課題に対する取組の開発等	福祉政策課 市社会福祉協議会
地域福祉活動振興事業	市社会福祉協議会
広報誌・ホームページ等を通じた周知	地域活動支援課 福祉政策課 市社会福祉協議会
地区懇談会への助成及び推進	市社会福祉協議会

(3) 地域福祉推進拠点の整備・活用の推進

地域の公的施設において、地域福祉活動の場や地域福祉に係る情報発信、ボランティアセンター等、地域福祉を推進するための拠点としての機能の整備を促進し、その活用を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
市有施設の空きスペースの活用の検討	関係各課※
地区ボランティアセンター等設置経費補助	市社会福祉協議会

※関係各課：現時点で定まっておらず、府内で調整する場合、関係各課と表示します。

施策の展開

■市民・地域・事業者に期待する役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉やその推進体制について関心を持ち、自分の地域の身近な活動について知ります。 ○ 地域住民の誰もが、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識のもと、住民の福祉の増進に向けた活動を推進します。 ○ 住民自治協議会が策定する地区地域福祉活動計画に基づく取組に積極的に参画します。
地域 (住民自治協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区地域福祉活動計画を策定し、計画に基づき住民主体の支え合い活動を推進するとともに、様々な機会や媒体を通じて、地区活動計画や活動の周知に取り組みます。地区活動計画の推進及び評価に当たっては、地域住民や福祉関係者、地区的役員をはじめ多様な主体の参画を得ながら検証や見直しを行い、課題やニーズに対応した取組につなげます。 ○ 地域団体は、住民自治協議会等が行う支え合い活動や地区活動計画に基づく取組に積極的に参画します。 ○ 行政や専門機関からフィードバックされた個別課題に対し理解を深め、地域でできることを考えます。 ○ 地域福祉ワーカーは、住民の福祉の増進に向けた活動を育みます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス提供事業者は、保有する資源や専門的な知見を地域福祉の推進に積極的に活用します。 ○ 地域で行われる支え合い活動や地区活動計画に基づく取組に積極的に参画します。

※市民…長野市在住又は長野市に通勤・通学する人を指します。

※地域…住民自治協議会や自治会、老人クラブ、育成会、商工団体、ボランティア団体、民生委員児童委員等、地域で活動する各種団体及び福祉関係者を指します。

※事業者…社会福祉法人やNPO、民間企業・事業所等地域で事業活動を行う団体を指します。



1-2 地域福祉を推進する担い手や資源の創出

■目指す姿・状態

多くの市民や団体が地域福祉の担い手として活躍している。また、地域福祉を牽引するリーダーやキーマンが様々な支援を受けながら育っている。

【評価指標】

指 標	基 準 (R2)	目標 (R8)
福祉に関するボランティア活動に「参加したい」と思う市民の割合（まちづくりアンケート）	49.5%	54.5%

※参加者数を増やすことで、より身近に福祉を感じてもらい、理解を広げるため、本指標を評価指標とします。

■現状

【背景・課題】

- 人口減少、少子高齢化が進む一方で、地域の福祉ニーズは増大し、かつ多様化してきており、地域福祉の担い手不足が課題となっています。
- 地域福祉ワーカーの専門的な知識の必要性や負担の増加についての意見が聞かれるほか、担い手やその活動に対し、行政からの支援の必要性が指摘されています。
- 定年延長等により現役世代の地域との関わりが薄くなっていますが、若者も含め、幅広い世代の参画促進が課題となっています。

【取組状況・工夫】

- 地域の人材に様々な場での講話や講演会での協力を依頼しています。
- 子どもが多く参加する行事等を通じて、若い世代の地域活動への参加を促進しています。
- 地区の役員を確保するため、選出委員会を設置している地区やルール化している地区、役員終了後に応援ボランティアメンバーとして登録していただいている地区等があります。
- ボランティア等の担い手同士の交流機会づくりや、趣味を通じて地域デビューを促進する等、楽しく継続した取組につなげています。

【必要な取組・支援】

- 地域福祉の担い手に対する支援の充実や自治会役員等、地域活動を牽引するリーダーの育成・確保を図っていく必要があります。
- ボランティアをしたいと考えている人が実践に移すことができるための仕掛けや、支援したい人と支援が必要な人とをつなげるための体制・機能の強化を図っていく必要があります。
- 人材バンクの構築やSNS*の活用等、地域で活躍する人材を幅広い分野、場で活用する仕組みづくりが必要です。
- 市は、地域共生社会実現のため、地域の課題を地域福祉の担い手となる方へフィードバックし、専門機関、事業者や地域住民全体で課題解決に向けた取組が進むよう支援していくことが必要です。

施策の展開

■今後の方針

(1) ボランティアの育成・活動支援

高齢者や障害のある人も含め、多様な人材がボランティアに携わるための支援や活動の場の充実を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
長野市ボランティアセンターの運営	市社会福祉協議会

(2) 多様な担い手の発掘・育成

自治会や地域団体の役員等、地域活動を牽引するリーダーやキーマンを含めた人材の発掘・育成に向け、各種講座・研修の開催、事例紹介・情報提供等の支援を行います。

また、役員やボランティアだけでは限界があります。同時に事業者には社会的責任を果たすために地域貢献をしたいところが増えていくですが、地域につながれていません。そこで、事業者等を取り込み、地域につなげていくことで、多様な担い手を発掘し、育成していきます。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
ながのシニアライフアカデミー運営	高齢者活躍支援課
長野県シニア大学との連携	市社会福祉協議会
多様な担い手の発掘・育成	市社会福祉協議会

(3) 地域福祉ワーカーの活動支援

地域福祉ワーカーに対し、研修機会の提供や活動に対する助言、各地区の地域福祉ワーカー同士の情報交換や連携促進等の支援を行います。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
地域福祉ワーカー連絡調整会議（学習会・情報交換会）の開催	福祉政策課 地域包括ケア推進課 市社会福祉協議会
スキルアップ講座の開催	市社会福祉協議会
地域福祉ワーカー（生活支援コーディネーター）雇用経費補助	福祉政策課 地域包括ケア推進課
コミュニティ・ソーシャルワーカーの配置（再掲）	市社会福祉協議会
（仮称）地域福祉ネットワーク会議の設置・開催（再掲）	福祉政策課 市社会福祉協議会



(4) 民生委員児童委員等への支援の強化

民生委員児童委員の活動内容の周知を図り、市民の理解や協力を促進します。

また、個の課題を地域で考えてもらえるよう、個人情報に配慮しながら、個別相談を地域福祉ワーカー、地域たすけあい事業コーディネーターや地域包括支援センターとの検討の場で共有し、専門機関へつなぐほか、「活動の目安と考え方に関するQ & A」を作成し、民生委員児童委員の活動を支援します。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
長野市民生委員児童委員協議会の運営	市社会福祉協議会
民生委員児童委員の活動の周知	福祉政策課
活動の目安と考え方に関するQ & Aの作成	福祉政策課
民生委員児童委員を対象とした研修会の開催	福祉政策課 市社会福祉協議会
福祉総合相談事業（きぼう相談、専門相談、福祉総合相談）	市社会福祉協議会

■市民・地域・事業者に期待する役割

市民	<ul style="list-style-type: none">○ 地域のボランティア活動等に関する情報収集を行い、家族や友人、知り合いに声を掛けながら積極的に参加します。
地域 (住民自治協議会)	<ul style="list-style-type: none">○ 地域団体の役員や活動を牽引するリーダーやキーマンの育成・確保に創意工夫を行います。○ 参加者同士の交流機会の確保を図る等、楽しく継続して活動できるための取組を推進します。○ 多様な媒体を活用して活動状況を積極的に発信し、住民の興味関心を持ってもらい、参加を促します。○ 元気な高齢者や障害のある人等、多様な担い手が参加しやすい支え合い活動を行います。○ ボランティア講座等を開催し、多様な担い手を養成します。○ 地域の社会福祉法人やNPO、事業者等と連携・協力して、担い手の確保や協働による地域福祉活動を推進します。○ 地域の福祉課題の共有や相互の活動や役割の理解に向けて、民生委員児童委員と福祉関係者との情報交換の機会を設けます。○ 地域福祉ワーカーは、地域の社会福祉法人やNPO等の社会資源を握り、市社会福祉協議会が行う多様な担い手の発掘・育成に協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○ 社会貢献の一環として、地域福祉の担い手として活動します。○ 地域が主体となって行う活動に積極的に協力・参加します。

施策の展開

1-3 学び合い、共に育つ「福祉共育（教育）」の推進

■目指す姿・状態

様々な体験や交流、学習等を通じて地域福祉に対する理解を深め、多様性を認め合いながら、一人ひとりができることについて考え、行動している。

【評価指標】

指 標	基準 (R2)	目標 (R8)
福祉に関するボランティア活動に「参加したい」と思う市民の割合（再掲）	49.5%	54.5%

■現状

【背景・課題】

- ・地域共生社会の実現のためには、住民一人ひとりが「我が事」としてとらえることが重要となっています。
- ・地域住民が地域福祉に興味を持ち、理解が深まるような取組の実施が求められています。

【取組状況・工夫】

- ・関係団体・機関との協力により、地域や学校等において「福祉共育（教育）」を推進しており、その活動の輪が広がってきています。
- ・福祉事業所では、地域住民や学校等のボランティアの受入れを行い、体験機会を提供しています。
- ・小・中学校では、地域人材の協力を得て、様々な講話を聞くことや、体験・交流する機会を創出しています。
- ・地域では、福祉に関する研修会や講演会を開催しているほか、地域の学校や施設等と連携した取組を推進しています。また、地域の回覧版に現在の状況をPRし、地域の状況や福祉課題についての理解促進を図っています。

【必要な取組・支援】

- ・子どもの頃から様々な体験や交流を通じて福祉意識の醸成や多様性を認め合うことができるための取組を推進していく必要があります。
- ・様々な世代や障害の有無に関わらず交流できる機会を充実させていくため、小地域の拠点を整備することで、福祉に接する機会を増やし、理解を深めることができます。



■今後の方針

(1) 「福祉共育（教育）」の充実

学校や地域において、世代や障害の有無に関わらず、多くの住民が参加し交流する中で、お互いに学び、認め合う「福祉共育（教育）」の充実を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
福祉教育普及校の指定及び普及校会議の開催	市社会福祉協議会
福祉共育のつどいの開催	市社会福祉協議会
地区社会福祉大会の助成	市社会福祉協議会
スポーツ・文化活動等を通じた福祉共育（教育）の推進	障害福祉課 スポーツ課

(2) 広報・意識啓発の推進

広報誌等への啓発記事の掲載やリーフレットの作成・配布、各種講演会やセミナー、イベントの開催等を通じて、地域福祉への関心を高めます。また、福祉を身边に感じてもらえるような行政連絡区等、小地域の拠点を整備することで、福祉に対する特別感を払拭し、理解を深めます。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
地域福祉に関する講演会・セミナーの開催	市社会福祉協議会
広報誌等への啓発記事の掲載	福祉政策課 市社会福祉協議会
障害者週間事業	障害福祉課
障害理解に関するリーフレットの配布	障害福祉課
認知症サポーター養成講座	地域包括ケア推進課
ゲートキーパー＊養成講座	保健所健康課
小地域の地域福祉拠点の整備	市社会福祉協議会

(3) ボランティア体験機会の充実

各種講座・研修の実施や参加促進、ボランティア活動に関する情報提供等により、ボランティア活動を体験する機会の充実を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
地域づくり・ボランティア講座の開催	市社会福祉協議会
サマーチャレンジボランティア事業	市社会福祉協議会

施策の展開

■市民・地域・事業者に期待する役割

市民	<ul style="list-style-type: none">○ 地域や学校等で行われる「福祉共育（教育）」や各種講演会、セミナー等に積極的に参加し、人権・福祉に関する理解を深めます。○ 児童・生徒は、学校の授業等における福祉共育（教育）・ボランティア学習の機会を通じて、人権や福祉に関する理解を深めます。
地域 (住民自治協議会)	<ul style="list-style-type: none">○ 行政や学校等と連携し、地域における「福祉共育（教育）」の場を積極的に設けるとともに、地域住民の参加を促します。○ 社会福祉法人や事業者等と連携し、既存の住民福祉大会等を活用し、様々な年代や多様な住民が参加し、交流できる学びの場づくりに努めます。○ 地域福祉ワーカーは、地域における社会資源の把握に努めるとともに、地域福祉懇談会等において、多様な地域課題を話し合い、解決に向けた住民相互の理解が進むように取り組みます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○ 地域や学校等と積極的に連携を図るとともに、専門的な視点からの福祉共育（教育）の提案や、保有する資源を活用する等、「福祉共育（教育）」の推進に協力します。



基本目標2

一人ひとりの“思い”をつなげ、様々な担い手が
有機的に連携できる仕組みを整備する

2-1 多様な主体が連携・協働する体制の構築・強化

■目指す姿・状態

地域福祉に携わる関係機関・団体等が地域における福祉課題を共有し、その解決に向けて連携・協働して取り組んでいる。

【評価指標】

指 標	基 準 (R2)	目 標 (R8)
コミュニティ・ソーシャルワーカー配置人数	0人	7人

※専門的知識を活かし、地域福祉活動をサポートするコミュニティ・ソーシャルワーカーの配置人数を評価指標とします。

■現状

【背景・課題】

- 多様な主体が支え手として関わっていく中で、担い手同士が連携し、協働して取り組んでいくことが重要になっています。
- 各種団体や事業者、商店等の取組や協力が個別になっており、連携・協働できるきっかけや仕掛けが必要です。
- 連携・協働を推進していくためには、情報共有の場の確保や充実、成功事例の水平展開が重要です。

【取組状況・工夫】

- 地区内で関係機関・団体や事業所等によるネットワークを構築し、情報交換・意見交換を行っています。
- 公民館・交流センターと住民自治協議会、地域包括支援センター等が年間計画を持ち寄り、行事を共催する等、地区内での連携を図っています。

【必要な取組・支援】

- 多機関・多職種によるネットワークの強化を図っていく必要があります。
- 地区内における多様な担い手の連携体制の構築・強化を支援していく必要があります。
- 同じ福祉課題を持つ複数地区での連携した取組を促進するためにも、地区間での情報共有の場の確保が必要です。

施策の展開

■今後の方向

(1) 多機関・多職種による連携体制の強化

地域の福祉課題の把握や地域資源の発掘、包括的な支援を推進するため、福祉分野をはじめ、保健・医療、教育、就労、司法等、様々な分野の多機関・多職種が連携して取り組むことができる体制の構築・強化を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
多機関の協働による包括的支援体制構築事業	福祉政策課 生活支援課 地域包括ケア推進課 障害福祉課ほか 市社会福祉協議会
地域ケア会議の開催	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
長野市在宅医療・介護連携推進会議の開催	地域包括ケア推進課 保健所総務課 医療連携推進課
長野市障害ふくしネットの機能強化	障害福祉課
ひきこもり支援事業	福祉政策課 保健所健康課 社会福祉協議会

(2) 地区内の連携・協働体制の充実

各住民自治協議会における地域福祉の担い手が連携し、情報共有、意見交換を行いながら、きめの細かい活動ができるよう支援します。また、コミュニティ・ソーシャルワーカーを配置することで、1地区では解決できない課題に対しても取り組みます。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
地区民生委員児童委員理事会への職員派遣	福祉政策課 市社会福祉協議会
コミュニティ・ソーシャルワーカーの配置（再掲）	市社会福祉協議会
福祉推進員への支援	市社会福祉協議会
ボランティア・地域活動拠点の整備	市社会福祉協議会

(3) 地区を越えた連携・協働体制の充実

各地区で行われている活動の情報共有や複数の地区で取り組むべき課題への対応に向けて、地区を越えて連携・協働し、発掘した資源を複数地区で活用できる体制づくりを推進します。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
(仮称) 地域福祉ネットワーク会議の設置・開催（再掲）	福祉政策課 市社会福祉協議会
福祉担当部会関係者会議の開催	市社会福祉協議会
コミュニティ・ソーシャルワーカーの配置（再掲）	市社会福祉協議会



■市民・地域・事業者に期待する役割

市 民	<ul style="list-style-type: none">○ 地区の情報交換会や連携した取組等に積極的に参加します。
地 域 (住民自治協議会)	<ul style="list-style-type: none">○ 地区課題を情報共有し、意見交換を行いながら多様な担い手と連携したきめ細かい活動を行うために、関係機関を交えた地区懇談会を行います。○ 地域地域福祉活動計画の策定や進行管理を通じ、地域ニーズの把握と連携体制の構築・強化を図ります。○ (仮称) 地域福祉ネットワーク会議に参加し、共通の福祉課題をもつ地区等と連携し、課題の共有や資源の活用、協働による取組を推進します。○ 地域福祉ワーカーは、役員や各種団体だけでなく、市社会福祉協議会が発掘・育成する多様な担い手（地域の社会福祉法人やNPO、事業者等の社会資源）を含めた地域の担い手間の連携を図り、地域課題に協働して取り組む体制の構築を図ります。○ 福祉推進員は、サロン活動等を通して行政連絡区内の福祉課題の把握や発見に努め、福祉ニーズを関係機関等へ伝達するとともに、民生委員児童委員と連携し日常的な見守り活動を行います。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none">○ 地域福祉の担い手の一人として、地区地域福祉活動計画の策定や(仮称) 地域福祉ネットワーク会議に積極的に参加します。

◆取組事例◆

むしくらネットワーク 中条地区

地域ぐるみの日常的な見守りや地域の困りごとなどを話し合うため、住民・民間事業者・ボランティア等の複数の機関により「むしくらネットワーク」を組織し、安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。



施策の展開

2-2 どんな悩みも「受け止め」「つなぐ」包括的な支援体制の整備

■目指す姿・状態

困りごとがあつたら気兼ねなく相談でき、多機関協働により連携した支援が受けられる体制が整備されている。

【評価指標】

指標	基準（R2）	目標（R8）
重層的支援体制整備事業の実施	未実施	実施

※重層的支援体制整備事業の実施の状況を評価指標とします。

■現状

【背景・課題】

- 人口構造や世帯構成、社会経済情勢の変化等を背景に、8050問題やダブルケア、ヤングケアラー等、個人や世帯が抱える課題が複雑化・複合化してきています。
- 国は、複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を創設しました。
- 生活課題の把握・明確化や制度の狭間のニーズへの対応が課題となっています。

【取組状況・工夫】

- 各分野の包括的な相談窓口として、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、子育て世代包括支援センター、子育てコンシェルジュ*（こども広場）、こども相談室、生活就労支援センター（まいさぽ長野市）を設置し、運営しています。
- 市社会福祉協議会に委託し、高齢、障害、子育て、生活困窮等多分野・多機関に渡る福祉に関する相談を包括的に受け止め、関係する支援機関につなぐとともに、連携して支援を行えるようにすることで、福祉に関する課題を抱えた個人、世帯が、何れの支援機関に相談しても、複数の機関から適切な支援を受けられるための体制整備に取り組んでいます。

【必要な取組・支援】

- 複雑化・複合化した福祉ニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえた体制の整備に取り組んでいく必要があります。



■今後の方針

(1) 身近な相談支援の充実

住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、一人ひとりの多様なニーズに応じ、きめ細かな支援につなげる相談支援体制の充実を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
地域包括支援センター（高齢者の総合相談）	地域包括ケア推進課
障害者相談支援センター事業	障害福祉課
ながの版ネウボラ*（子育て世代包括支援センター）	保健所健康課
子育てコンシェルジュ（こども広場）	保育・幼稚園課
自立相談支援事業	生活支援課
こども相談室事業	子育て家庭福祉課・ こども相談室
民生委員児童委員活動への支援	福祉政策課 市社会福祉協議会

(2) 相談支援体制の充実

複雑化・複合化した課題に対応できるよう、本人・世帯の属性や世代を問わず包括的な相談支援体制の構築を検討するとともに、支援が届いていない人に支援を届けるための取組を推進します。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
多機関の協働による包括的支援体制構築事業（再掲）	福祉政策課 市社会福祉協議会 関係各課
アウトリーチ*等を通じた継続的支援	関係各課

(3) 重層的支援体制整備事業への取組

平成29（2017）年の社会福祉法の改正により、包括的な支援体制の整備について規定が設けられ、市町村は、その体制を整備していくことになりました。また、国では、令和元（2019）年に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（以下「地域共生推進検討会」という。）」を設置し、同年12月に最終とりまとめを公表しました。地域共生推進検討会では、市町村における包括的な支援体制の整備のあり方として、「断らない相談支援」、「参加支援*」、「地域づくりに向けた支援*」の3つの分野横断的な支援による新たな事業の創設が提言されました。この提言を受け、令和2（2020）年6月の社会福祉法の改正により、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第106条の3第1項に規定される市町村における包括的な支援体制を整備するための具体的な事業として位置付けられており、同法第106条の4第2項には、本事業を構成する、「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」に加え、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「多機関協働」及び「支援プランの作成」の6つの事業が規定され、これらを一体的に実施する事業であるとされています。

施策の展開

本市においては、高齢者分野の支援体制としては、市内20箇所の地域包括支援センター、障害者の分野では、障害者相談支援センター、子どもの分野では、子育て家庭福祉課こども相談室、生活困窮の分野では、長野市生活就労支援センター（まいさぽ長野市）等で、分野別に相談に応じる一方、各分野にまたがる複雑化・複合化した課題に的確に対応するため、令和2（2020）年度から、国の「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」として、市社会福祉協議会に相談支援包括化推進員を配置し、困難事例に対応しています。この事業は、令和3（2021）年度からは、「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」のモデル事業と位置付けられています。

令和6（2024）年度から重層的支援体制整備事業への移行を目指し、令和3（2021）年度現在では、庁内関係課による検討会や庁外の関係支援機関等による意見交換会による検討を進めています。

【重層的支援体制整備事業への移行スケジュール案】

令和3年度	府内推進検討会の設置、府外関係支援機関との意見交換会等
令和4年度	重層的支援体制整備事業実施計画の策定、関係機関や地域等への説明会開催
令和5年度	移行に向けた関係機関等との連携体制の構築、新規拡大事業の準備等
令和6年度	長野市版「重層的支援体制整備事業」開始

【市・関係機関の主な取組】

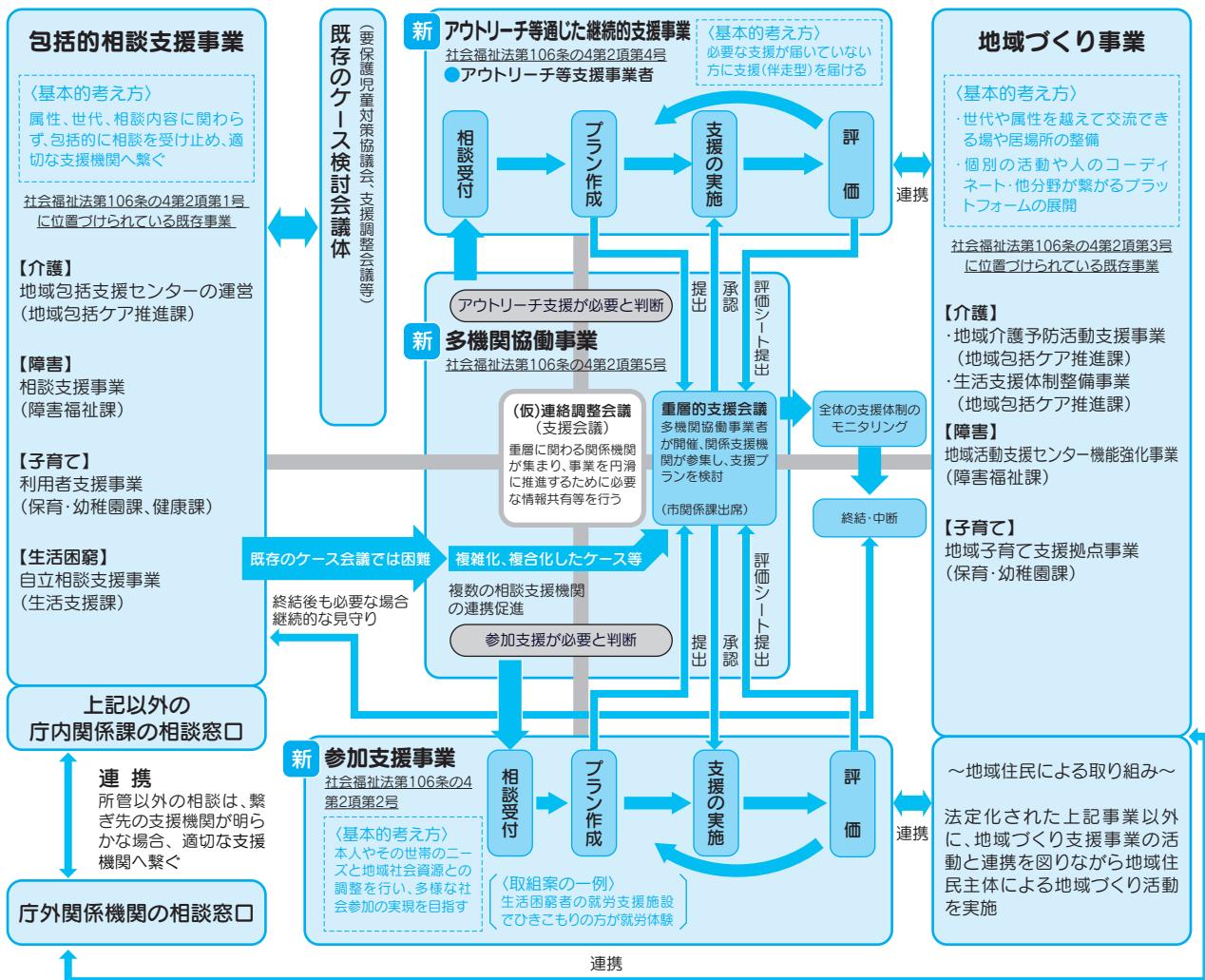
取 組	担当部署・関係機関
重層的支援体制整備事業	福祉政策課 関係各課 関係機関

■市民・地域・事業者に期待する役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の相談支援機関を知り、不安や困りごとを抱え込まずに相談します。 ○ 家族や近所の人、友人・知人等に不安や困りごとを抱えている人がいたら、相談支援機関につなげます。
地 域 (住民自治協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市及び市社会福祉協議会等が取り組む重層的支援体制の整備に際し、連携・協力します。 ○ 広報誌やSNS等、様々な機会、媒体を活用して、市や地区の相談支援機関・窓口について周知し、利用を促進します。 ○ 活動等を通じて不安や困りごとを抱えている人を把握したら、相談支援機関につなげます。 ○ 地域たすけあい事業コーディネーターは、地域福祉ワーカーや関係機関と連携し、福祉に関する相談の充実を図ります。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市が取り組む重層的支援体制の整備に際し、連携・協力します。 ○ 専門性を活かし、相談窓口の開設やよろず相談への助言等を行います。

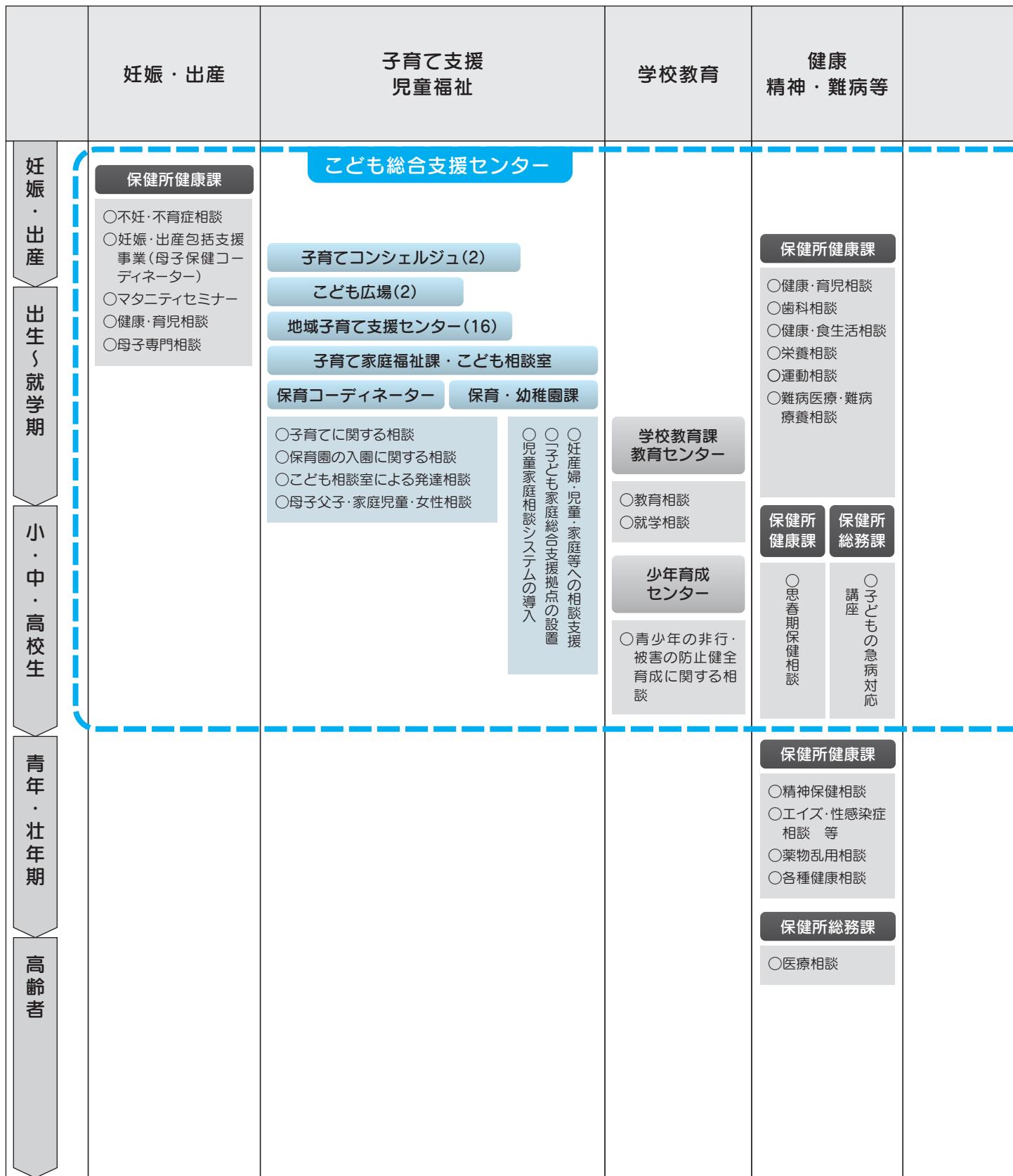


■長野市版「重層的支援体制」イメージ図（案）



施策の展開

【長野市の主な相談支援窓口】





障害福祉	高齢者福祉	生活困窮	その他 ひとり ダブルケア 制度対象外など	
障害福祉課 市社会福祉協議会 <ul style="list-style-type: none"> ○障害者(児)支援 ○障害福祉サービス利用 ○障害福祉に関する相談全般(相談支援センター) ○きぼう相談 ○虐待防止・権利擁護 		生活支援課 <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護に関する相談 	生活支援課 <ul style="list-style-type: none"> ○学習支援 	妊娠・出産 出生～就学期 小・中・高校生 青年・壮年期 高齢者
成年後見支援センター <ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護 障害福祉課 <ul style="list-style-type: none"> ○就労に関する相談 (長野圏域障害者就労・生活支援センター) 	地域包括ケア推進課 <ul style="list-style-type: none"> ○福祉・保健・医療等の総合相談 地域包括支援センター・在宅介護支援センター <ul style="list-style-type: none"> ○認知症、介護や介護予防に関する相談支援 	まいさば長野市 <ul style="list-style-type: none"> ○自立相談支援等 	保健所健康課 <ul style="list-style-type: none"> ○精神保健相談 市社会福祉協議会 <ul style="list-style-type: none"> ○きぼう相談 	

施策の展開

基本目標3

一人ひとりの“思い”を受け止め、支え合い活動や福祉サービスの充実を図る

3-1 地域社会とのつながりの維持・創出

■目指す姿・状態

誰もが地域社会とのつながりを持ち、顔見知りが増え、お互いを思いやることのできる関係が築かれている。

【評価指標】

指標	基準（R2）	目標（R8）
「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」と回答した市民の割合	21.3%	26.3%

※核家族化や単身世帯の増加により、世帯の支援力が低下してきています。地域社会での支え合いが更に重要なとなってきていることから、本指標を評価指標とします。

■現状

【背景・課題】

- 核家族化や一人暮らし世帯の増加が進む中、隣近所や地域での相互の助け合いが重要となっています。
- まちづくりアンケートの調査結果をみても、本市において隣近所との付き合いの程度が希薄化している状況が伺えます。
- 近隣関係が希薄化する中、地域とのつながりがなくなってきてています。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、様々な地域イベントや交流活動がしにくく状況となっており、活動の継続に対して不安視する声が多く聞かれます。

【取組状況・工夫】

- 若い子育て世代とつながるためにSNSの活用や、同年代で交流会を開催する等、幅広い世代において地域とのつながりの創出を図っています。
- 地区公民館や公民館・交流センター、社会福祉施設や事業所が提供するスペース等を居場所づくりや通いの場として活用しています。

【必要な取組・支援】

- アパートやマンション居住者の地域とのつながりづくりに創意工夫が必要です。
- 新しいコミュニケーションのあり方を模索しつつ、交流活動の活性化や居場所づくりの更なる推進を図っていく必要があります。
- オンラインやSNS等、デジタル技術を使うための支援や環境整備を進めていく必要があります。
- 関係課の連携・調整による地域公民館等の利用を容易にするための検討と、市社会福祉協議会の施設や事業者との連携による活動スペースの提供の促進が必要です。



■今後の方針

(1) 交流活動の活性化支援

住民が主体となって、地域住民や当事者等が集まり、楽しく過ごすことのできる場づくりに取り組んでいる団体・グループ等の活動に対し、活動費用の助成や活動内容の周知、活動への参加促進等の支援を行います。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
老人クラブ活動促進事業	高齢者活躍支援課
障害者レクリエーション活動等支援事業補助金	障害福祉課
子育て活動応援事業補助金	保育・幼稚園課
一般コミュニティ助成事業補助金	地域活動支援課
地域介護予防活動支援事業	地域包括ケア推進課
ボランティア養成講座	市社会福祉協議会

(2) 交流拠点の充実

誰もが気軽に立ち寄り、交流することができる拠点の充実を図ることで、より多くの人が顔見知りになり、地域と関わりを持つきっかけづくりを推進します。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
老人福祉センター、老人憩の家の運営	高齢者活躍支援課
公民館・交流センター等での世代間交流	家庭・地域学びの課
障害福祉施設の開放・地域交流	障害福祉課
認知症カフェ設置助成	地域包括ケア推進課
地域子育て支援拠点事業（こども広場、地域子育て支援センター）	保育・幼稚園課
まちの縁側事業	市社会福祉協議会
サロン事業の推進	市社会福祉協議会

(3) 地域における居場所の創出

地域の中に安心して過ごすことのできる居場所を創出し、地域住民の交流、社会との関わりの維持・創出を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
地域介護予防活動支援事業（再掲）	地域包括ケア推進課
放課後子ども総合プラン事業	こども政策課

施策の展開

(4) 新たな交流・コミュニケーションの促進

様々な交流活動において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行うとともに、リモートを活用することにより、移動の制約等によって参加できなかつた人でも気軽に参加できるような交流機会の創出を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
リモートによる交流・コミュニケーション支援	関係各課
感染予防対策の推進	保健所健康課
コロナ禍での工夫や好事例の情報収集と発信	福祉政策課 市社会福祉協議会

■市民・地域・事業者に期待する役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の人とあいさつや会話をし、顔見知りを増やします。 ○ 家族や友人・知人等に声を掛け合い、地域の行事やイベント、通いの場等に積極的に参加します。 ○ オンラインでの活動やSNS等を活用した新たな交流機会やつながりを利用します。
地 域 (住民自治協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の人たちが顔見知りになるためのあいさつ・声掛け運動を展開します。 ○ 隣組、班、常会等で、交流活動の充実に取り組みます。 ○ 自治会や事業者等と連携しながら、多様な人たちが楽しく参加できるイベントの開催や交流活動を行います。 ○ マンション居住者同士や地域住民と顔見知りになり、交流することができるための取組を進めます。 ○ 新たな交流・つながりの創出や幅を広げることができるよう、オンラインでの活動やSNS等を積極的に取り入れます。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な人たちが参加できるイベントの開催や交流活動を行います。 ○ 施設・設備の活用等、地域が行うイベントや交流活動に協力します。

◆取組事例◆

バーチャル旅行 芹田地区

コロナ禍でつながりや楽しみが限られるなか、地区では、様々な工夫をしてつながりや楽しみを創出しています。芹田地区はバーチャルで宮崎県へ旅行に行きました。





◆取組事例◆

学生と地域の連携 中御所地区

長野美術専門学校の学生が中御所地区にあるリサイクル BOX の表示をデザインしました。

若者が地域との関わりを持ちながら自分のできることを発揮できました。

このリサイクル BOX の収益は地域に還元されています。



◆取組事例◆

働く女性コミュニティ
「Biotope(ビオトープ)」

善光寺門前エリア

世代を超えて仲間を作れる自分のやりたいことを発信したら実現に協力してくれる仲間ができるネットワークです。

20～60代の女性が輝いています。

インスタグラム Facebook
フリーペーパーでや Web サイトで活動を発信しています。



施策の展開

3-2 地域で見守り、地域で支える体制の充実

■目指す姿・状態

隣近所や関わりのある人の状況を気に掛け、声を掛け合い、見守っている。また、多様な主体による支え合いの仕組みが活用されている。

【評価指標】

指 標	基 準 (R2)	目 標 (R8)
「お互い近所に住むものとして、できる範囲で援助したい」と回答した市民の割合	37.5%	42.5%

※地域共生社会の実現のためには、地域のヒト・モノ・コト等すべての資源が互いに連携を取りながら地域の課題解決に向けて行動することが求められています。そのためには、市民一人ひとりの意識を高めることが必要になるため、本指標を評価指標とします。

■現状

【背景・課題】

- ・近隣関係の希薄化に加え、アパート・マンション居住者の増加等を背景に、近所の人の状況や困りごとが増えにくくなり、地域での支え合いが少なくなっています。
- ・通院や買い物、地域活動への参加等での移動手段の確保が課題になっているほか、一人暮らし高齢者等で、草刈りや雪かき、ごみ出し等が困難な人が増えてきています。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により地域社会活動が大きく制限される等、社会環境の変化が生活や心身の健康に影響を及ぼしています。

【取組状況・工夫】

- ・高齢者や子育て家庭等を対象とした市民主体の支え合いを展開しています。
- ・障害のある人が地域のホームヘルプを行うことや、社会福祉法人等が草刈りや雪かきを行う等、多様な主体が地域の支え合い活動に参画しています。

【必要な取組・支援】

- ・地域住民が主体となって支え合う仕組みの更なる充実・活用を図っていく必要があります。
- ・一人ひとりの悩みや不安に寄り添った支援につなげるため、コーディネート機能の強化が必要です。
- ・持続可能でやりがいのある活動に向けて、有償ボランティアの活用や地域課題の解決が仕事となるような事業について、検討していく必要があります。



■今後の方針

(1) 多様な主体による支え合い活動の活性化

買い物や移動、日常生活のちょっとした困りごと等に対して、多様な主体が担い手として支え合う活動の活性化を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
地域たすけあい事業	市社会福祉協議会
ファミリー・サポート・センター事業	保育・幼稚園課

(2) 見守り活動の推進

孤立しがちな一人暮らし高齢者等に対する日常的な見守りや声掛け、定期的な訪問等を行う活動を推進します。また、関係機関が連携し、異変に気付いた時に適切に対応できる体制の強化を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
孤立防止・見守りネットワーク事業	福祉政策課
○高齢者等の見守りの協力に関する協定	地域包括ケア推進課
○長野市認知症見守りSOSネット事業に関する協定	市社会福祉協議会
民生委員児童委員活動への支援（再掲）	福祉政策課

(3) 有償ボランティアの仕組みの構築、コミュニティ・ビジネスの創出支援

有償によるボランティアの仕組みの構築や、地域の課題を地域住民が主体となってビジネスの手法を用いて解決するコミュニティ・ビジネス等について調査研究します。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
有償ボランティアの仕組みの構築	福祉政策課
コミュニティ・ビジネス等の研究	市社会福祉協議会

(4) コーディネート機能の強化

支援が必要な人一人ひとりの状況に応じたサービスや資源をつなげるコーディネート機能の強化を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
地域たすけあい事業コーディネーターの配置	市社会福祉協議会
保育コーディネーター・子育てコンシェルジュの配置	保育・幼稚園課
母子保健コーディネーターの配置	保健所健康課

施策の展開

(5) 自殺防止対策の推進

自殺や精神疾患等に関する正しい知識の啓発を図るとともに、市民一人ひとりが周りの人のSOSに気付き、受け止めて適切に行動することができるよう、ゲートキーパーとして必要な基礎的知識の普及を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
自殺に関する正しい知識の普及啓発	保健所健康課
ゲートキーパーの養成	保健所健康課
長野市自殺対策推進ネットワーク会議の開催	保健所健康課

■市民・地域・事業者に期待する役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日頃から隣近所の人の様子を気に掛け、普段と違う様子が見られたら声掛けをし、相談支援機関や福祉関係者につなげます。 ○ 地域の支え合い活動に参加し、できる範囲で支え手として活動します。
地域 (住民自治協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域におけるゆるやかな見守り体制の整備や支え合い活動の充実に取り組みます。 ○ 地域活動を通じて不安や困りごとを抱えている人を把握した場合、相談支援機関や福祉関係者につなげます。 ○ 行政連絡区単位で地域福祉懇談会を開催する等、地域の福祉課題・ニーズの把握に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の見守り活動に参加・協力します。 ○ 事業活動を通じて不安や困りごとを抱えている人を把握した場合、相談支援機関や福祉関係者につなげます。

◆取組事例◆

買い物支援・フレイル予防 第三地区

地区的スーパーが閉店して困っている住民を対象に、近隣地区のスーパーへのお買い物ツアーを実施しました。地域福祉ワーカーの付き添いのもと、6名の参加者が、行きはバス、帰りは自宅までタクシーを使って、買い物を楽しんだほか、お茶や会話など、参加者同士での交流も楽しみました。外出する機会や楽しみが増えることで、フレイル(虚弱状態)予防にもつながることが期待されます。





3-3 福祉サービスの充実と質の向上

■目指す姿・状態

一人ひとりの状況に応じた質の高い福祉サービスを安心して適切に利用できる体制が活用されている。

【評価指標】

指 標	基 準 (R2)	目標 (R8)
社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査*実施件数	362 件	430 件

*市では、社会福祉法その他の関係法令に基づき、社会福祉法人及び社会福祉施設等に対し、定期的又は随時指導監査を行っていることから、その実施状況を評価指標とします。

■現状

【背景・課題】

- 少子高齢化や核家族化、一人暮らし、共働き世帯の増加等に伴い、介護保険サービスや障害福祉サービス、保育サービス等福祉サービスの需要も増加することが見込まれる一方、担い手不足が顕在化しています。

【取組状況・工夫】

- 各分野の個別計画の策定を通じてサービス見込み量を推計するとともに、その確保に取り組んでいます。
- 質の確保・向上のため、サービス事業者等に対する助言・指導や職員研修、福祉サービス第三者評価*の受審促進等を行っています。
- 必要な人が必要な支援やサービスを受けることができるよう、ケアマネジメントの充実や情報提供等を行っています。

【必要な取組・支援】

- サービス提供基盤の確保を図るとともに、安心して利用できるための質の向上や情報提供の充実を図る必要があります。
- 一人ひとりの心身の状態や生活状況等に応じた福祉サービスを適切に利用することができる相談支援・ケアマネジメントの充実を図る必要があります。

施策の展開

■今後の方針

(1) サービス提供基盤の充実

福祉ニーズに応じたサービス提供事業者の確保に努めるとともに、福祉サービス従事者の確保・育成に向けた取組を推進します。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
介護サービスの充実	高齢者活躍支援課 地域包括ケア推進課 介護保険課
障害福祉サービスの充実	障害福祉課
保育サービスの充実	保育・幼稚園課

(2) サービスの質の向上のための取組の推進

関係機関及びサービス提供事業者と連携し、従事者等の資質・技術の向上のための取組を推進します。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
サービス事業者等への助言・指導・監査	福祉政策課(福祉監査室) 高齢者活躍支援課 地域包括ケア推進課 介護保険課 障害福祉課 保育・幼稚園課
各種相談・意見への対応	地域包括ケア推進課 介護保険課 障害福祉課 保育・幼稚園課
福祉サービス第三者評価の実施の促進	福祉政策課 高齢者活躍支援課 障害福祉課 保育・幼稚園課

(3) 相談支援・利用支援の充実

一人ひとりの状況に応じた支援が受けられるように利用者支援の充実を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
地域包括支援センター(高齢者の総合相談)(再掲)	地域包括ケア推進課
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 (ケアマネジャー*への支援)	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
障害者相談支援センター事業(再掲)	障害福祉課



取組	担当部署・関係機関
計画相談事業・障害児相談支援事業	障害福祉課
障害者相談支援専門員等スキルアップ研修	障害福祉課
発達相談支援センター事業	障害福祉課
利用者支援事業 ・子育てコンシェルジュ（こども広場） ・保育コーディネーター ・ながの版ネウボラ（子育て世代包括支援センター）（再掲）	保育・幼稚園課 保健所健康課
こども相談室事業（再掲）	子育て家庭福祉課・ こども相談室
福祉総合相談事業（きぼう相談、専門相談、福祉総合相談）	市社会福祉協議会

(4) サービスの円滑な提供

サービスを適切に選択し、利用することができるよう、利用者の特性に応じた情報提供の充実や適正な認定、所得等に応じた経済的負担の軽減等を行います。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
各種制度・サービスに関する情報提供	関係各課
公正で迅速な要支援・要介護、支援区分等の認定	介護保険課 障害福祉課
サービス利用料等の軽減・減免	関係各課

■市民・地域・事業者に期待する役割

市民	<ul style="list-style-type: none">○ 福祉に関する各種制度やサービス内容、提供事業者等について、様々な媒体から情報収集を行います。○ 福祉サービスの利用が必要になったら、市の相談窓口等に相談の上、適切に利用します。
地域 (住民自治協議会)	<ul style="list-style-type: none">○ 活動等を通じてサービスの利用が必要と思われる人を把握した場合、相談支援機関につなげます。○ (仮称) 地域福祉ネットワーク会議等に参画し、地域ニーズの把握とサービス提供体制の確保・充実を促します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○ 行政や他の事業者等と連携し、地域の福祉ニーズの把握に努めつつ、ニーズに応じた事業展開と安定的な経営に努めます。○ 利用者の意見を収集し、また、職員研修や第三者評価等を通じて、福祉サービスの質の向上と利用者の安全安心の確保に努めます。○ 利用希望者が適切にサービス等を選択できるよう情報公開を行います。

施策の展開

基本目標4

すべての人の安全・安心な暮らしと人権・権利を守る

4-1 災害時の安全・安心の確保、被災後のコミュニティ支援

■目指す姿・状態

誰もが安心して暮らしていくことができるよう、地域ぐるみの見守りや支え合いが行われている。

【評価指標】

指標	基準（R2）	目標（R8）
地域防災マップ作成率	77.8%	85.0%

※災害時の被害を最小限にするために、地域の実情に応じ作成される地域防災マップが作成された自主防災組織の割合を指標とします。

■現状

【背景・課題】

- 東日本大震災や令和元年東日本台風による甚大な被害、度重なる自然災害の経験から、災害時における避難支援の重要性が浮き彫りになり、特に、高齢者や障害者、日本語が分からぬ外国人等に対する避難情報の伝達方法や避難所での配慮等が課題となっています。
- 令和3（2021）年には、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正により、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。
- 災害時の避難支援体制の確立においては、要支援者の把握において個人情報の共有が課題になっているほか、地域でどこまで支援すべきか、対応が可能か不安である、といった意見が聞かれています。

【取組状況・工夫】

- 出前講座により、避難情報等について普及を図っています。
- 地域の福祉施設を福祉避難場所に指定し、協働による訓練を実施しています。

【必要な取組・支援】

- 市民一人ひとりの災害に対する準備を促すとともに、地域団体や福祉事業所等において様々な災害を想定した訓練の実施を促進していく必要があります。
- 個人情報の取扱いについての考え方を整理しつつ、災害時避難行動要支援者の把握及び個別避難計画の作成を進めていく必要があります。
- 誰もが安心して避難生活を送るためにも、一人ひとりのニーズの違いに配慮した避難所の運営が必要です。



■今後の方針

(1) 平時からの準備の促進

防災に関する知識の普及や防災訓練の実施等、災害発生時に被害を最小限に抑えるための平時からの準備やつながりづくりを促進します。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
災害時支え合いマップづくりの推進	市社会福祉協議会
自主防災訓練の実施	消防局警防課
地域防災マップの作成	危機管理防災課
防災紙芝居・絵本	危機管理防災課
マイ・タイムライン*の作成（長野市版）	危機管理防災課
わが家の避難行動確認シート	危機管理防災課
自主防災活動の手引き	消防局警防課

(2) 避難行動要支援者への支援の充実

災害時の避難に支援が必要な人の把握と台帳づくりを進めるとともに、地域や事業所等の協力・連携のもと、個人ごとの避難計画の作成を進めます。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
避難行動要支援者名簿の提供	危機管理防災課 福祉政策課
個別避難計画の策定の推進	危機管理防災課 福祉政策課
避難行動要支援者対策事業	消防局予防課

(3) 安全・安心な避難生活の確保

避難場所において、避難者の特性に配慮した環境整備と医療・介護体制の確保に努めます。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
避難所の設置・運営	危機管理防災課 関係各課
福祉避難所の設置・運営	福祉政策課
防災に向けた関係部局の情報交換	危機管理防災課 関係各課

(4) 被災後のコミュニティ支援

災害は避難して終わりではありません。令和元年東日本台風災害においては被災後のコミュニティ再建が大きな課題となりました。今後の災害においても、被災地区のコミュニティ支援を行うことで、今後の被災地区の運営や戻りたい場所に安心して帰ることができる地域づくりを目指します。

施策の展開

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
被災者の心のケア（相談窓口の設置※法律相談を含む）	市社会福祉協議会 関係各課
被災者への見守り孤立防止支援	福祉政策課 市社会福祉協議会
被災地区住民自治協議会への支援	地域活動支援課 市社会福祉協議会 危機管理防災課
被災地区的復興応援事業、まちづくり支援	復興推進特別対策室

■市民・地域・事業者に期待する役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○隣近所と顔見知りになり、お互いに見守り、助け合う関係を築きます。 ○日頃から災害発生時の避難行動の確認や被害を最小限に抑えるための準備を行います。
地 域 (住民自治協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ○隣近所と、見守り、助け合う関係づくりに取り組みます。 ○防災意識の醸成や災害発生時の行動等について学ぶ機会を設けます。 ○災害時避難行動要支援者の把握や個別の避難支援計画の作成に協力します。 ○各地区の特性や実情に応じた「地域防災マップ」作成や市や市社会福祉協議会とともに「災害時支え合いマップ」を作成します。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○防災訓練の実施や事業継続計画の作成等、利用者・顧客、従業員等の命と財産を守り、また、事業を継続していくことができるための取組を推進します。 ○災害発生時の安全・安心な避難生活や復旧・復興に向けた取組に協力します。

◆取組事例◆

地域コミュニティ「ぬくぬく亭」

令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた豊野地区では地域のつながりを絶やさず「ぬくぬく亭」という集まれる場が生まれました。



◆取組事例◆

ふれあい避難所体験 第三地区柳町

第三地区柳町では、令和3年度「ながのまちづくり活動補助金」を活用して「ふれあい避難所体験」を実施しました。消火訓練や炊き出し訓練、ダンボールベッド作り等を体験しました。高校生ボランティアも子どもたちに防災グッズ作りを指導してくれました。





4-2 生活困窮者自立支援の充実

■目指す姿・状態

生活に困窮している人が、悩みに寄り添った支援によって、自立に向けて前向きに取り組んでいるとともに、早期把握やフードドライブの充実、就労の場の開拓等、生活困窮者の支援を通じた「地域づくり」に取り組み、生活困窮者に理解のある社会が創造されている。

【評価指標】

指 標	基準（R2）	目標（R8）
認定就労訓練事業所の数	14 事業所	15 事業所

※生活に困窮されている方のうち、すぐには一般就労に就くことが困難な者等に対して、軽易な作業等、その者の状況に応じた就労の機会を提供しながら、生活面や健康面での支援を行う生活困窮者就労支援事業により認定された事業所の数を評価指標とします。

■現状

【背景・課題】

- 本市の生活保護世帯数は増加傾向にあり、令和2（2020）年度は月平均で2,641世帯となっています。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、経済的に厳しい状況に置かれている人の増加も懸念されます。

【取組状況・工夫】

- 長野市生活就労支援センター“まいさぽ長野市”においては、様々な問題を抱えて生活に困窮している者に対し、地域の関係機関と連携しながら寄り添い型の相談支援を実施しています。

【必要な取組・支援】

- 重層的支援体制整備事業と併せ、生活困窮者に対する自立支援の強化が必要です。
- 民生委員児童委員等と連携し、問題を早期に把握する必要があります。
- 社会的に孤立することのないよう地域とのつながりを創出するための取組を推進する必要があります。

■今後の方針

(1) 相談支援体制の充実

生活困窮者の自立支援に向けた相談支援体制及び関係各課・機関の連携の強化に努めます。また、生活に困窮している者の早期把握に努め、相談につなぐ体制づくりに取り組みます。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署・関係機関
自立相談支援事業	生活支援課 市社会福祉協議会
生活困窮者自立支援庁内連携会議の開催	生活支援課 市社会福祉協議会
包括的総合相談事業	市社会福祉協議会

施策の展開

(2) 生活・就労支援の充実

社会環境の変化や生活実態の把握に努めつつ、安心・安全な生活や安定的な就労ができるよう、生活全般に関する相談や生活支援、経済的自立に向けた支援の充実を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
生活就労支援センター（まいさぽ長野市）での相談支援	生活支援課 市社会福祉協議会
家計改善支援事業	生活支援課 市社会福祉協議会
就労準備支援・就労訓練事業	生活支援課 市社会福祉協議会
一時生活支援事業	生活支援課 市社会福祉協議会
ジョブ縁ながの開設	生活支援課
母子・父子自立支援員の配置	子育て家庭福祉課
高等職業訓練の促進	子育て家庭福祉課

(3) 子どもの貧困対策の充実

現在から将来にわたって、すべての子どもが前向きな気持ちで夢や希望を持つことができるよう、学習・体験機会の確保や生活・経済面での支援を行うとともに、保護者に対する就労等の支援の充実を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
ひとり親家庭子どもの生活・学習支援	子育て家庭福祉課
生活困窮世帯等の児童生徒の学習支援	生活支援課 市社会福祉協議会
スクールソーシャルワーカー活用	学校教育課
高等職業訓練の促進（再掲）	子育て家庭福祉課
生活保護受給者等就労自立促進事業	生活支援課 ハローワーク長野

■市民・地域・事業者に期待する役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮や子どもの貧困問題に関心を持ち、理解を深めます。 ○生活に困窮している場合、身近な相談者や相談支援機関に相談します。
地域 (住民自治協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ○活動を通じて支援が必要と思われる人を把握した場合、身近な相談者や相談支援機関につなげます。 ○生活に困窮している人が地域で孤立しないための居場所やつながりづくりに努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○生活に困窮する人が自立支援のために働く場所や孤立しないための居場所づくりに取り組みます。



4-3 成年後見制度の利用促進 (長野市成年後見制度利用促進基本計画)

■目指す姿・状態

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力の不十分な人も成年後見制度の利用や地域の支援により、住み慣れた地域で尊厳を持って暮らし続けている。

【評価指標】

指 標	基準 (R2)	目標 (R8)
成年後見制度について知っている人の割合	72.1%	83.3%

※判断能力の不十分な人を法的に保護し、支援するための制度として設けられた成年後見制度について知っている人の割合を評価指標とします。

■現状

【背景・課題】

- 判断能力の不十分な人を法的に保護し、支援するための制度として成年後見制度が設けられています。
- 令和2(2020)年度に実施したまちづくりアンケートでは、成年後見制度の意味を知っている、若しくは聞いたことがあると回答した人が7割を超えており、徐々に浸透しつつあります。
- 高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が増えてきており、今後も増加が見込まれます。
- 親族等の関わりが希薄なことにより、将来の生活に不安を抱えている高齢者が増えています。

【取組状況・工夫】

- 長野市成年後見支援センターを設置し、成年後見制度に関する相談を受けているほか、市民後見人の育成等を行っています。
- 親族が後見開始の審判の申立てを行うことができない場合には、法律に基づき、市長が申立て(審判の請求)を行っています。
- 「おひとりさま」あんしんサポート相談室を設置し、親族等の支援が得られない方が抱える様々な相談に対応しています。

【必要な取組・支援】

- 引き続き、成年後見制度の周知を図るとともに、必要な人が利用できるよう支援の充実と体制強化を図っていく必要があります。
- 任意後見、補助・保佐・後見*に関する広報機能・相談機能を備えた地域連携ネットワーク体制の推進を図っていく必要があります。
- 関係機関との連携により、身寄りがなくても安心して生活できる地域づくりを進める必要があります。

施策の展開

■今後の方向

(1) 成年後見制度の普及促進

パンフレットや広報誌、ホームページ等、様々な媒体や機会を通じて成年後見制度についての周知を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
市民向け啓発パンフレットの作成・配布	地域包括ケア推進課 成年後見支援センター 地域包括支援センター
「広報ながの」への記事掲載	地域包括ケア推進課
ホームページを通じた制度の周知	地域包括ケア推進課 市社会福祉協議会

(2) 成年後見制度の利用に向けた支援の充実

必要な人が利用できるための支援を行うとともに、市民後見人の育成等、市民が主体となつた成年後見制度支援を促進します。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
成年後見に関する市長申立手続きの実施	地域包括ケア推進課 障害福祉課
市民後見人の育成・研修会の実施	成年後見支援センター

(3) 成年後見制度を利用しやすい環境の整備

ア 中核機関の充実

a 設置主体

地域連携ネットワークの中核機関として機能する長野市成年後見支援センターについて、令和3(2021)年度から市が設置主体となって、市社会福祉協議会に運営を委託しています。

b 主な機能

中核機関は、成年後見の広報活動や相談を行うほか、成年後見に係る情報・団体の情報を集積し、相互の連携・ネットワークの要としての機能を果たします。

c 業務内容

(a) 広報業務

成年後見制度全般にわたる広報に取り組むとともに、各種団体等が行う広報・周知活動を支援します。

また、各地区の民生委員児童委員協議会定例会や金融機関への説明会を実施します。

(b) 専門相談業務

成年被後見人・成年後見人いすれからの相談に応じ、適切に成年後見制度を運用するとともに、関係団体等の相談業務の連携を図り、連携ネットワーク機能による相談体制の構築を図ります。



(c) 利用支援・促進業務

ケース方針検討会議を実施するとともに、弁護士等の専門職による困難ケースの検討、後見受任者の検討等を行います。

また、専門職を派遣してニーズを診断する等、きめ細やかに対応します。

(d) 担い手の育成・活動の支援（市民後見推進事業）

市民後見人養成研修修了者の実務研修を実施するほか、法人後見支援員のうち適任者を成年後見人等候補者として家庭裁判所へ申し立て支援を行います。

(e) 後見活動支援

後見受任者（親族後見人のほか、センターを通じて受任調整した第三者後見人）からの相談を受ける等の支援を行います。

イ 地域連携ネットワークの強化

地域連携ネットワークは、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とし、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。長野地域成年後見支援ネットワーク協議会を中心とし、市社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域包括支援センターや事業者等と連携し、地域連携ネットワークの強化を図ります。

ウ 広域利用の推進

本市が中心市となる長野地域連携中枢都市圏において、単独で中核機関を設置することが困難な信濃町、小川村、飯綱町と連携協約を締結し、令和3（2021）年度から長野市成年後見支援センターを共同で利用しています。今後は、連携町村における成年後見制度の利用促進も併せて進めていきます。

（4）成年後見制度の推進体制及び進捗管理

ア 成年後見に関する基本的な事項を審議調査する審議会

本市が設置する「長野市社会福祉審議会」に成年後見に関する基本的な事項を審議調査する権能を付与することとし、令和2（2020）年度に成年後見制度に関する学識経験者を新たに同審議会委員に委嘱しました。

同審議会には複数の専門分科会があり、成年後見制度が関連するものとして地域福祉、老人福祉、障害者福祉専門分科会があることから、総合的な審議調査を本会で行い、必要に応じて各専門分科会でも審議調査や報告を行います。

イ 地域連携ネットワーク協議会

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門知識を有する者、医師、福祉関係者、当事者団体の代表等により構成される長野地域成年後見支援ネットワーク協議会を設置し、家庭裁判所との連携を確保しながら、成年後見支援センターの運営に関する事項、地域における関係団体の連携に関する事項その他必要な事項について協議し、圏域での成年後見制度の利用促進を図ります。

ウ 地域ケア会議の活用

地域包括支援センターその他の多様な関係者が連携する地域ケア会議を活用して成年後見制度の普及促進・利用者支援や地域連携の強化を図ります。

施策の展開

(5) 日常生活自立支援事業等関連制度との連携強化

市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業は、判断能力が十分ではないが、契約行為について意思決定が可能な人を対象として、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用手続等の支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められること、生活支援員等による見守り等、本人に寄り添った支援が可能であること等、後見制度を補完する特徴を有しています。

地域連携ネットワークの構築に併せて、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携を強化し、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、中核機関と連携して成年後見制度へのスムーズな移行等を検討します。

(6) 身寄りのない高齢者等への支援

ア 「おひとりさま」あんしんサポート相談室の設置

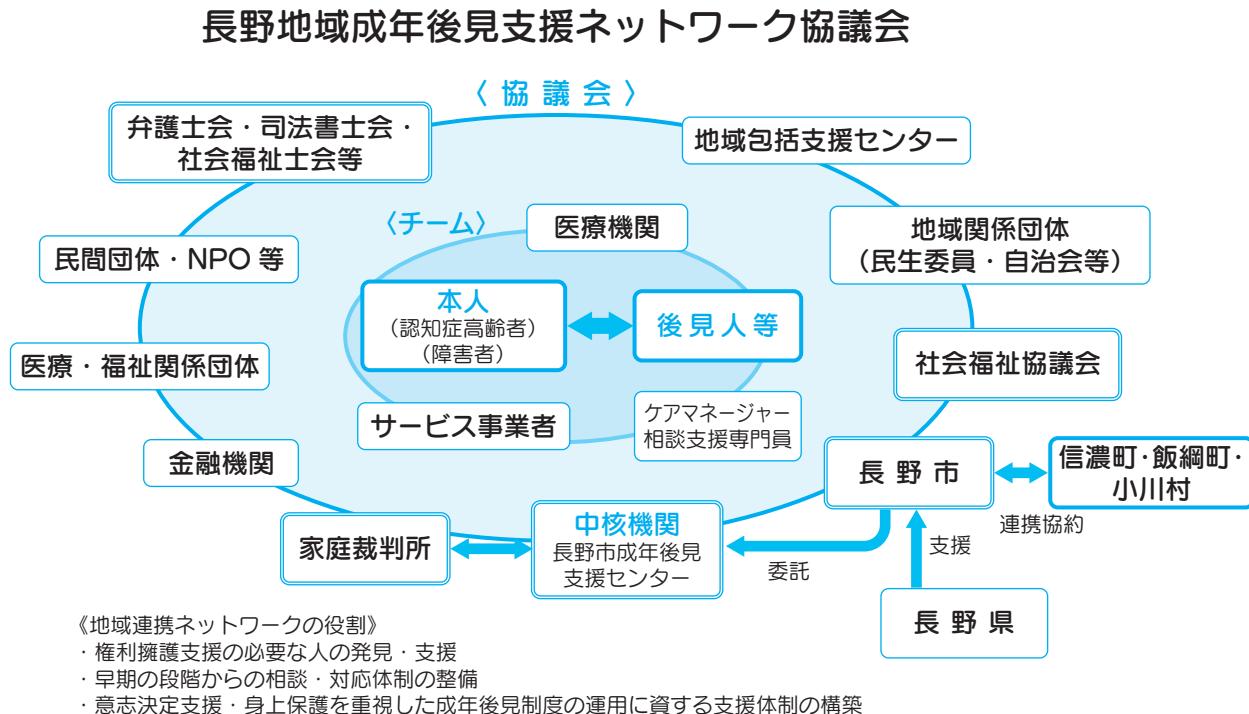
「おひとりさま」あんしんサポート相談室において、関わりのある親族がいないため、今後の生活に不安を抱えている意思決定が可能な、いわゆる「おひとりさま」の相談に広く応じ、任意後見の利用促進と地域の力を活用しながら安心して暮らすことのできる地域づくりを目指し、地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員児童委員、医療機関等と連携する支援システムのネットワーク構築を図ります。

イ 身元保証がない高齢者等の入院・入所に係るガイドラインの策定

「おひとりさま」あんしんサポート相談室において把握される身寄りのない高齢者等の実情及び支援の実績を分析・評価し得られたエビデンスから、医療機関、行政機関、福祉施設、不動産事業者等と連携して、身寄りがなくても安心して入院・入所・入居できる地域ガイドラインを策定します。



■中核機関・地域連携ネットワークのイメージ



◆取組事例◆

おひとりさま安心サポート相談室

令和3（2021）年10月1日に「おひとりさま」あんしんサポート相談室を長野市ふれあい福祉センター（市社会福祉協議会）内に設置しました。

いざというときに頼れる親族のいない、いわゆる「おひとりさま」の困りごとや将来への不安、任意後見制度活用など総合的な相談に対応します。



施策の展開

4-4 権利擁護の推進

■目指す姿・状態

年齢や性別、障害の有無等に関わらず、すべての人の権利が守られ、暴力や虐待等により人権が侵害されることのないよう、地域全体で見守る体制が整っている。

■現状

【背景・課題】

- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、感染者や関係者等に対する様々な差別や偏見が生まれることや、長引く自粛生活等による家庭内での暴力や虐待の増加が懸念されています。
- LGBTQ+*等、性的少数者についての関心が高まり、多様性を認め合う社会の構築が求められています。
- インターネットの普及や新型コロナウイルス感染拡大に伴う自粛生活等の影響により、ネット通販の利用が拡大する等、消費生活に変化が見られます。

【取組状況・工夫】

- 高齢者や障害者、子ども等に対する虐待防止に向け、関係機関・団体によるネットワークを構築しています。
- 障害者週間や人権週間等において差別や偏見、権利擁護等に関する啓発事業を展開しています。

【必要な取組・支援】

- 暴力や虐待に気付き、早期の状況把握・対応ができる地域づくりや体制の更なる強化を図るとともに、養護者等に対する支援の充実が必要です。

■今後の方向

(1) 暴力・虐待防止対策の強化

関係機関・団体が連携し、あらゆる暴力の根絶や虐待防止に向けた様々な支援を行うとともに、暴力や虐待の早期発見及び迅速かつ適切な対応がとれる体制の強化を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
養護者による高齢者虐待に関する相談・対応	地域包括ケア推進課
施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・対応	高齢者活躍支援課
高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会の開催	地域包括ケア推進課
長野市地域包括支援センター(高齢者虐待に関する相談・対応)	地域包括ケア推進課
障害者虐待に関する相談・対応	障害福祉課
障害者虐待防止センター事業	障害福祉課
児童虐待・DVに関する相談・対応	子育て家庭福祉課
長野市要保護児童対策協議会運営	子育て家庭福祉課



取組	担当部署・関係機関
障害者権利擁護サポートセンター事業	障害福祉課
いじめ問題対策連絡協議会運営	学校教育課

(2) 差別や偏見をなくすための取組の推進

障害や性的指向・性自認、犯罪被害者の二次被害*や新型コロナウイルス感染症等による差別や偏見をなくし、多様性を認め合うことができるよう、それらに関する正しい知識を習得し、理解を深めるための取組を推進します。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
障害者差別解消センター事業	障害福祉課
障害者権利擁護サポートセンター事業（再掲）	障害福祉課
やさしいお店登録制度	障害福祉課
人権教育・啓発事業	人権・男女共同参画課

(3) 消費啓発・詐欺防止対策の強化

悪質商法や特殊詐欺の被害を防止するため、様々な媒体を通じた啓発、注意喚起や日頃からの声掛けや見守り等、地域や家族ぐるみで防止対策を促進します。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
消費者被害防止に向けた広報啓発・出前講座 消費者センター	市民窓口課
高齢者向け消費啓発事業	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター

■市民・地域・事業者に期待する役割

市民	<ul style="list-style-type: none">○暴力・虐待や人権問題、消費生活等の問題に関心を持ち、正しい知識を習得し、理解を深めます。○隣近所や家族、友人・知人等に異変を感じた場合、関係機関や身近な相談者に連絡・相談します。
地域 (住民自治協議会)	<ul style="list-style-type: none">○暴力・虐待や人権問題、消費生活等に関する正しい知識を習得し、理解を深めるための機会を設けます。○暴力・虐待の早期発見に向け、日頃からの顔の見える関係づくりに努めるとともに、活動を通じて異変を感じた場合、対応への協力や関係機関に連絡・相談します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○偏見をなくすために、地域の中での活動を意識して行います。○福祉サービス利用者等で、暴力・虐待等を受けていると思われる事例があった場合、対応への協力や関係機関への通告・相談を行います。○事業活動を通じて顧客等の異変に気付いた場合、関係機関に連絡・相談します。○安心して消費行動できるよう、分かりやすい説明や適切な対応を行います。

施策の展開

4-5 再犯防止対策の推進(長野市再犯防止推進計画)

■目指す姿・状態

犯罪をした者等*が地域の中で、様々な支援を受けながら、市民の理解と協力を得て、地域の中で孤立することなく、再び社会を構成する一員となっている。

【評価指標】

指 標	基 準 (R2)	目 標 (R8)
市内の協力雇用主数	77 事業所	84 事業所

*犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間事業主の数を評価指標とします。

■現状

【背景・課題】

- ・犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない人、高齢で身寄りがない人等、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人も多い状況です。
- ・長野県内の犯罪状況をみると、近年は刑法犯認知件数*、検挙件数ともに減少傾向にありますが、再犯検挙件数は横ばい傾向にあり、再犯率が上昇しています。
- ・平成28（2016）年に成立した再犯防止推進法では、地方公共団体にも再犯防止等に関する施策を実施する責務があることが明記され、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされています。

【取組状況・工夫】

- ・市社会福祉協議会では、関係団体と連携し、犯罪をした者等の更生について理解を深め、立ち直りを支援し、犯罪や非行のない地域社会を築くための運動を展開するとともに、各団体の活動を支援しています。

【必要な取組・支援】

- ・再犯を防止するためには、刑事司法手続きを離れた後も、社会復帰に向けて継続的に支援していくことが必要です。
- ・「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係機関・団体と連携しながら、再犯防止に関する施策を総合的に推進する必要があります。

■今後の方向

(1) 就労・住居の確保のための取組の推進

ア 就労の確保

関係機関と連携し、就職相談や就職後の定着支援、生活習慣の形成、社会的自立のための訓練等を行います。また、協力雇用主の開拓・確保等、雇用拡大に向けた取組を推進します。

イ 住居の確保

犯罪をした者等の市営住宅への入居について配慮するとともに、新たな住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するための取組を推進します。

**【市・関係機関の主な取組】**

取組	担当部署・関係機関
生活就労支援センター（まいさぽ長野市）での相談支援	市社会福祉協議会
協力雇用主制度の周知	市社会福祉協議会
市営住宅入居への配慮	住宅課
住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録	住宅課

(2) 保健医療・福祉サービスの利用促進**ア 高齢者、障害者等への支援**

犯罪をした高齢者や障害者で、自立した生活を営む上で様々な困難を抱える人に対し、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう、関係機関・団体等と連携しながら相談支援を行います。

イ 依存症のある人への支援

犯罪をした者等で、特にアルコール・薬物・ギャンブル等依存症を抱える人に対し、医療機関や民間リハビリ施設等と連携し、回復に向けた継続的な支援を行います。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
地域包括支援センター（高齢者の総合相談）（再掲）	地域包括ケア推進課
障害者相談支援センター事業（再掲）	障害福祉課
精神保健相談	保健所健康課 保健センター

(3) 学校等と連携した支援の実施**ア 青少年の非行防止**

地域における青少年の健全育成を図るための環境づくりや巡回活動、街頭補導を推進とともに、地域の青少年を見守り育てるボランティア等の育成を図ります。

イ 薬物乱用防止等のための取組

関係団体と連携し、中学校や高校での薬物乱用防止教育を推進します。

ウ 困難を抱える子どもたちを社会で支える取組

生活を営む上で困難を抱える子ども・若者の社会的自立や非行少年等の立ち直りに必要な支援を行います。また、生活困窮世帯の不登校、ひきこもりの子どもに対する訪問型学習支援等の取組を推進します。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
長野市少年育成センター運営	家庭・地域学びの課
社会を明るくする運動	市社会福祉協議会
薬物乱用防止教育の推進	食品生活衛生課

施策の展開

取組	担当部署・関係機関
スクールソーシャルワーカー活用（再掲）	学校教育課
生活困窮世帯等の児童生徒の学習支援（再掲）	生活支援課 市社会福祉協議会

（4）特性に応じた効果的な指導の実施

ア 少年・若者に対する支援

犯罪をした少年、若者に対し、関係団体等と連携し、社会奉仕体験活動等の教育的な働き掛けを行います。

イ 女性の抱える問題に応じた支援

虐待やDV、性犯罪の被害等が背景にあることも少くないことを踏まえ、関係団体等と連携し、生活全般の相談指導や社会復帰支援を行います。

ウ 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援

発達上の課題を抱えているため、これまで適切な支援につながらないことや、課題の存在そのものが見過ごされてきた場合も少なくないことを踏まえた支援を行います。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
発達相談支援センター事業（再掲）	障害福祉課
障害者相談支援センター事業（再掲）	障害福祉課
ドメスティック・バイオレンス防止啓発	人権・男女共同参画課 子育て家庭福祉課
社会を明るくする運動（再掲）	市社会福祉協議会
長野地区保護司会・更生保護女性会	市社会福祉協議会

（5）民間協力者の活動促進及び広報・啓発活動の推進

ア 民間協力者の活動支援

保護観察を受けている者や刑務所等から釈放された者等の自立更生を支援する長野地区保護司会、長野地区更生保護女性会等の民間協力者の活動を支援します。

イ 広報・啓発活動の推進

再犯防止や更生保護に関する出前講座や啓発記事の掲載等を通じて、刑期を終えて出所した人の人権が尊重され、犯罪をした者の立ち直りに対する理解促進を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署・関係機関
長野地区保護司会・更生保護女性会（再掲）	市社会福祉協議会
社会を明るくする運動（再掲）	市社会福祉協議会



(6) 関係団体等との連携強化

再犯防止に係る関係機関・団体等が当面する課題や対応についての定期的に情報共有や協議する場の充実、ネットワークの組織化について調査研究します。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署・関係機関
(仮称) 長野市再犯防止推進協議会の設置に向けた調査研究	福祉政策課

■市民・地域・事業者に期待する役割

市 民	○再犯防止について関心を持ち、理解を深めるための講演会等に参加します。
地 域 (住民自治協議会)	○保護司会や更生保護女性会による保護観察や更生保護活動、生活環境調整、犯罪・非行防止活動等の活動に協力します。
事 業 者	○犯罪をした者等の就労や住居の確保に協力します。 ○特性や状態を理解し、関わりを深めます。

計画の推進について

1. 計画の進捗管理等

計画の進捗状況の管理については、長野市社会福祉審議会地域福祉専門分科会のほか、本計画の施行に併せて設置する「長野市地域福祉推進会議」及び「長野市地域福祉庁内推進会議」にて行います。

① 長野市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会（市民参画組織）

社会福祉関係者、学識経験者等で構成し、本市における地域福祉に関する事項について調査審議します。

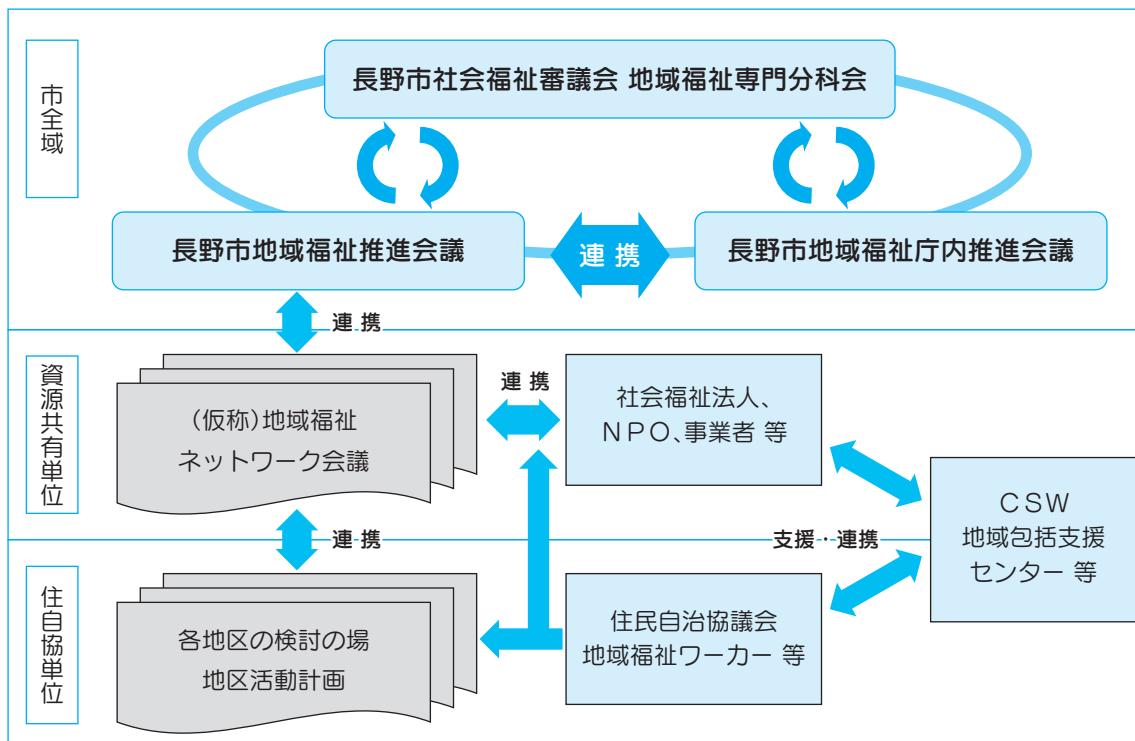
② 長野市地域福祉推進会議（市民参画組織）

本市の地域福祉に関心のある者、市内で社会福祉に関する事業又は活動に従事している者等で構成し、本計画の実施状況、社会福祉法に規定する社会福祉充実計画*に関することのほか、今後の地域福祉推進体制のあり方、地区を越えた対応が必要な課題の解決策等について検討します。

③ 長野市地域福祉庁内推進会議（行政組織）

市の関係部局の職員で構成し、計画の実施状況の把握のほか、長野市地域福祉推進会議で検討された地域福祉推進体制のあり方、地区を越えた対応が必要な課題等に対応して、地域福祉の推進に必要な事項や関係部局間の連携について検討します。

【進捗管理体制】

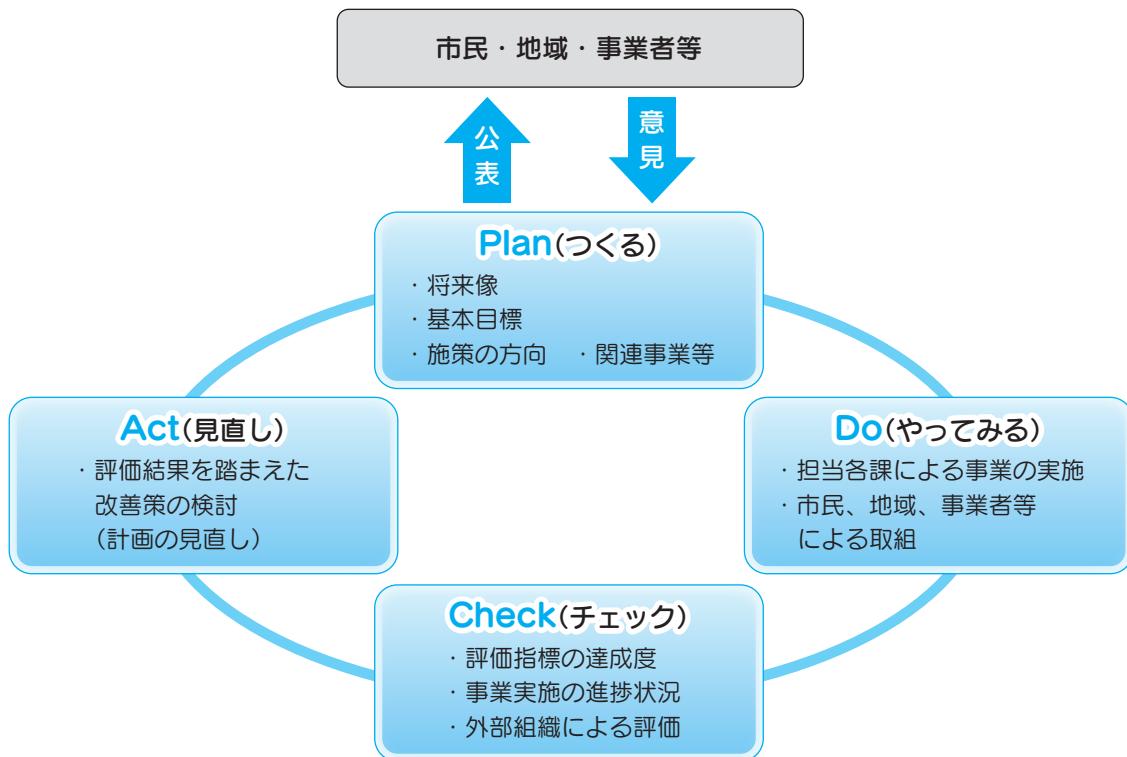




【地域福祉専門分科会等の主な役割】

会議名	長野市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	長野市地域福祉推進会議 (予定)	長野市地域福祉 庁内推進会議
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関する事項の調査審議 	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画の進行管理 ・社会福祉法人の社会福祉充実計画に関すること ・本計画の検討課題の協議 (今後の地域福祉推進体制のあり方、地区を越えた対応が必要な課題の解決策の検討等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の実施状況の把握及び当該事業年度における業務の実績についての検討 ・地域福祉計画の実施に関し、関係部局の連絡調整 ・その他地域福祉の推進に関し必要な事項の検討 ・本計画の検討課題の協議 (今後の地域福祉推進体制のあり方、地区を越えた対応が必要な課題の解決策の検討等)

【進捗管理のイメージ】





資料編

I 計画策定（参画）組織

1 社会福祉審議会地域福祉専門分科会

令和2年度	第1回地域福祉専門分科会 令和2年6月2日(水)	・第四次長野市地域福祉計画の策定について
	第2回地域福祉専門分科会 令和2年11月13日(土)	・第三次長野市地域福祉計画中間評価（素案）の審議
	第2回地域福祉専門分科会 令和2年12月18日(金)	・第三次長野市地域福祉計画中間評価（案）の審議
令和3年度	第1回地域福祉専門分科会 令和3年9月1日(水)	・第三次長野市地域福祉計画中間評価の概要説明 ・第四次長野市地域福祉計画策定方針の説明
	第2回地域福祉専門分科会 令和3年10月15日(金)	・第四次長野市地域福祉計画（素案）の審議
	第3回地域福祉専門分科会 令和3年11月12日(金)	・第四次長野市地域福祉計画（案）の審議
	第4回地域福祉専門分科会 令和4年2月8日(火)	

◇長野市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

氏名	役職
小泉 栄正 寺沢 さゆり	市議会議長 ※小泉栄正（～R3.9）寺沢さゆり（R3.10～）
伊藤 篤志	長野市民生委員児童委員協議会 会長
高山 さや佳	長野市ボランティアセンター運営委員会 副委員長
嶋田 直人	長野県高齢者福祉事業協会（社会福祉法人光仁会 富竹の里）
武田 るい子	清泉女学院短期大学 教授
小林 久男	中条地区住民自治協議会 会長
青木 寛文	長野県弁護士会
新井 厚美	長野市ボランティア連絡協議会 副会長
綿貫 好子	長野市障害ふくしネット（社会福祉法人 廣望会 常務理事）
吉瀬 陽	社会福祉法人 湖会（松代児童相談センター）
藤澤 健一	長野市社会福祉協議会 評議員（古里地区住民自治協議会）
小池 英樹	長野市立公民館連絡協議会 幹事（長野市立城山公民館 館長）
石田 三千夫	長野市民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会長
小林 俊之	公募委員
玉川 吉彦	公募委員



2 第四次長野市地域福祉計画策定市民企画作業部会

第1回作業部会 令和3年5月24日(月)	・第三次長野市地域福祉計画中間評価の概要説明 ・第四次長野市地域福祉計画策定方針の説明
第2回作業部会 令和3年7月1日(木)	・講演 演題：「地域福祉計画の策定に当たって」 講師：淑徳大学 山口 光治 学長 ・ワークショップ テーマ：「身近な地域課題」
第3回作業部会 令和3年7月27日(火)	・ワークショップ テーマ：「担い手」
第4回作業部会 令和3年9月1日(水)	・地域で起きていること 児童、障害、災害、貧困等に関する事例紹介 ・ワークショップ テーマ：「夢を語ろう こんな地域になったらいいな」
第5回作業部会 令和3年10月1日(金)	・第四次計画素案に関する意見聴取
第6回作業部会 令和3年10月27日(水)	・第四次計画素案に関する意見聴取

※作業部会開催前に、作業部会正副部会長及び正副幹事による幹事会を開催

◇第四次長野市地域福祉計画策定市民企画作業部会部会員名簿

NO	選出区分	氏 名	役職等
1	住民自治協議会	第一地区	西澤 利治 健康福祉部会長
2		第二地区	市川 熱 福祉健康部会長
3		第三地区	浅倉 信 事務局長
4		第四地区	小林 昌樹 健康福祉部会長
5		第五地区	戸谷 裕治 事務局長
6		芹田地区	青木 敏 地区社会福祉協議会会長
7		古牧地区	金永 富雄 福祉部会長
8		三輪地区	奥山 希代子 健康・福祉部会長
9		吉田地区	清宮 利花 広町区 区長
10		古里地区	大澤 好明 福祉・健康部長
11		柳原地区	新井 栄子 事務局長
12		浅川地区	小山 隆 住民自治協議会副会長
13		大豆島地区	保谷 利信 福祉健康部会長
14		朝陽地区	古川 晴雄 社会福祉部会長
15		若槻地区	横山 博道 福祉健康部長
16		長沼地区	米沢 啓史 福祉健康部会部会長
17		安茂里地区	青沼 経夫 健康福祉部会長

NO	選出区分	氏名	役職等
18	住民自治協議会	小田切地区 池田 三重子	福祉・健康部会長
19		芋井地区 丸山 香里	福祉部会長
20		篠ノ井地区 田中 美枝子	福祉部会長
21		松代地区 傳田 伸剛	福祉健康部会長
22		若穂地区 義家 富江	住民自治協議会副会長
23		川中島地区 近藤 春雄	社会福祉部会長
24		更北地区 小山 安正	住民自治協議会副会長
25		七二会地区 酒井 厚子	健康福祉推進員会長
26		信更地区 塚田 今朝幸	福祉健康部会部会長
27		豊野地区 武田 正司	福祉健康部会部会長
28		戸隠地区 武内 一夫	健康福祉委員会委員長
29		鬼無里地区 佐藤 美香	社会福祉部長
30		大岡地区 的場 明子	協議体 委員長
31		信州新町地区 塚田 悅啓	事務局長
32		中条地区 久保田 直光	健康福祉部会長
33	NPO	新井 厚美	NPO法人ワーカーズコープかがやき 代表理事
34	社会福祉法人	児島 昭	社福)ヒューマンヘリテージ 理事長
35	介護サービス事業者	小林 俊之	(株)ながの地域福祉サービス 代表取締役
36	介護保険施設	涌井 淳夫	社福)若槻ホーム 常務理事
37	地域包括支援センター	村本 利廣	社福)善光寺大本願福祉会 地域包括支援センターケアプラザ若穂 所長
38	障害ふくしネット	小島 健一	社福)長野県社会福祉事業団 障害者支援施設 水内荘 所長
39	障害ふくしネット	二木 里美	長野市南部障害者支援センター 専門員
40	生活困窮者支援	土屋 ゆかり	市社協 地域福祉課(長野市生活就労支援センター 所長)
41	災害対応	小野 貴規	市社協 地域福祉課(長野市生活支援・地域ささえあいセンター)
42	児童福祉関係者	吉瀬 陽	社福)湖会 児童養護施設 松代福祉寮 心理士
43	教育関係者	千野 和江	市教育センター 指導主事



◇第四次長野市地域福祉計画策定市民企画作業部会設置要綱

第四次長野市地域福祉計画策定市民企画作業部会設置要綱

(設置)

第1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく第四次長野市地域福祉計画の策定に当たり、地域福祉の推進に係る専門的知識及び意見を繁荣させるため、第四次長野市地域福祉計画策定市民企画作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

(任務)

第2 作業部会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 本市の福祉に係る課題に関すること。
- (2) 第四次長野市地域福祉計画の素案に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3 作業部会は、部会員45人以内で組織する。

- 2 部会員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。
 - (1) 本市の地域福祉の推進に関心のある者
 - (2) 市内で社会福祉に関する事業又は活動に従事する者
 - (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4 部会員の任期は、令和4年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第5 作業部会に部会長1人及び副部会長2人を置き、部会員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 作業部会は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

- 2 作業部会は、部会長が必要と認めるときは、事案に関係ある者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(分科会)

第7 作業部会に、必要に応じ、分科会を置くことができる。

- 2 分科会に幹事及び副幹事各1人を置き、分科会に属する者の互選によりこれを定める。
- 3 幹事は、分科会の事務を掌理し、分科会を代表する。
- 4 副幹事は、幹事を補佐し、幹事に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 分科会は、幹事が必要と認めるときは、事案に関係ある者を分科会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第8 作業部会に分科会を置くときは、作業部会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、部会長、副部会長及び幹事によりこれを構成する。
- 3 幹事会は、分科会相互の調整を図り、分科会の活動を検討する。

(庶務)

第9 作業部会の庶務は、保健福祉部福祉政策課が行う。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。





II 地域福祉を取り巻く長野市の状況

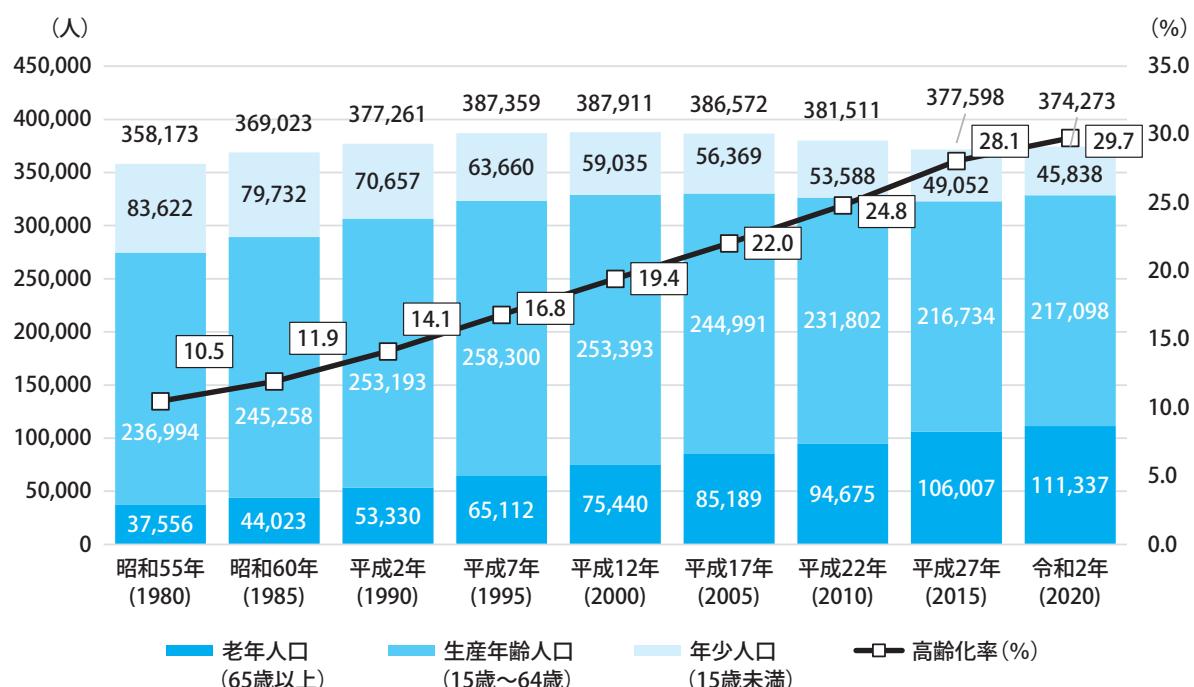
1 人口・世帯

(1) 人口の推移

本市の人口は、平成12（2000）年をピークに減少傾向にあり、令和2（2020）年時点で374,273人となっています。

年齢3区分別にみると、0歳から14歳までの年少人口及び15歳から64歳までの生産年齢人口が減少し、65歳以上の老人人口が増加しています。昭和55（1980）年時点で10.5%であった高齢化率は令和2（2020）年には29.7%まで上昇しており、急速に高齢化が進んでいる状況となっています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移

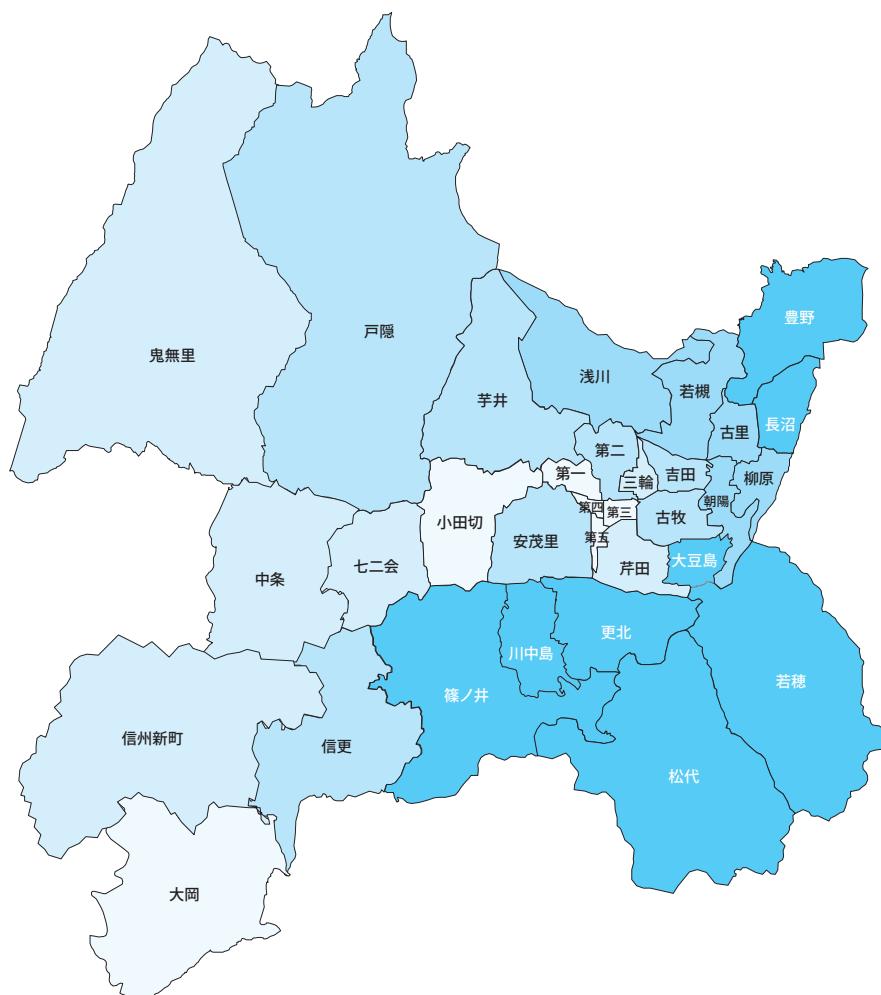


資料：平成27年以前は国勢調査（各年10月1日）、令和2年は住民基本台帳人口（10月1日）

地区別にみると、最も人口が多い地区は、篠ノ井地区の41,235人、次いで更北地区（33,970人）、川中島地区（27,374人）と続き、芹田地区、古牧地区、若槻地区、安茂里地区も2万人を超えています。一方、最も人口が少ない地区は、小田切地区の836人、次いで大岡地区（858人）、鬼無里地区（1,229人）と続き、七二会地区、中条地区、信更地区も2千人以下となっています。

最も高齢化率が高い地区は、大岡地区の60.8%、次いで鬼無里地区（60.1%）、信更地区、中条地区（ともに54.8%）と続き、小田切地区、七二会地区、信州新町地区も50%を超えてています。一方、高齢化率が最も低い地区は、古牧地区の23.0%、次いで大豆島地区（24.0%）、芹田地区（24.3%）と続いています。

■地区別_人口及び高齢化率



地区名	人口	高齢化率
第一	5,555	36.3%
第二	11,591	32.3%
第三	6,652	31.3%
第四	2,702	35.0%
第五	4,440	29.9%
芹田	26,822	24.3%
古牧	26,624	23.0%
三輪	16,093	30.5%
吉田	16,878	27.1%
古里	13,407	30.5%
柳原	6,769	30.4%
浅川	6,566	39.6%
大豆島	12,643	24.0%
朝陽	15,077	28.3%
若槻	20,174	29.1%
長沼	2,016	41.7%
安茂里	20,653	30.2%
小田切	836	53.5%
芋井	2,025	45.1%
篠ノ井	41,235	29.6%
松代	16,744	38.4%
若穂	11,945	33.5%
川中島	27,374	26.7%
更北	33,970	25.3%
七二会	1,420	53.0%
信更	1,849	54.8%
豊野	9,319	32.8%
戸隠	3,278	49.6%
鬼無里	1,229	60.1%
大岡	858	60.8%
信州新町	3,710	52.3%
中条	1,626	54.8%

- | | |
|---------------------|---------------------|
| …1世帯あたり2.0人未満 | …1世帯あたり2.3人以上2.4人未満 |
| …1世帯あたり2.0人以上2.1人未満 | …1世帯あたり2.4人以上 |
| …1世帯あたり2.1人以上2.3人未満 | |

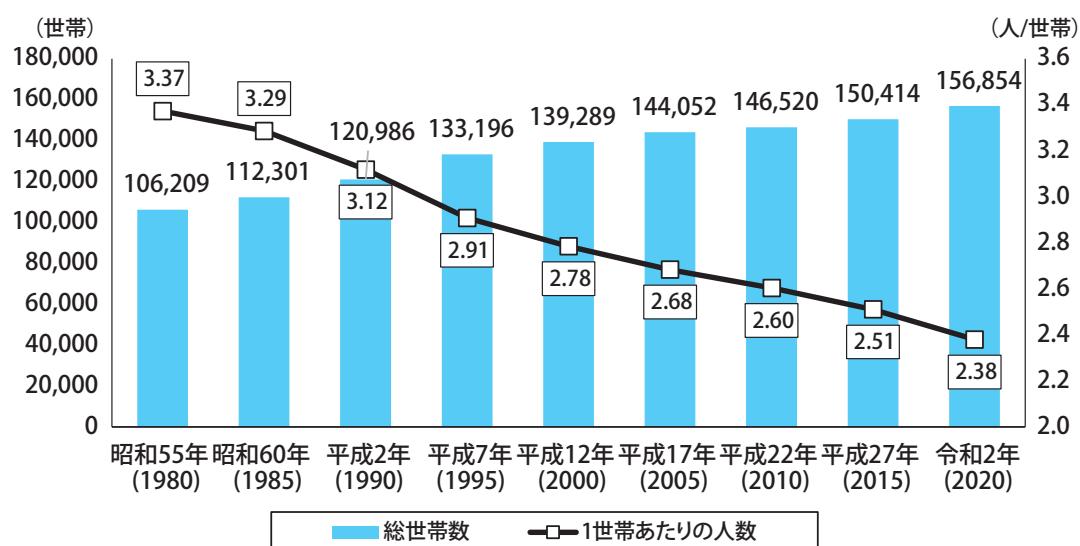


(2) 世帯の状況

本市の世帯数について国勢調査の結果から昭和 55 (1980) 年と平成 27 (2015) 年を比較すると、44,205 世帯増加し、平成 27 (2015) 年には 150,414 世帯となっています。世帯数が増え続ける一方で、1 世帯当たりの人数は減少し続け、昭和 55 (1980) 年には、1 世帯当たり 3.37 人でしたが、平成 27 (2015) 年には 2.51 人となっています。

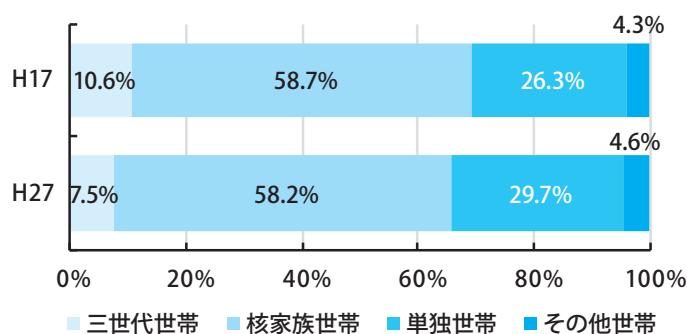
世帯構成の推移をみると、平成 17 (2005) 年から平成 27 (2015) 年の 10 年間で三世代世帯が減少し、核家族世帯、単独世帯が増加しています。特に単独世帯が大きく増加しており、総世帯数に占める割合も上昇し、全体の約 3 割を占めています。

■世帯数と世帯人員の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）、令和 2 年は速報値

■世帯構成・割合の推移



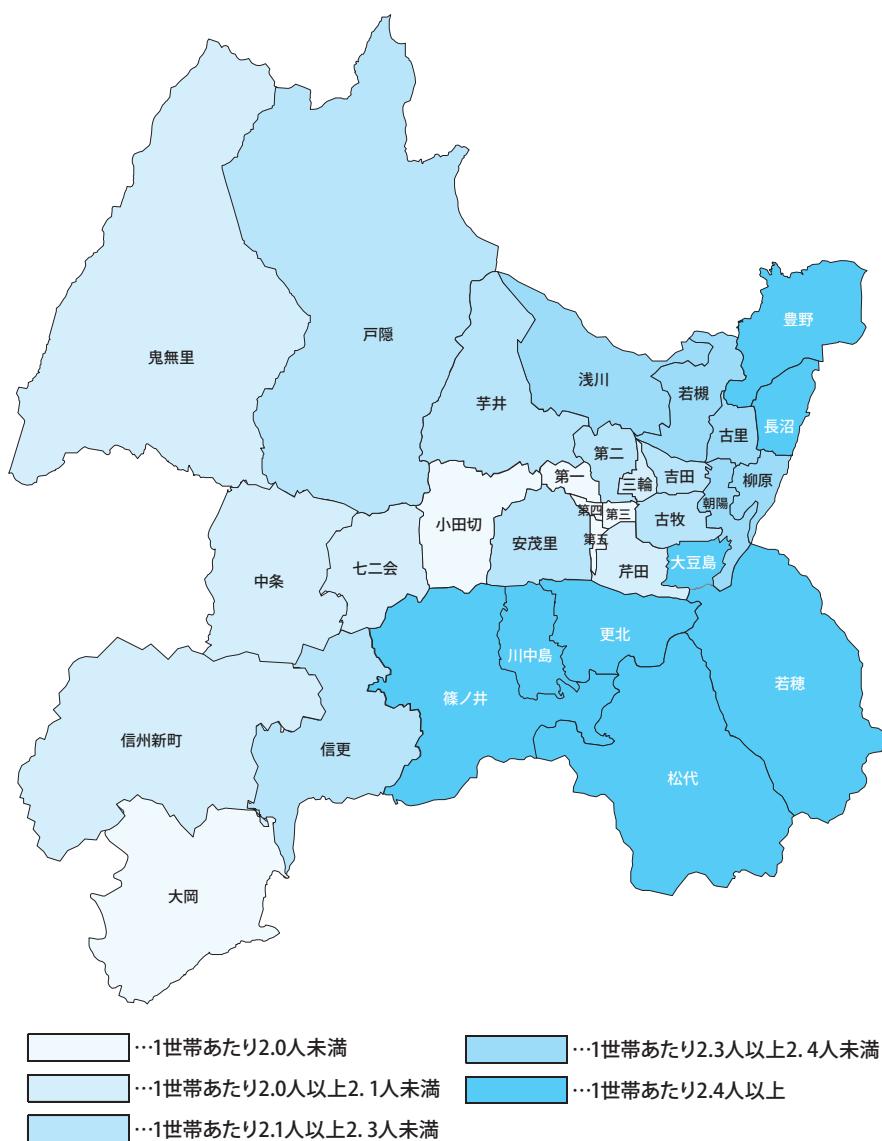
	H17	H27	増減
三世代世帯	14,951	11,244	-3,707
核家族世帯	82,736	87,365	4,629
単独世帯	37,070	44,582	7,512
その他世帯	6,085	6,907	822
合計	140,842	150,098	9,256

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

1世帯あたり人員が多い地区は、若穂地区の2.58人、次いで豊野地区（2.55人）、長沼地区、川中島地区（ともに2.48人）と続き、篠ノ井地区、大豆島地区、松代地区、更北地区も2.4人を超えています。

一方、1世帯あたり人員が少ない地区は、大岡地区の1.76人、次いで第三地区（1.83人）、第五地区（1.84地区）と続き、第四地区、小田切地区、第一地区も2.0人以下となっています。

■地区別_世帯数及び1世帯あたり人員



地区名	世帯数	1世帯あたり 人員
第一	2,794	1.99
第二	5,469	2.12
第三	3,640	1.83
第四	1,409	1.92
第五	2,407	1.84
芹田	13,128	2.04
古牧	11,680	2.28
三輪	7,854	2.05
吉田	7,405	2.28
古里	5,599	2.39
柳原	2,857	2.37
浅川	2,798	2.35
大豆島	5,275	2.40
朝陽	6,390	2.36
若槻	8,518	2.37
長沼	812	2.48
安茂里	9,162	2.25
小田切	427	1.96
芋井	940	2.15
篠ノ井	16,911	2.44
松代	6,965	2.40
若穂	4,622	2.58
川中島	11,026	2.48
更北	14,148	2.40
七二会	709	2.00
信更	879	2.10
豊野	3,649	2.55
戸隠	1,450	2.26
鬼無里	613	2.00
大岡	487	1.76
信州新町	1,778	2.09
中条	804	2.02



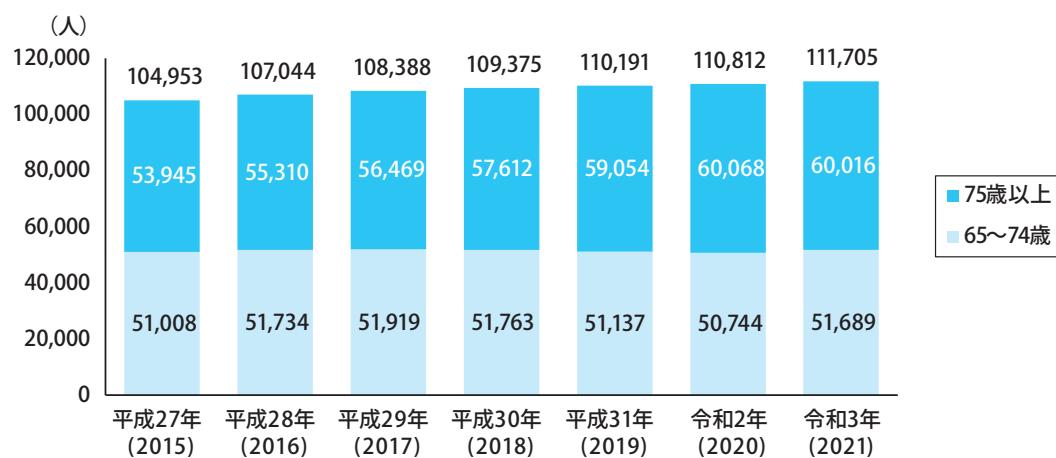
2 高齢者・子育て家庭・障害者等の状況

(1) 高齢者の状況

① 前期・後期別高齢者数

65～74歳の前期高齢者数は、平成29（2017）年をピークに減少傾向にありましたが、令和3（2021）年に再び増加に転じ、51,689人となっています。75歳以上の後期高齢者数は、令和2（2020）年まで一貫して増加傾向にありましたが、令和3（2021）年に減少に転じ、60,016人となっています。

■前期・後期別_高齢者数の推移

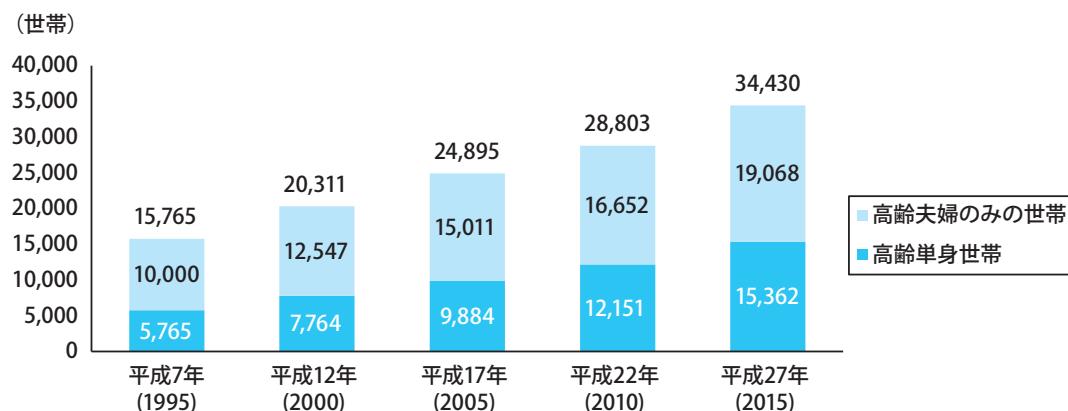


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

② 高齢者のいる世帯の状況

平成27（2015）年の国勢調査の結果から、総世帯数150,414世帯のうち、高齢単身世帯、または高齢者夫婦のみの世帯は34,430世帯と総世帯数の約23%を占めています。

■高齢者世帯の推移

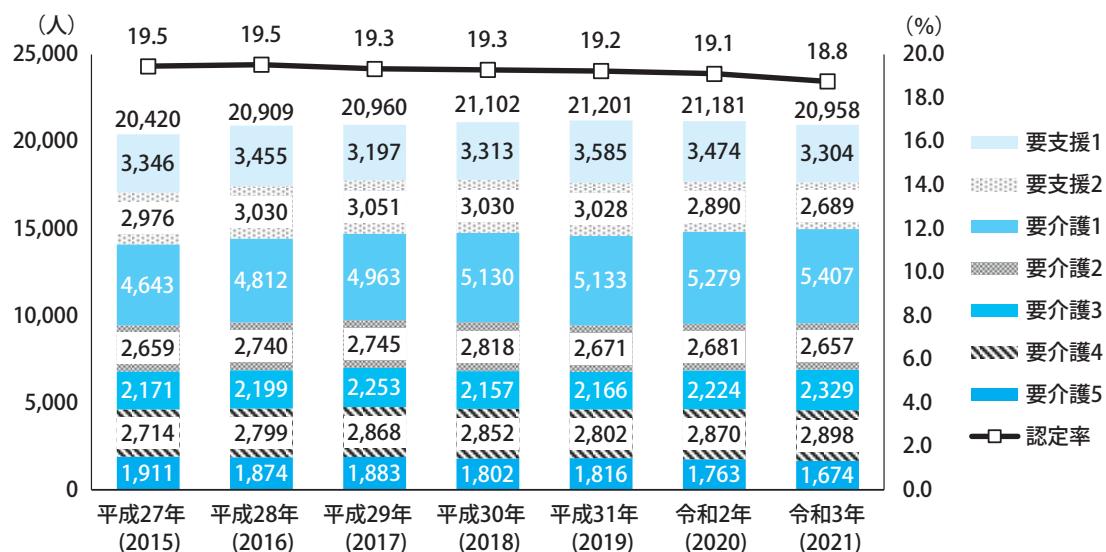


資料：国勢調査（各年10月1日）

③要介護等認定者の状況

介護保険の要支援・要介護認定者数は、平成31（2019）年まで増加傾向にありましたが、その後は減少しており、令和3（2021）年4月1日現在で20,958人です。要介護認定率は、減少傾向がみられ、平成27（2015）年の19.5%から令和2（2020）年には18.8%となっています。

■要介護・要支援認定高齢者数の推移



資料：長野市統計書（各年4月1日現在）

④介護サービス受給者の状況

介護サービスを受給している人は、平成27（2015）年度から平成28（2016）年度にかけて大きく増加した後、平成30（2018）年度まで減少していましたが、その後は増加傾向がみられ、令和2（2020）年度で18,725人となっています。

■介護サービス受給者数の推移



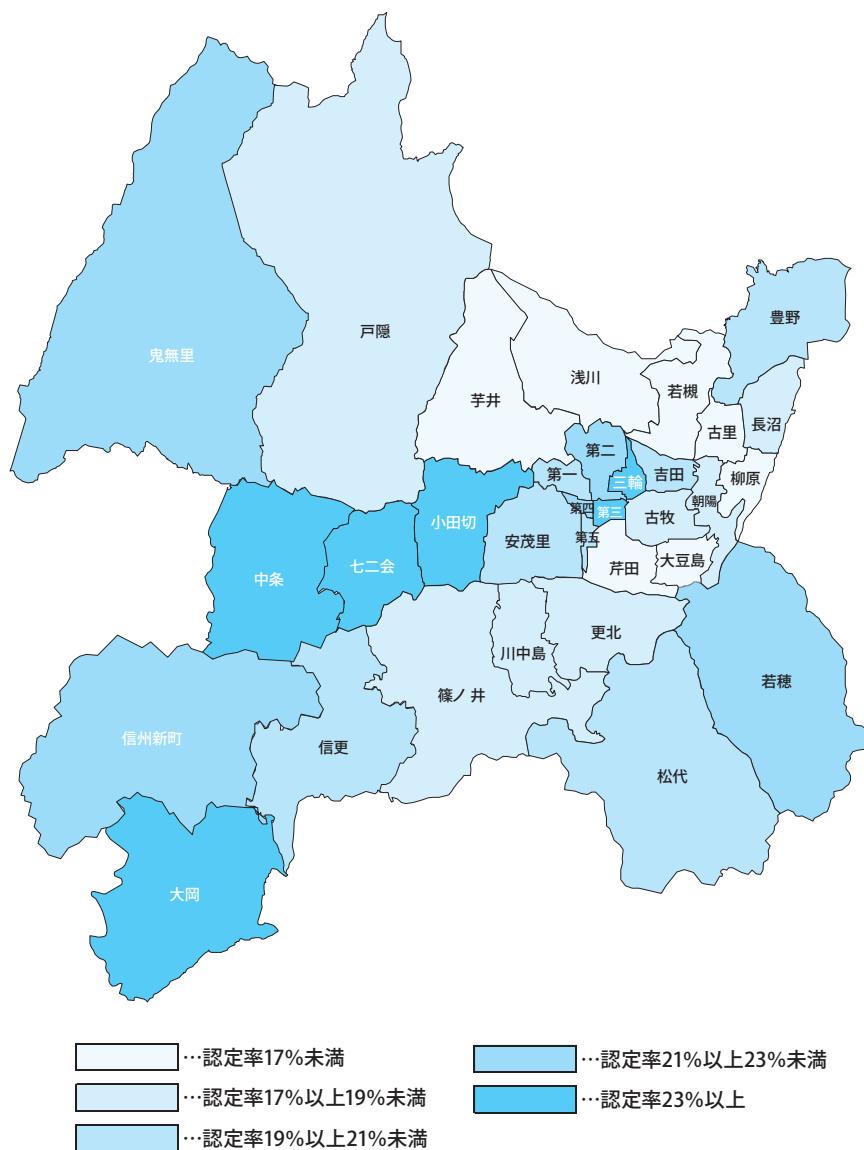
資料：介護保険事業状況報告（各年度月平均）



認定率が最も高い地区は、第三地区の29.5%、次いで中条地区（26.5%）、七二会地区（25.8%）と続き、三輪地区、大岡地区、小田切地区、信州新町地区、鬼無里地区、第二地区、第四地区、若槻地区、第一地区も20%を超えていました。

一方、認定率が最も低い地区は、古里地区の15.0%、次いで芹田地区（16.3%）、大豆島地区、芋井地区（ともに16.6%）と続き、柳原地区、浅川地区も17%未満となっています。

■地区別_要支援・要介護認定者数及び認定率



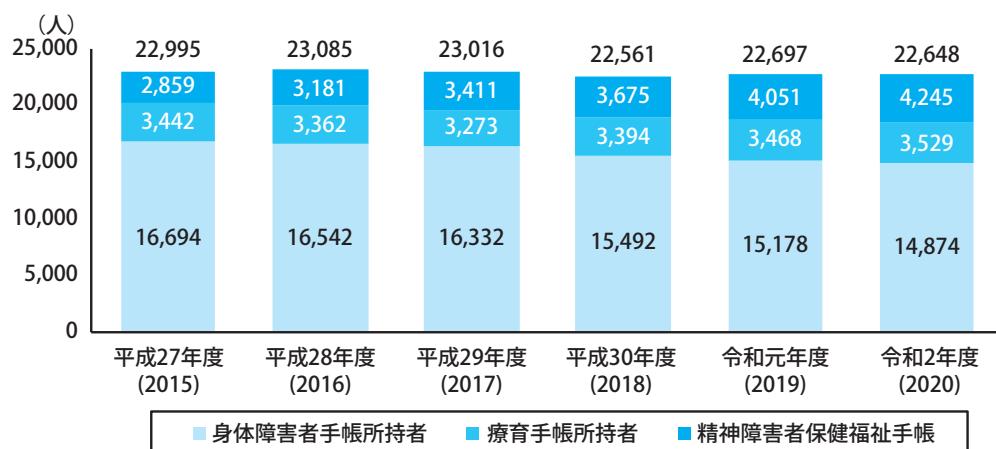
地区名	認定者数	認定率
第一	422	20.9%
第二	814	21.8%
第三	614	29.5%
第四	200	21.1%
第五	255	19.2%
芹田	1,062	16.3%
古牧	1,099	17.9%
三輪	1,166	23.7%
吉田	883	19.3%
古里	615	15.0%
柳原	346	16.8%
浅川	440	16.9%
大豆島	505	16.6%
朝陽	735	17.2%
若槻	1,241	21.1%
長沼	145	17.2%
安茂里	1,195	19.1%
小田切	104	23.3%
芋井	152	16.6%
篠ノ井	2,269	18.6%
松代	1,269	19.7%
若穂	687	17.2%
川中島	1,300	17.8%
更北	1,579	18.4%
七二会	194	25.8%
信更	202	19.9%
豊野	587	19.2%
戸隠	280	17.2%
鬼無里	163	22.1%
大岡	122	23.4%
信州新町	441	22.7%
中条	236	26.5%
市内	169	—

(2) 障害者・児の状況

身体障害者手帳の所持者から把握した身体障害者数は、令和元（2019）年度で15,178人です。

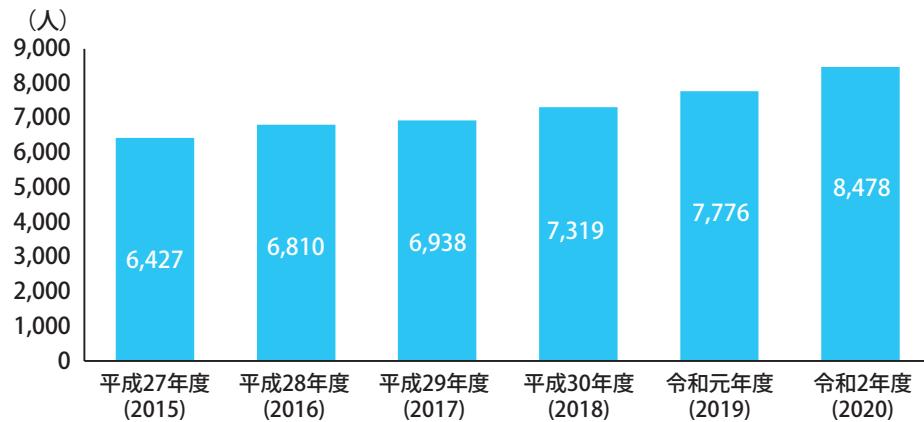
そのうち約76%の11,534人が65歳以上の高齢者です。原因別では、90%近い13,471人が後天性疾患により障害を持つようになっています。

■障害者手帳所持者数の推移



資料：長野市統計書（各年度3月31日）

■精神障害者通院医療費公費負担受給者数の推移



資料：長野市統計書（各年度3月31日）



(3) 子ども・子育て家庭の状況

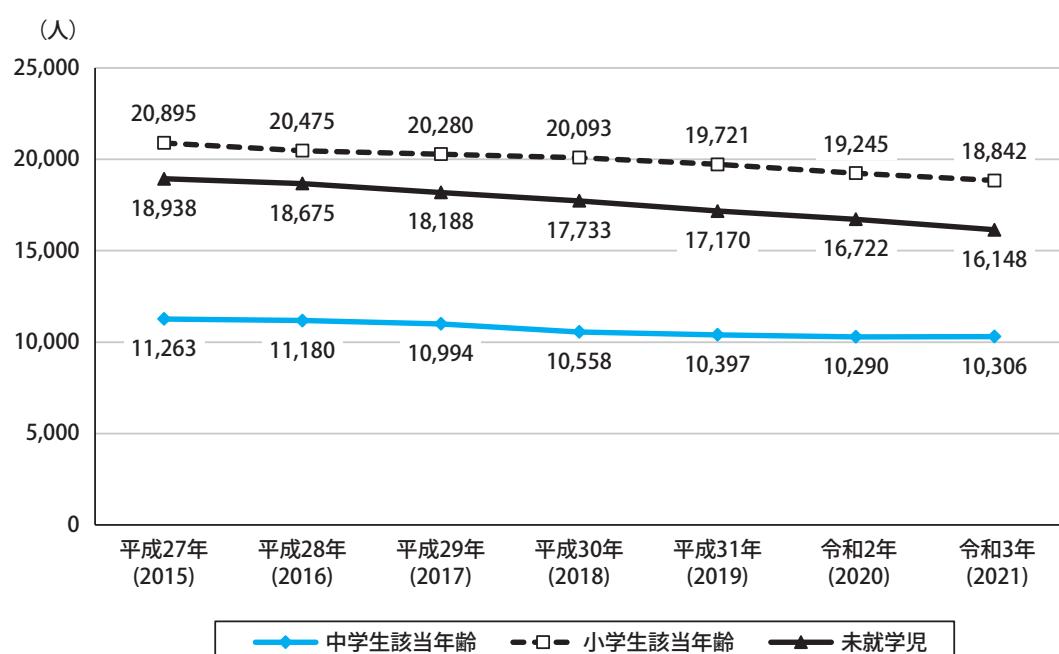
① 子どもの数の状況

未就学児の人数は、平成27（2015）年の18,938人以降減少傾向が続き、令和3（2021）年には16,148人となり、約15%減少しています。

小学生該当年齢の人数も同様に、平成27（2015）年以降減少傾向がみられ、平成27（2015）年の20,895人から令和3（2021）年には18,842人となり、約10%減少しています。

中学生該当年齢の人数は、概ね横ばいで推移し、令和3（2021）年には10,306人となっています。

■未就学児・小学生該当年齢・中学生該当年齢の人数の推移



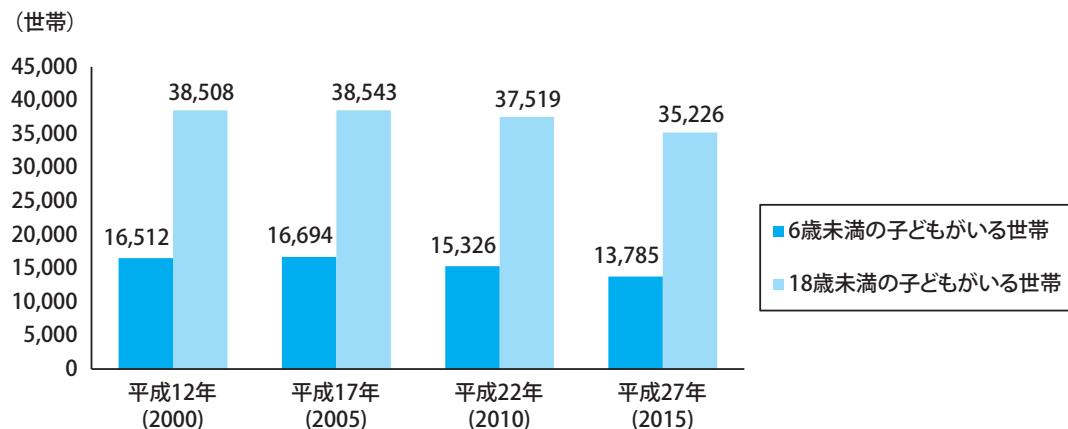
資料：住民基本台帳人口（各年4月1日）

② 子どものいる世帯の状況

子どものいる世帯数は減少傾向にあり、平成12（2000）年から平成27（2015）年の15年間で6歳未満の子どもがいる世帯で16.5%減、18歳未満の子どもがいる世帯で8.5%減となっています。

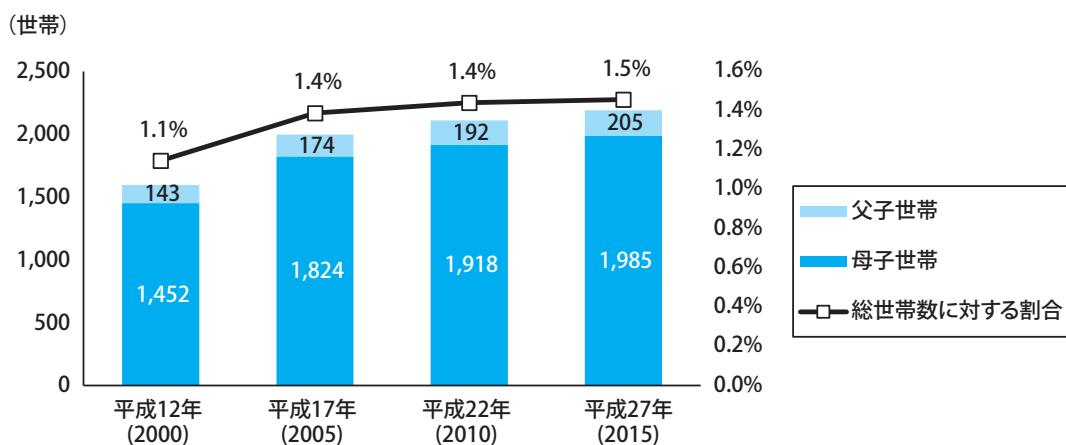
母子世帯・父子世帯数は、増加傾向にあり、総世帯数に占める割合も増加してきています。

■子ども（6歳未満・18歳未満）がいる世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

■母子世帯数・父子世帯数及び総世帯数に占める割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）



③ 幼児教育・保育の利用状況

保育園・幼稚園・認定こども園利用者数の推移をみると、少子化に伴い利用者数は減少傾向にあります。

施設別にみると、認定こども園利用者数は増加し、保育園利用者は認定こども園への移行等により減少しています。また、幼稚園利用者数も減少傾向にあります。施設ごとの構成比は、令和2（2020）年度で保育園利用者が54.1%、幼稚園利用者が24.1%、認定こども園利用者が21.8%となっています。

■保育園・幼稚園・認定こども園利用者数の推移

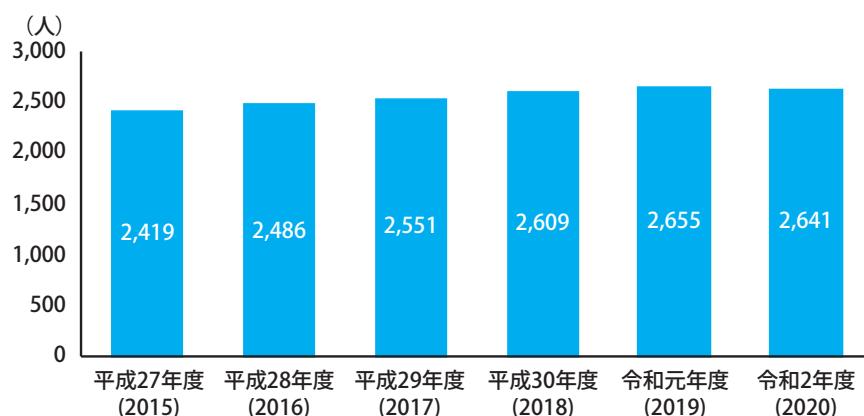


資料：長野市統計書（保育園、認定こども園は各年度4月31日、幼稚園は各年度5月1日）

（4）生活保護（困窮者）の状況

生活保護を受給している世帯数は、令和2（2020）年度の月平均では2,641世帯です。保護世帯数は増加傾向にあります。

■生活保護受給世帯数の推移



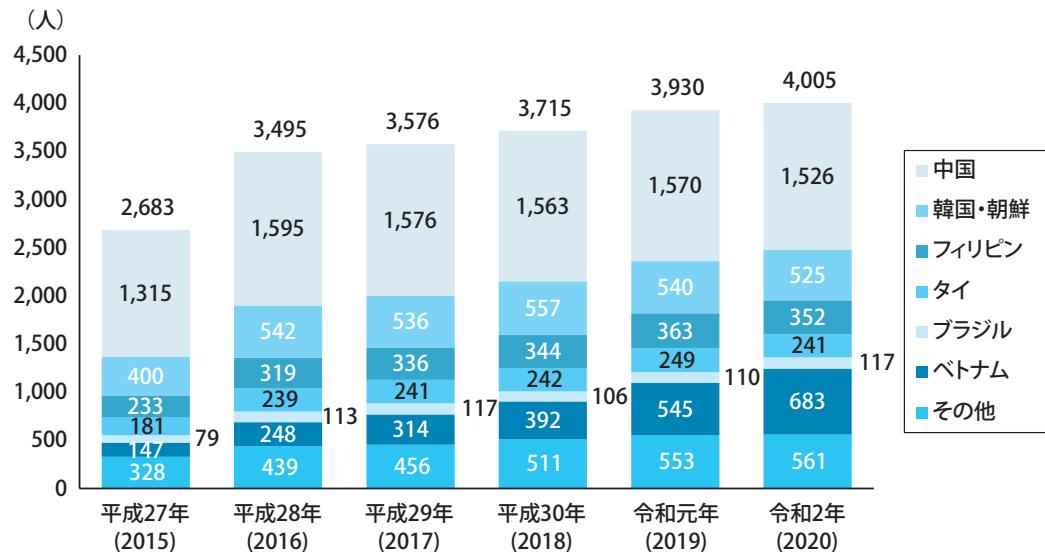
資料：長野市統計書（各年度3月31日）

(5) 外国人の状況

本市に居住する外国人は年々増加しており、平成27(2015)年の2,683人から5年間で1,322人(49.3%)増加し、令和2(2020)年には4,005人となっています。

国籍別にみると、中国人が最も多く、全体の4割前後を占めています。近年はベトナム人が増加してきています。

■国籍別外国人住民数の推移



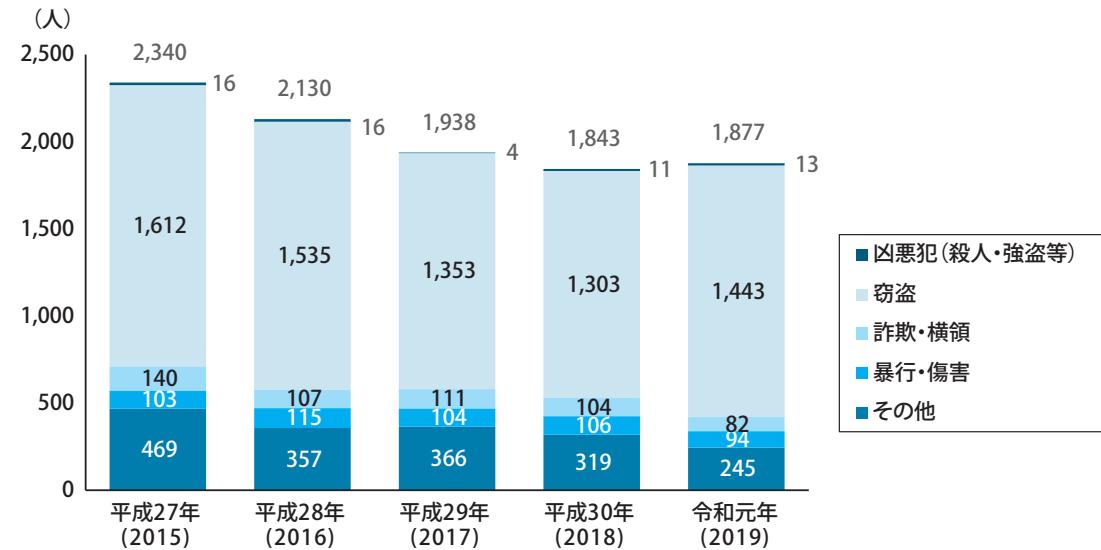
資料：長野市統計書（各年10月1日）

(6) 犯罪発生の状況

刑法犯発生件数は減少傾向にあり、平成27(2015)年の2,340件から令和元(2019)年には1,877件となり、4年間で463件(19.8%)減少しています。

内訳をみると、窃盗が全体の7割前後を占めています。

■刑法犯発生件数（認知件数）の推移



資料：長野市統計書（各年12月31日）



(7) 公共施設等の設置状況

各地区の公共施設等の設置状況は以下のとおりです。

地区名	市役所・支所	地域包括支援センター	保育所・認定こども園	放課後子ども総合プラン施設	地域子育て支援センター	市立公民館・交流センター
第一	-	-	1	2	-	-
第二	-	-	2	4	-	1
第三	1	2	4	2	1	1
第四	-	-	2	-	-	-
第五	-	-	2	3	1	-
芹田	1	1	3	4	-	1
古牧	1	1	3	3	-	1
三輪	1	1	5	3	2	1
吉田	1	1	2	2	-	1
古里	1	1	1	2	-	1
柳原	1	-	1	2	-	1
浅川	1	1	2	2	-	1
大豆島	1	-	3	2	-	1
朝陽	1	1	2	1	1	1
若槻	1	1	5	5	2	1
長沼	1	-	1	1	-	1
安茂里	1	1	4	4	1	1
小田切	1	-	-	-	-	1
芋井	1	-	1	1	-	1
篠ノ井	1	4	12	11	2	1
松代	1	1	8	8	1	1
若穂	1	1	4	4	-	1
川中島	1	-	5	4	1	1
更北	1	1	5	8	2	1
七二会	1	-	1	1	1	1
信更	1	-	1	1	-	1
豊野	1	1	3	4	1	1
戸隠	1	-	1	1	-	1
鬼無里	1	-	1	1	-	1
大岡	1	-	1	1	-	1
信州新町	1	1	1	1	-	1
中条	1	-	1	1	-	1

III 地域福祉に関する市民意識（令和2年度まちづくりアンケート）

1 調査の概要

(1) 調査の目的

市政に対する市民ニーズ、市が実施する事業に対する考え方、意見、優先度等を調査し、今後の施策の基礎資料とするもの（昭和57（1982）年度から毎年度実施）

(2) 調査対象

- ・長野市内に在住の18歳以上の男女
- ・住民基本台帳（令和2（2020）年8月17日現在）からの等間隔無作為抽出した5,000人

(3) 調査の目的

- ・返信用封筒を同封した、質問票送付によるアンケート調査方式

(4) 調査の目的

- ・令和2（2020）年8月27日（木）から9月10日（木）まで

(5) 調査の目的

- ・回収標本数 3,144通 回収率 62.9%

		有効標本数	構成比(%)	回収数		回収率(%)
全体		5,000	100.0	3,144	(性別不明)	6.29
10歳代	男性	57	1.1	21	0	36.8
	女性	64	1.3	30		46.9
20歳代	男性	277	5.5	72	1	26.0
	女性	263	5.3	121		46.0
30歳代	男性	310	6.2	125	2	40.3
	女性	332	6.6	183		55.1
40歳代	男性	445	8.9	209	2	47.0
	女性	443	8.9	281		63.4
50歳代	男性	377	7.5	226	2	60.0
	女性	432	8.6	315		72.9
60歳代	男性	401	8.0	266	6	66.3
	女性	368	7.4	314		85.3
70歳以上	男性	549	11.0	430	13	78.3
	女性	682	13.6	495		72.6
年代不明	男性	—	—	6	13	—
	女性	—	—	11		—

※「全体」の「回収数」および「回収率」には、性別不明の回収数を含む。

※「年代別」の「男性」・「女性」の「回収率」には、性別不明の回収数は含まない。



2 | 調査結果の概要

(1) 近所付き合いの程度

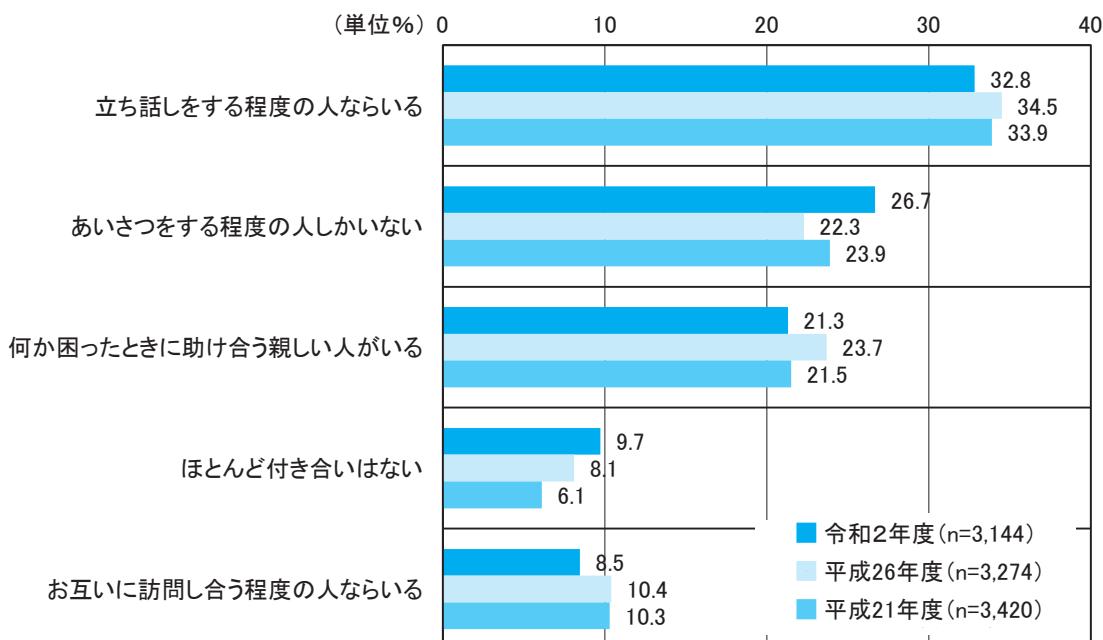
問 あなたは、近所の人たちとどの程度の付き合いをしていますか。

「立ち話をする程度の人ならいる」が32.8%で最も高く、次いで「あいさつをする程度の人しかいない」が26.7%、「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」が21.3%等となっている。

過去の調査結果と比較すると、「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」は平成26（2014）年度調査より2.4ポイント減少し、3回の調査の中で最も低くなっている。

逆に「ほとんど付き合いはない」、「あいさつをする程度の人しかいない」はともに増加し、3回の調査中最も高い割合となっている。

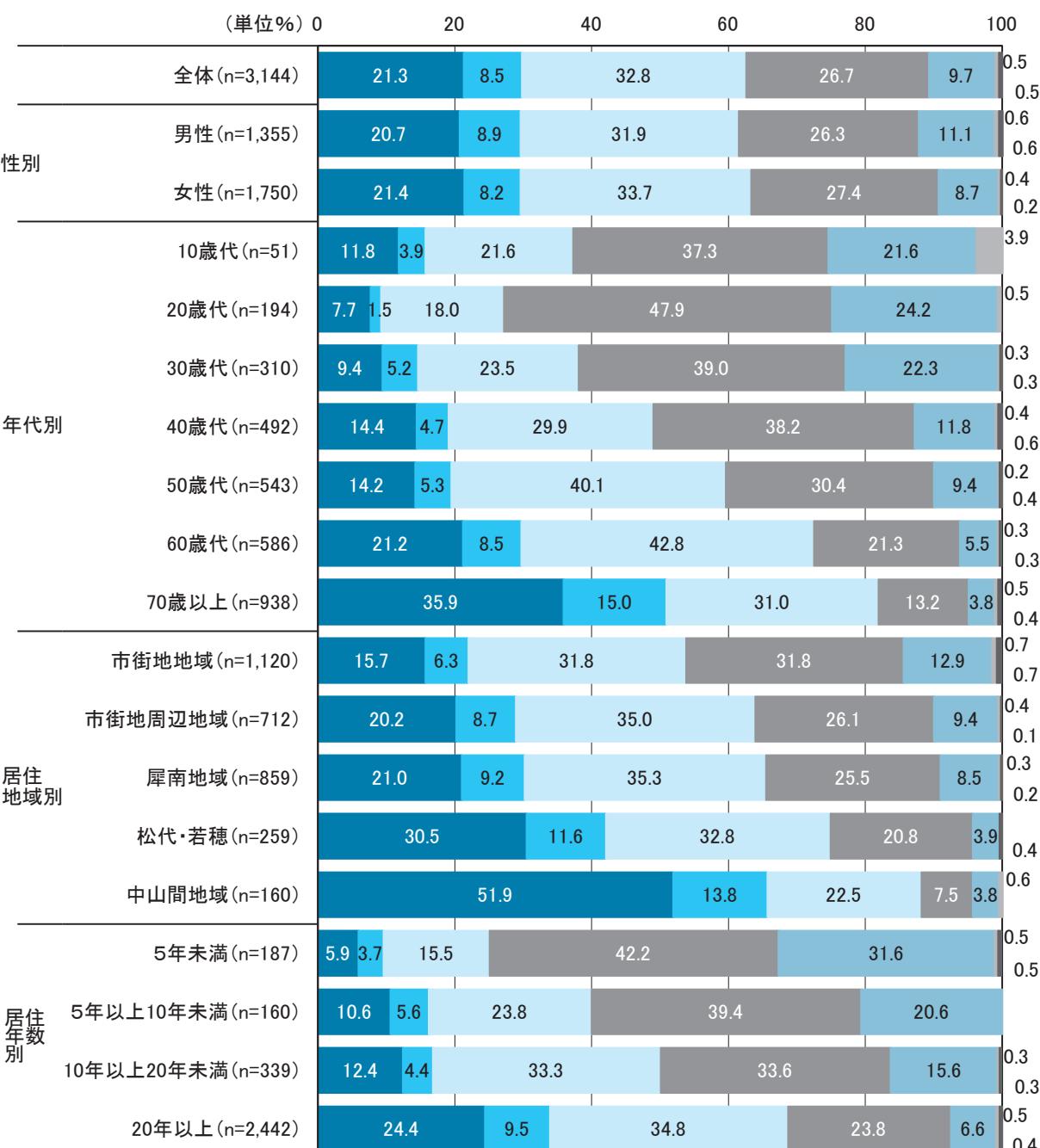
【近所付き合いの程度の推移】



「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」について、回答者の属性別に見ると、年代別では70歳以上が35.9%で最も高くなっている。居住地域別では「中山間地域」が51.9%で最も高く、また居住年数別では年数が長くなるにつれて増加し、20年以上が24.4%で最も高くなっている。

一方、「ほとんど付き合いはない」は、年代別では20歳代が24.2%、居住地域別では市街地地域が12.9%、居住年数別では5年未満が31.6%で最も高くなっている。

【回答者属性別●所付き合いの程度】



- 何か困ったときに助け合う親しい人がいる
- 立ち話をする程度の人ならいる
- ほとんどの付き合いはない
- 無回答
- お互いに訪問し合う程度の人ならいる
- あいさつをする程度の人しかいない
- その他



(2) 高齢者への援助についての意向

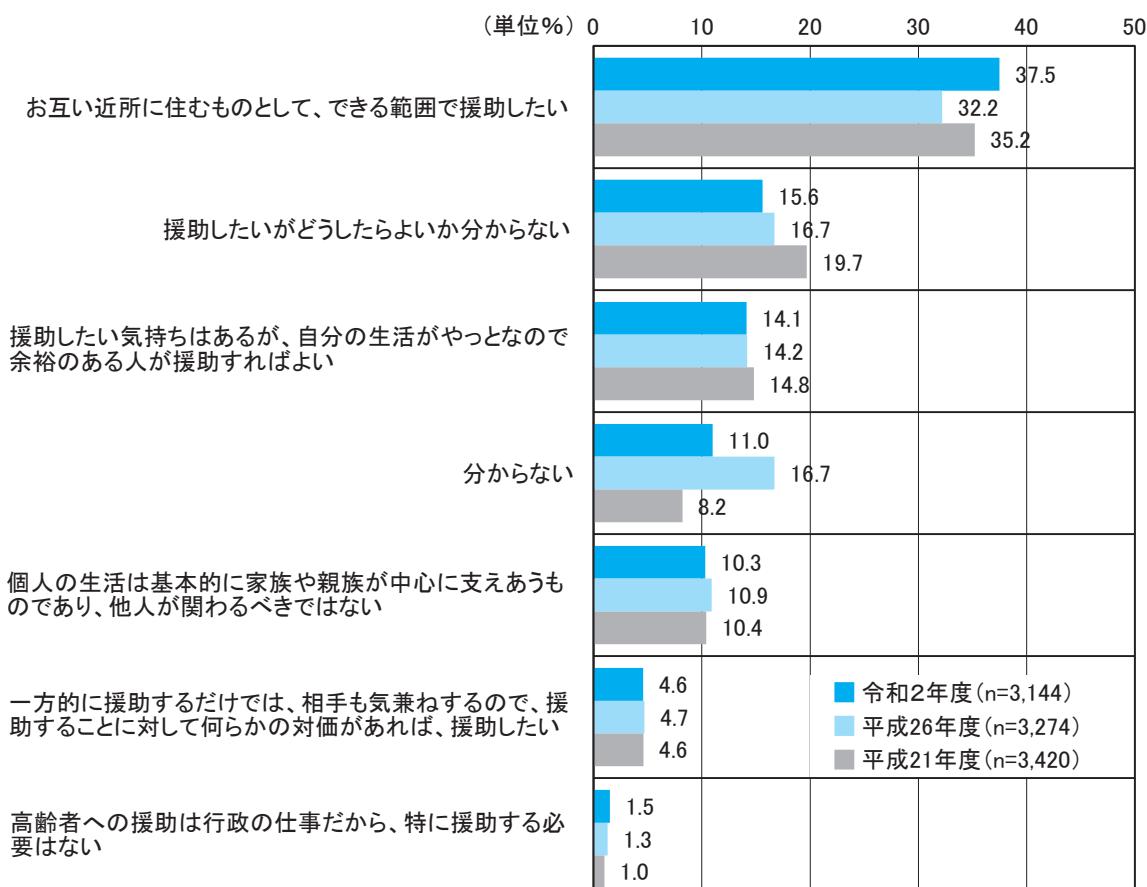
問 もしあなたの近所に、ひとり暮らしの高齢者や、介護が必要な高齢者がいる家族がお住まいの場合、あなたはどう考えますか。

「お互い近所に住むものとして、できる範囲で援助したい」が37.5%で最も高く、次いで「援助したいがどうしたらよいか分からぬ」が15.6%、「援助したい気持ちはあるが、自分の生活がやっとなので余裕のある人が援助すればよい」が14.1%等となっている。

過去の調査結果と比較すると、「お互い近所に住むものとして、できる範囲で援助したい」が平成26（2014）年度調査より5.3ポイント増加し、「援助したいがどうしたらよいか分からぬ」が1.1ポイント、「分からない」が5.7ポイントそれぞれ減少している。

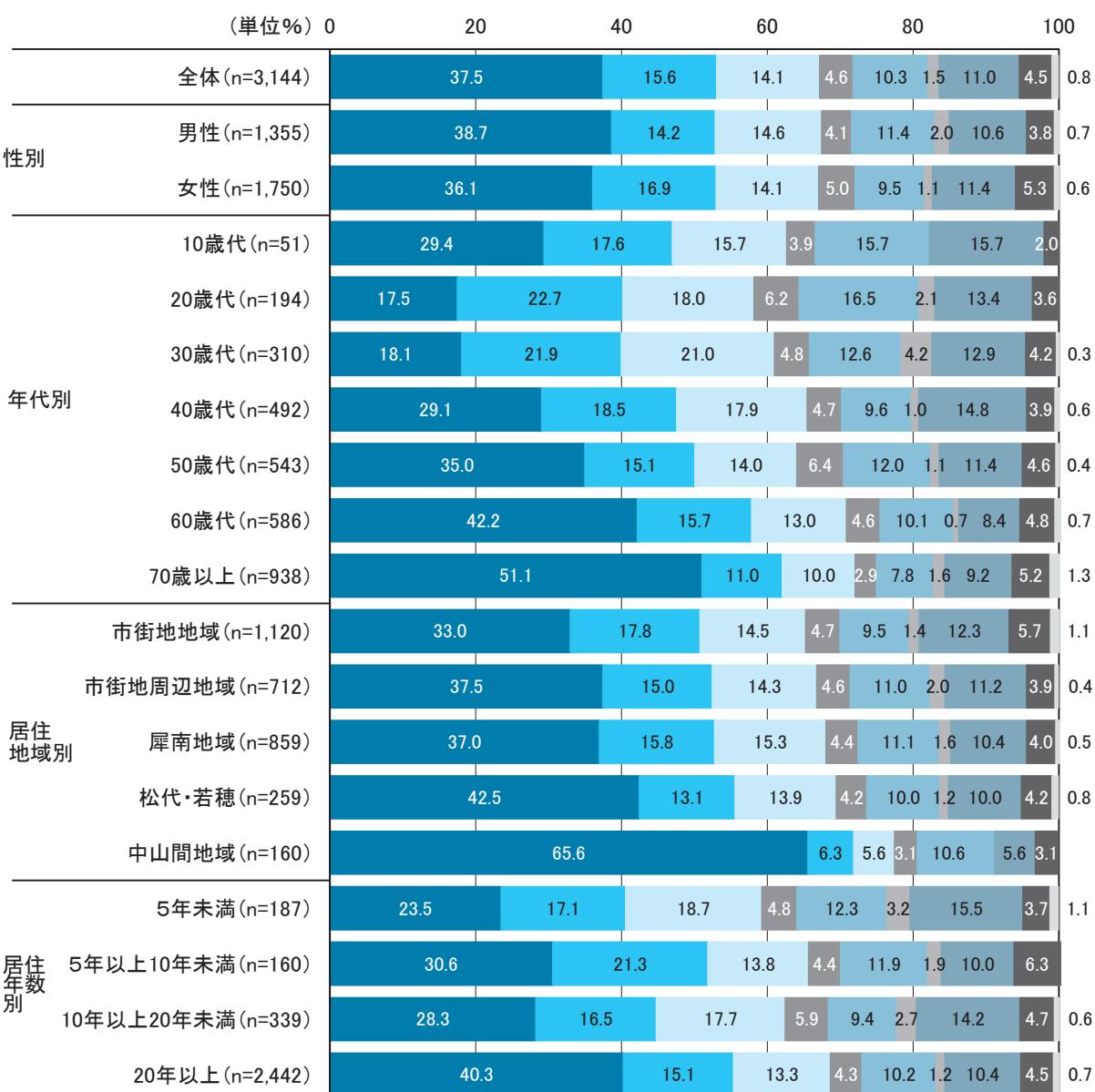
一方、「一方的に援助するだけでは、相手も気兼ねするので、援助することに対して何らかの対価があれば、援助したい」、「個人の生活は基本的に家族や親族が中心に支えあうものであり、他人が関わるべきではない」、「高齢者への援助は行政の仕事だから、特に援助する必要はない」は大きな変化はない。

【高齢者への援助についての意向】



「お互い近所に住むものとして、できる範囲で援助したい」について、回答者の属性別に見ると、年代別では10歳代を除き、年代が上がるにつれて割合が増加し70歳以上が51.1%、居住地域別では中山間地域が65.6%、居住年数別では20年以上が40.3%でそれぞれ最も高くなっている。

【回答者属性別●高齢者への援助についての意向】



- お互い近所に住むものとして、できる範囲で援助したい
- 援助したいがどうしたらよいか分からぬ
- 援助したい気持ちはあるが、自分の生活がやっとなので余裕のある人が援助すればよい
- 一方的に援助するだけでは、相手も気兼ねするので、援助することに対して何らかの対価があれば、援助したい
- 個人の生活は基本的に家族や親族が中心に支えあうものであり、他人が関わるべきではない
- 高齢者への援助は行政の仕事だから、特に援助する必要はない
- 分からない
- その他
- 無回答

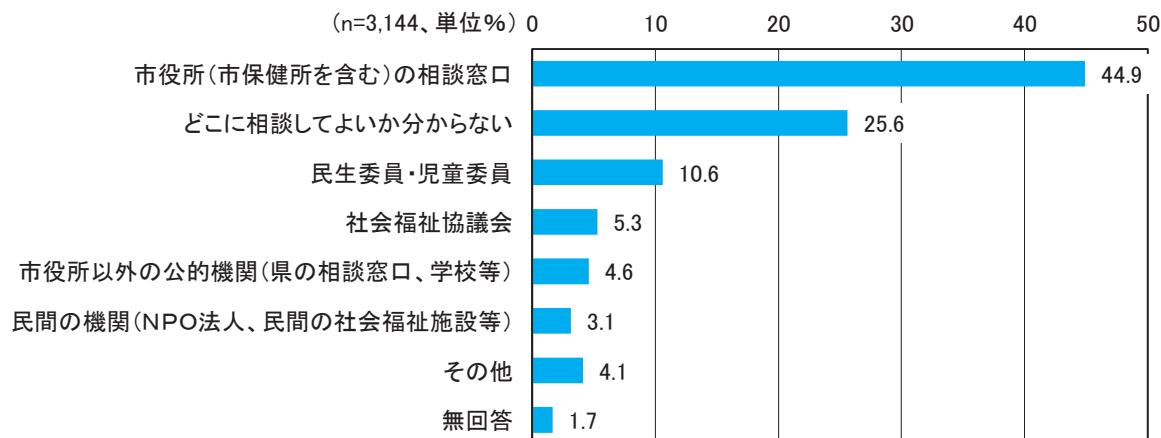


(3) 福祉に関する悩み事の相談先

問 あなたは、福祉（介護、子育て、生活困窮、虐待等）に関する悩み事がある場合、家族や友人以外でどこに相談しますか。

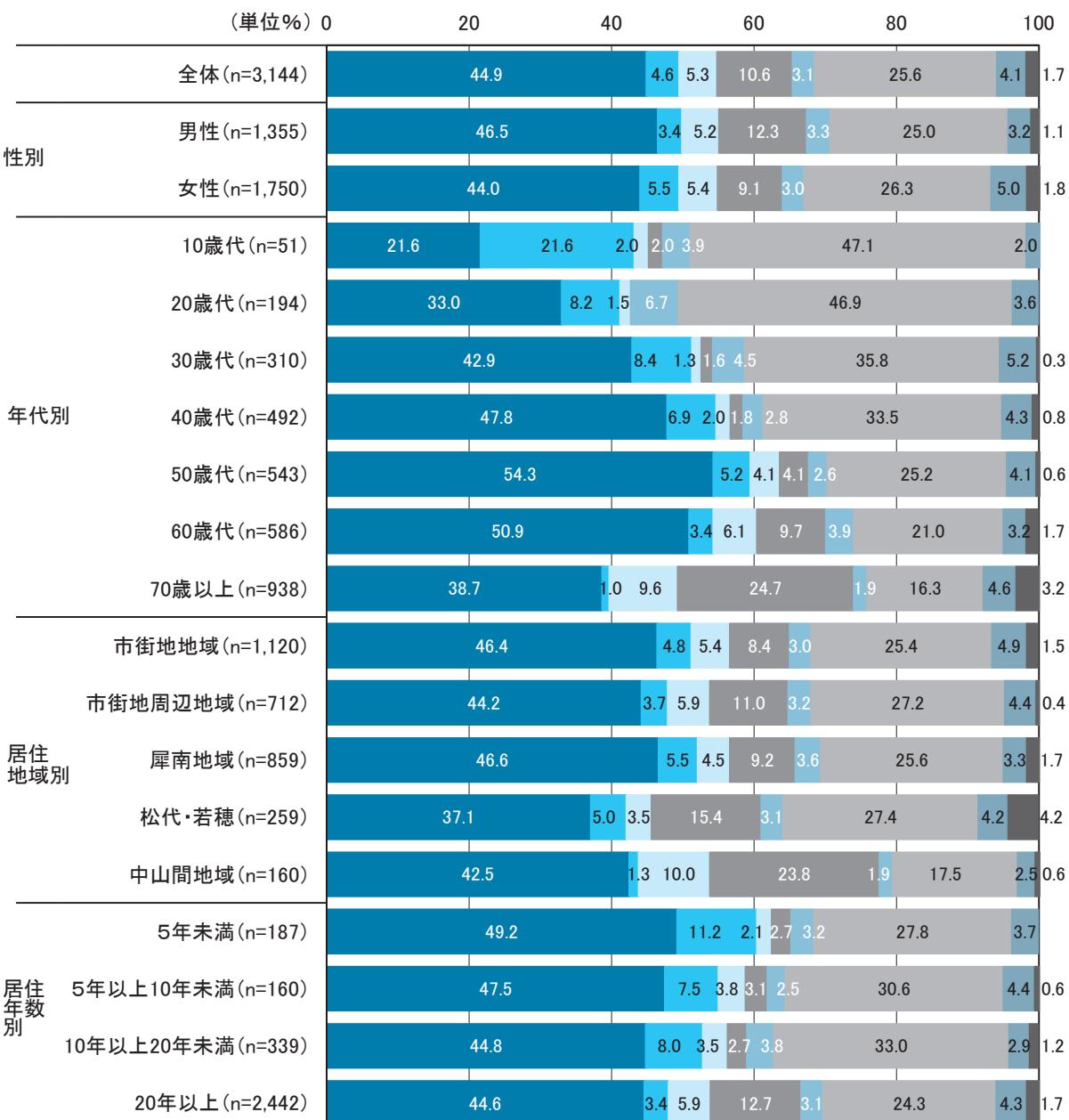
「市役所（市保健所を含む）の相談窓口」が44.9%と最も高く、次いで「どこに相談してよいか分からぬ」が25.6%、「民生委員・児童委員」が10.6%等となっている。

【福祉に関する悩み事の相談先】



「市役所（市保健所を含む）の相談窓口」について見ると、年代別では50歳代が54.3%で、居住年数別では5年未満が49.2%で最も高くなっている。

【回答者属性別●福祉に関する悩み事の相談先】



- 市役所(市保健所を含む)の相談窓口
- 市役所以外の公的機関(県の相談窓口、学校等)
- 社会福祉協議会
- 民生委員・児童委員
- 民間の機関(NPO法人、民間の社会福祉施設等)
- どこに相談してよいか分からぬ
- その他
- 無回答



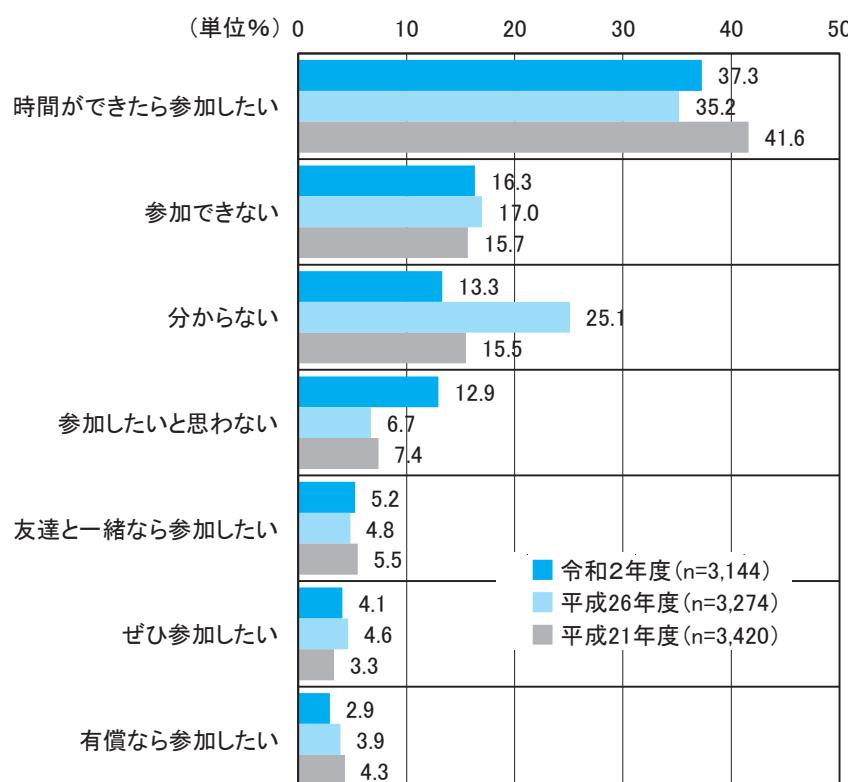
(4) 福祉に関するボランティア活動への参加意向

問 あなたは、福祉に関するボランティア活動に参加したいと思いますか。

「時間ができたら参加したい」が 37.3% で最も高く、次いで「参加できない」が 16.3%、「分からぬ」が 13.3%、「参加したいと思わない」が 12.9% 等となっている。

「参加したいと思わない」が平成 26（2014）年度調査より 6.2 ポイント増加し、「分からぬ」が同調査より 11.8 ポイント減少している。

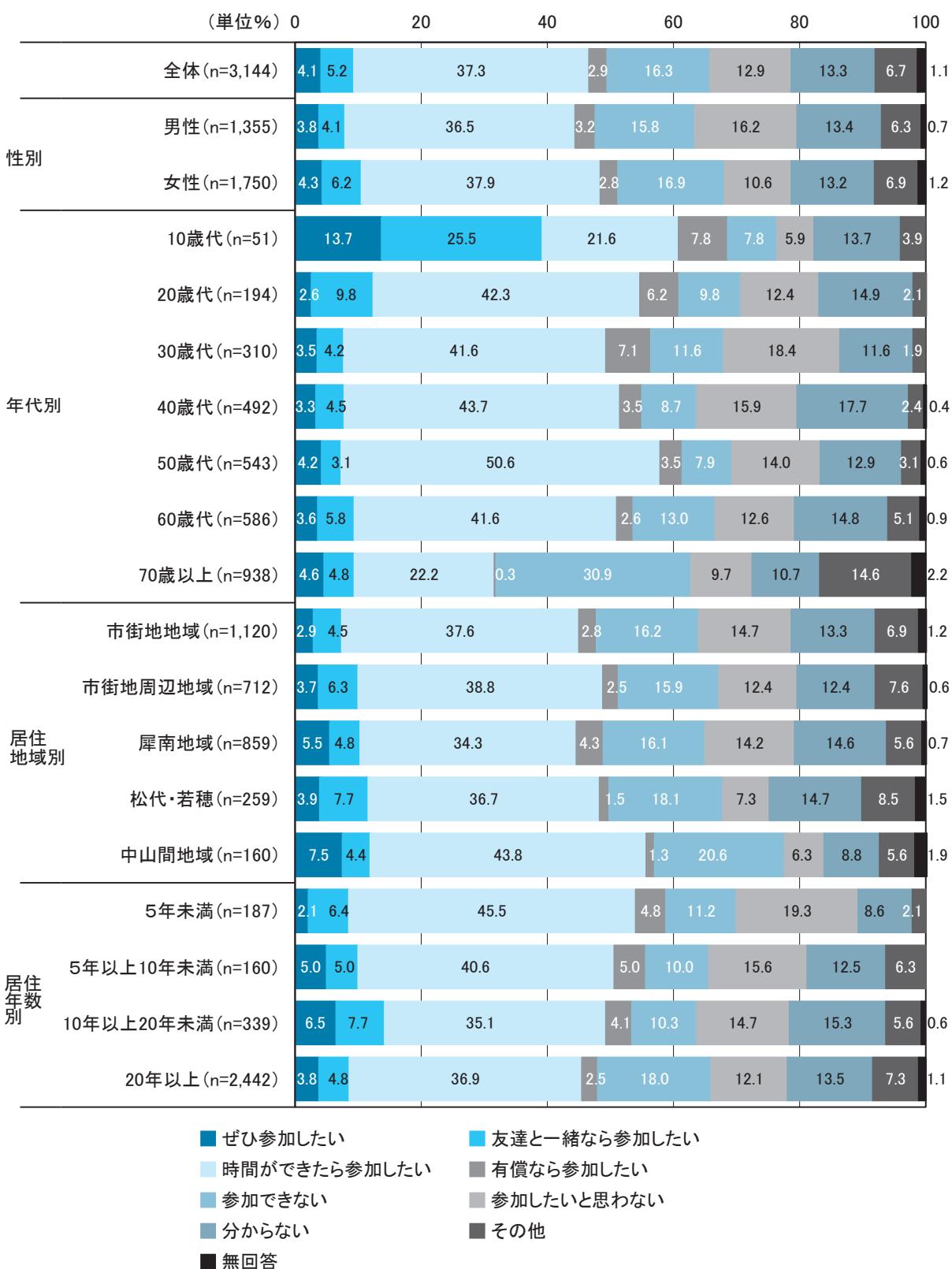
【福祉に関するボランティア活動への参加意向の推移】



「時間ができたら参加したい」について見ると、年代別では50歳代が50.6%、居住地域別では中山間地域が43.8%、居住年数別では5年末満が45.5%で、それぞれ最も高くなっている。

年代別では、「参加できない」は70歳以上が30.9%で最も高く、一方「ぜひ参加したい」は10歳代が13.7%で最も高くなっている。

【回答者属性別●福祉に関するボランティアへの参加意向】



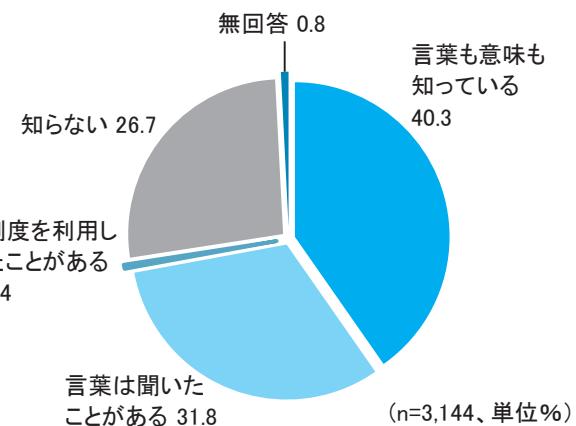


(5) 成年後見制度の認知度

問 あなたは、「成年後見制度」を知っていますか。

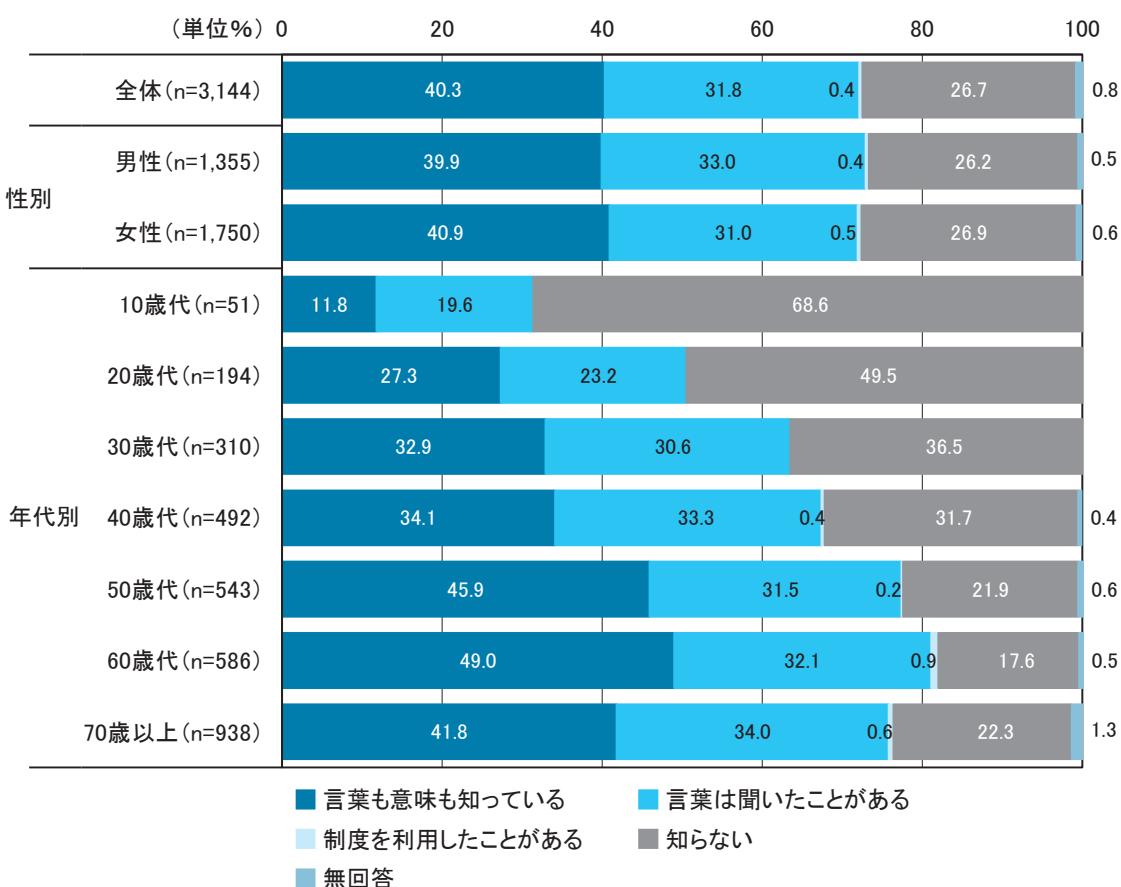
「言葉も意味も知っている」が40.3%で最も高く、次いで「言葉は聞いたことがある」が31.8%、「知らない」が26.7%等となっている。

【「成年後見制度」の認知度】



性別ではほとんど差異はみられない。年代別では、10歳代で「知らない」が7割近くを占めているにし、20歳代以上で「言葉も意味も知っている」が70歳以上を除き年代が上がるにつれて増加し、60歳代が49.0%で最も高くなっている。

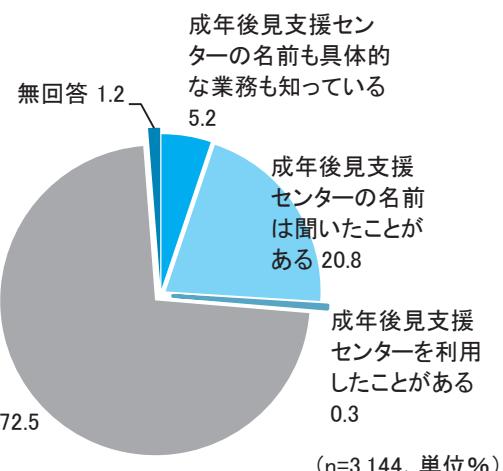
【回答者属性別●「成年後見制度」の認知度】



問 成年後見制度の相談や利用についての支援を行うために、長野市ふれあい福祉センターに「長野市成年後見支援センター」が設置されています。あなたは「長野市成年後見支援センター」を知っていますか。

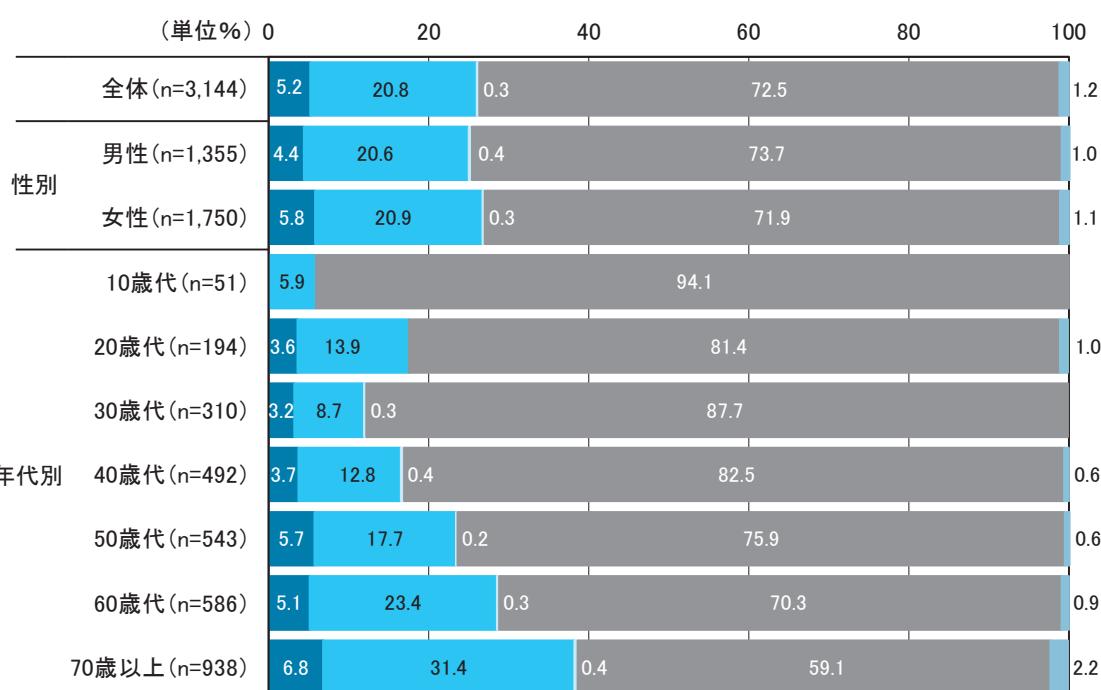
「知らない」が72.5%で最も高く、次いで「成年後見支援センターの名前は聞いたことがある」が20.8%、「成年後見支援センターの名前も具体的な業務も知っている」が5.2%等となっている。

【長野市成年後見支援センター】の認知度】



年代別では、30歳代以上で年代が上がるにつれて「成年後見支援センターの名前は聞いたことがある」は増加しており、70歳以上では31.4%で最も高くなっている。

【回答者属性別●「長野市成年後見支援センター】の認知度】



- 成年後見支援センターの名前も具体的な業務も知っている
- 成年後見支援センターの名前は聞いたことがある
- 成年後見支援センターを利用したことがある
- 知らない
- 無回答



IV 第三次計画の中間評価

1 第一次計画における課題等

第一次計画は、「住民が多様な生活上の課題に目を向け、行政・関係機関・事業者等との協働の下に、自らその解決に向けた取り組みができる方策」及び「縦割り行政を見直し、当事者主体の立場に立ったサービス提供システムの構築」、計画の推進過程においては、「地域住民が内発的に自分たちのまちづくりを進めていくという自治意識を喚起し、住民同士が互いに支え合って生活の質を高めあい、「共に生きる」新しい福祉文化の創造を目指すもの」として策定されました。

第一次計画の取組を進めるに当たっては、「住民一人ひとりの生活に焦点をあてる」という観点から、行政連絡区を中核的な単位として位置付け、地区社会福祉協議会を推進基盤としました。

第一次計画を推進する中、①地域における支え合い活動の推進基盤の変化、②地域福祉ワーカーの機能や役割の明確化、③総合的な対応、連携体制の構築、という3つの課題が見えてきました。

①地域における支え合い活動の推進基盤の変化

地区社会福祉協議会を地区の支え合い活動を推進する基盤と位置付けたが、都市内分権が推進される中、平成22（2010）年度から住民自治協議会が本格的に活動を開始し、地区社会福祉協議会も住民自治協議会に移行・再編される中、これまで地区社会福祉協議会が担ってきた機能や役割を住民自治協議会の中へ明確に位置付けることが必要となった。

②地域福祉ワーカーの機能や役割の明確化

地域福祉ワーカーは住民の立場を活かして、地域に密着して活動する人として設置を推進してきた。地域福祉よろず相談の推進についても、地域福祉ワーカーの役割と位置付けた。しかし、地域福祉ワーカーの役割や機能を明確に規定していなかったため、住民にとっては見えにくく、分かりにくい面がある。

③総合的な対応、連携体制の構築

住民が抱えるニーズが福祉サービスや支え合い活動につながり、様々な人や機関が連携できる仕組みを目指したが、行政等が行う公的な福祉サービス等と、住民等が行う支え合い活動等との連携体制が十分に確立されていない。また、福祉サービス以外の複雑な課題を抱えている場合は、総合的な調整機能が不十分だった。

2 第二次計画における課題等

第二次計画（平成23（2011）年度～平成27（2015）年度）では、第一次計画で設定した長野市の将来像及び3つの基本目標を踏襲し、更なる地域福祉の推進を目指しました。

基本目標1については、一人ひとりの思いを受け止めるための体制づくりは、地域福祉よろず相談等の地区の相談体制が住民に浸透しつつあること等から、概ね順調に取り組まれているほか、福祉サービスや支え合い活動の充実については、多くの地区で様々な担い手のもと、支え合いの取組が展開されていること等から、概ね順調に取り組まれているとされています。

一方、次のような課題が確認され、今後、解決に向けた方策の検討が必要とされました。

- ・地域福祉ワーカーが個々の相談に対応するのは、負担や責任が大きいとの意見がある。
- ・地区との連携の難しさ等から、「地域福祉よろず相談」の定着や組織・人材育成に対する福祉事業者の支援は進んでいない。
- ・地区組織には福祉専門相談窓口がないため、地域に密着した相談ができる専門性の高い職員の配置が必要との意見がある。
- ・課題によっては、区を単位とする小地域で実施する方が適しているものがある。
- ・ニーズに対応した福祉推進圏域の設定が必要である。
- ・事故対応への負担や運転協力員確保が困難となっていることから、福祉自動車運航体制の見直しを求める意見がある。
- ・地区役員の高齢化や担い手の不足等により、地区の活動や事業が困難になっている。

基本目標2については、地域に根差して支え合い活動のコーディネートを行う地域福祉ワーカーは、全32地区のうち27地区で設置されており、また、未設置の地区においても、住民自治協議会の事務局職員が地域福祉ワーカーの機能を担っていることから、ほぼ全地区でコーディネート体制は整いつつあるとしています。

一方、次のような課題が確認され、今後、解決に向けた方策の検討が必要とされました。

- ・地区の課題を解決につなげるルートが確立されていない。
- ・地区から、専門性のある職員の配置を希望する声が多い。
- ・地域福祉を更に推進していくためには、地域にコミュニティ・ソーシャルワーカーのような専門職が必要
- ・事業者と住民との間で、情報や取組を共有する場が必要だが、現状ではマネジメントする人や組織が不明確
- ・地区ごとに情報共有の場が必要
- ・個々の住民を支援するネットワークと、地域を支援するネットワークが混在しており、目的に応じた整理が必要
- ・個人情報の取扱いが課題となり、ニーズの共有や連携が図りづらい。
- ・地域における個人情報の扱いに関するガイドライン等の設定が必要
- ・福祉事業者が地区地域福祉活動計画へ参画している割合が少ない。



基本目標3については、地区地域福祉活動計画は、平成25（2013）年度中には全地区で策定に着手される見込みであること。住民意識等の啓発は、全市単位及び住民自治協議会単位で取り組まれていること。地域福祉の推進役である地域福祉ワーカーについては、年6回の連絡調整会議やコーディネート力養成講座等を開催する等によりスキルアップを図っていること。地域福祉の推進基盤である住民自治協議会について、年2回の福祉担当部会関係者会議を開催し、先進事例の情報交換等を促進しているとしています。

一方、次のような課題が確認され、今後、解決に向けた方策の検討が必要とされました。

- ・全地区で地区地域福祉活動計画が策定された後の支援体制のあり方
- ・地区のニーズが見えないことが、住民の無関心につながっている。
- ・地区ボランティアセンターの設置場所の確保が困難な地区がある。
- ・地区の活動拠点のあり方について、検討が必要
- ・住民自治協議会の役員に任期があることで、継続性の担保が困難となっている。
- ・役員の高齢化や担い手の不足等により、地区での活動や事業が困難になっている。
- ・地域福祉の推進組織としての意識や理解は、地区ごとに温度差がある。
- ・地域福祉の推進を図るため、地区・福祉事業者・行政・市社会福祉協議会等のそれぞれが取り組むべき範囲・業務の見直し、それに伴う、市や市社協の支援体制の再考が必要

3 第三次計画における課題等

第三次計画では、地域福祉推進の実施主体については、地区ごとに異なる課題を解決するため、各地区的住民自治協議会を地域福祉の推進基盤として位置付け、地区の福祉ニーズに応じた住民主体による支え合い活動を行うこととしています。

基本目標1では、学校や地域において、世代や障害の有無に関わらず、多くの住民が交流し、共に学び合うことで、当事者意識を育む福祉共育の推進に重点的に取り組むこととしました。住民自治協議会では、地域の中に限らず様々な参加者が集う学びの場が形成されています。市立小中学校では、79校のうち78の学校で、社会福祉法人等が運営する施設等と連携・協力し、支援を受ける人と直接交流する機会を積極的に設けています。

一方、次のような課題が確認され、今後、解決に向けた方策の検討が必要とされました。

- ・福祉・保健に関する取り組みに対する住民自治協議会の負担が大きい。
- ・地域福祉ワーカー（生活支援コーディネーター）の役割や位置付けが不明確
- ・地域福祉ワーカー（生活支援コーディネーター）の負担が大きい。
- ・地区役員も含め地域福祉活動の担い手の確保に苦慮している。
- ・小中学校によって取組状況に差がある。
- ・小中学校の福祉共育（福祉教育）に係る取組の移動・交流時間、移動費用、継続性の確保等

基本目標2では、地域が抱える課題を専門的な視点から解決につなげるため、多様な人や組織が連携・協働する体制をつくることを重点施策として位置付けました。

住民自治協議会では、生活支援体制整備検討会等を活用した情報交換機会の創出や事業者主催のセミナー等を通じた連携体制の構築、福祉施設や地域包括支援センターが主催する会議等への出席に取り組む地区があるほか、地区の福祉関係者により構成するネットワークを立ち上げた地区もありました。また、民生委員児童委員や福祉推進員といった地域の担い手の役割を住民に周知するため、広報誌やブログ等での周知に加え、お茶のみサロン、福祉懇談会、研修会等での紹介や民生委員児童委員等が参加するグループワーク・意見交換会の開催等を行っています。

市社会福祉協議会では、職員が担当する地区の住民自治協議会に対して事業の企画・立案等の相談に応じるとともに、コミュニティ・ソーシャルワーカーの役割を担う職員を配置し、地域と人の結び付けや、各種制度の活用を調整しています。

一方、次のような課題が確認され、今後、解決に向けた方策の検討が必要とされました。

- 地域により、活動内容や推進体制に差がある。
- 地域福祉ワーカー（生活支援コーディネーター）に対する市や市社会福祉協議による支援が不十分
- ブロック等のエリアを活用した、地区を越えた連携・協働体制の構築
- 地域共生社会を見据えた市の関係各課の連携による支援体制の整備

基本目標3では、小地域単位での交流活動の推進と日常生活における見守り活動の推進を重点施策に掲げています。

各地区では、お茶のみサロンやふれあい会食、健康サロン等の「通いの場」や「まちの縁側」、趣味の会等、身近な場所で気軽に集うことのできる居場所づくりに取り組んでいます。見守り活動では、避難行動要支援者を支援するための取組や高齢者宅への訪問活動のほか、犬の散歩をしながらのパトロール活動や紙類等回収等、他の活動と兼ねた声掛け・見守り活動を行っている地区もみられます。

市社会福祉協議会では、福祉のまちづくりをすすめるための実践事業補助金により、地域や住民自治協議会等で実施するサロン事業等を支援しています。

一方、次のような課題が確認され、今後、解決に向けた方策の検討が必要とされました。

- 地域課題が多様化し、一つの相談窓口で解決するのは困難となっている。
- 地域から孤立し、見守りの対象から外れてしまう人や自ら「助けて」と声を上げられない人たちに気付き、支えるための仕組みづくり
- 生きづらさを抱える犯罪をした者等を地域社会で孤立させないための取組の推進
- 成年後見制度の周知、利用促進



V

用語解説

あ

●アウトリーチ

積極的に対象者のいる場所に出向いて働き掛けること。例えば、長期に渡りひきこもりの状態にある方等、必要な支援が届いていない人に支援を届けるため方策のこと。

か

●介護予防・生活支援検討会

生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が効果的な取組につながることから、生活支援コーディネーターを補完し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進することを目的としている。

検討会は、市町村、地域包括支援センター等の行政機関、生活支援コーディネーターのほか、NPO 法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等の地域の関係者で構成され、この他にも地域の実情に応じて適宜参画者を募ることが望ましい。また、本事業は、市町村の生活支援等サービスの体制整備を目的としており、介護保険制度でのサービスのみならず、市町村実施事業や民間市場、あるいは地域の支え合いを行われているサービスを含めて市町村内の資源を把握し、保険外のサービスの活用を促進しつつ、互助を基本とした生活支援等サービスが創出されるような取組を積極的に進める必要があることから、地域の実情、ニーズに応じて配食事業者、移動販売事業者、移動支援団体等、地域の高齢者の生活を支える上で必要不可欠な民間企業等も参画することが望ましいとされている。

本市では、生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体が参画し、各主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進することを目的に長野市生活支援体制整備推進協議会（事務局：地域包括ケア推進課）を設置している。

また、地区ごとに異なる課題を解決するため、地域福祉ワーカーが中心となり、住民自治協議会の役員等を構成員とする新たな検討会の設置を求めてきた。

【検討会の主な役割】

- ① 地域福祉ワーカー（生活支援コーディネーター）の組織的な補完
- ② 地域の好事例・ニーズ・課題の把握
- ③ 情報交換、情報共有
- ④ 各種団体等の多様な主体への協力・連携
- ⑤ 生活支援の担い手の養成及びサービス提供体制の構築

一方、地域包括支援センターには、各地区でのネットワーク会議の開催を求めてきたことで、類似する会議体が乱立し、住民自治協議会や役員等の負担となっていた。

今後、検討会については、地域包括支援センターの「地域ケア会議」と連携し、地域支援

の取組を推進するとともに、地区の状況に応じて、地域課題を事前に検討する場を設定すること、新たな会議体を設けることなく、住民自治協議会の既存の会議体等を有効活用することを提案している。

●虐待

自分の保護下にある者に対し、長期間にわたって暴力を振るう、日常的にいやがらせや無視をする等の行為を行うことを言う。身体的虐待だけでなく、心理的、性的、経済的虐待や、ネグレクト（無視、養育放棄）等が挙げられ、いずれも被害者の心身に重大な影響を及ぼす。

●協働

様々な人や組織が互いを理解し合い、対等な立場でそれぞれの特性や長所を発揮しながら、果たすべき役割や責任を明確にし、共通の目的の達成に向けて力を出し合うこと。

●ケアマネジャー

利用者の立場に立って本人や家族のニーズを的確に把握し、適切な社会資源と結びつけるため、ケアの基本方針となるケアプランをつくり、援助の体制を組み立てていく人のこと。

●刑法犯認知件数

警察等が被害の届出などにより犯罪の発生を確認した件数のこと。

●ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応（悩んでいる人に気付き、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）する人のこと。

●子育てコンシェルジュ

子育て専門の相談員のこと。保護者の希望や家庭の様子を見ながら保育サービスにつなげる役割を担っている。

●コミュニティ

一定の地域に居住する人々が、自主性と責任に基づき生活の様々な分野において共同する集団や地域社会のこと。

●コミュニティ・ソーシャルワーカー

生活が困難な家庭や家族等、支援を必要としている人や地域に対しての援助を通して、地域と人を結びつけたり、あるいは生活支援や公的支援制度の活用を調整するための「コミュニティ・ソーシャルワーク」体制の推進役のこと。



●コミュニティ・ビジネス

地域の課題を地域住民が主体的に、「ビジネス」の手法により取り組むもので、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されている。

ソーシャル・ビジネスが社会的課題全般の解決を目指すのに対し、コミュニティ・ビジネスは、そのうち地域的な課題に着目している。

さ

●参加支援

様々な福祉課題を抱えた人が地域社会に参加できるよう、あらゆる地域資源を活用するためのコーディネートを行う仕組みづくり。福祉分野に限らず、空き家の活用や農業等地域の幅広い分野を社会参加の場としていく取組のこと。

●指導監査

社会福祉法第 56 条第 1 項及び第 70 条等の規定による社会福祉法人及び社会福祉施設に対する「一般指導監査」及び「特別指導監査」、介護保険法第 23 条等の規定による介護サービス事業者に対する「実地指導」、介護保険法第 76 条等の規定による介護サービス事業者に対する「監査」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法*」という。）第 10 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 57 条の 3 の 2 第 1 項の規定による障害福祉サービス事業者に対する「実地指導」、障害者総合支援法第 48 条等及び児童福祉法第 21 条の 5 の 2 等の規定による障害福祉サービス事業者に対する「監査」等

●社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法第 22 条の規定により設立された法人

●社会福祉充実計画

社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上で再投下可能な財産（以下「社会福祉充実財産」という。）を算定する。社会福祉充実財産が生じる場合には、これを財源として、既存の社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は新規事業の実施に関する計画である「社会福祉充実計画」を策定し、所轄庁の承認の上、これに基づき事業を実施することとなっている。

なお、社会福祉法第 55 条の 2 第 6 項に規定により、地域公益事業を社会福祉充実計画に位置付けて実施する場合は、地域協議会からの意見聴取が必要になる。本市においては、地域福祉推進会議が法でいう地域協議会に当たる。

●重層的支援体制整備事業

断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業

●住民自治協議会

良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な協働活動を行っている住民の自主的な団体で、住民の福祉の増進に向かって市と協働する関係にある組織のこと。平成 21（2009）年度までに市内全 32 地区で設立され、地域の実情に合わせた特色ある活動が進められている。

●住民自治協議会ブロック

長野市住民自治連絡協議会規約別表によるブロック

ブロック名	地区名
第1	第一、第二、第三、第四、第五
第2	芹田、古牧、三輪、吉田、安茂里
第3	古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、豊野
第4	篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北
第5	芋井、戸隠、鬼無里
第6	小田切、七二会、中条
第7	信更、大岡、信州新町

●ジェンダー

Gender をカタカナ表記したもの。日本語では、「社会的性別」と言われる。生物学的性別に対して、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」のような男女の別を示す概念

●持続可能な開発目標（SDGs、エス・ディー・ジーズ）

Sustainable Development Goals の略称。平成 27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、平成 28（2016）年～令和 12（2030）年の国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール、169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っている。経済、社会、環境の三側面の統合的な取組により、利益が相反する問題の緩和、行政の効率化・活性化等の相乗効果がある。

●障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のこと。

平成 24（2012）年 6 月に、これまでの「障害者自立支援法」を改正する形で「障害者総合支援法」が制定され、平成 25（2013）年 4 月に施行された。

基本理念として、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊



重し合いながら共生する社会を実現」すること、「社会参加の機会の確保」、「地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」こと等が掲げられている。

●生活困窮者自立支援法

生活困窮者の自立相談支援事業の実施、生活困窮者の住居確保給付金の支給等の支援を行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、平成 27（2015）年4月に施行された法律

●生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人のこと。

平成 27（2015）年4月の介護保険法の改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の中で、地域の支え合いを推進するため、日常生活圏域（中学校区域等）に「生活支援コーディネーター」の配置が位置付けられた。

生活支援コーディネーターは、市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者として、特定の資格要件を定めていない。

また、その役割は次のとおりとなっており、本市が全国に先駆けて取り組んできた地域福祉ワーカーの役割と重なるとともに、資格要件を定めることなく住民目線での地域福祉を進めていくことの目的が一致したことから、第三次計画において地域福祉ワーカーに生活支援コーディネーターの役割を位置付け、高齢者に関する課題や生活に特化することなく、地域に根ざした地域福祉の推進を図ってきた。

【役割】

- ① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- ② 地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働き掛け
- ③ 関係者のネットワーク化
- ④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
- ⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能）
- ⑥ ニーズとサービスのマッチング

●生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO 法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、家政婦紹介所、商工会、民生委員児童委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とする事業

●成年後見制度

判断能力が不十分な方の権利を擁護するために、家庭裁判所が監督する下で、本人の代わりに契約行為や、日常生活の見守りを第三者が行う制度

た

●多様性（ダイバーシティ）

国籍、文化、性別、価値観、生活スタイル等が様々であること、変化に富んでいること、様々な傾向があることを言う。

SDGs 全体に通じる理念として「誰一人取り残さない」という考え方があるが、これは、多様な人材がお互いに認め合い、受け入れ合う機会と風土をつくりだすという「多様性」の概念が、SDGs の目標達成においてなくてはならないことと考えられている。

●ダブルケア

晩婚化・晚産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が、親の介護も同時に担う問題のこと。

●地域共生社会

平成 28（2016）年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の内容に盛り込まれた厚生労働省が掲げるビジョン。制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

●地域づくりに向けた支援

居場所づくりや活動拠点づくり等をコーディネートする機能を整備する取組で、地域住民の暮らしを支える、多様な社会参加を実現するための事業

●地域福祉よろず相談

地域福祉のあらゆることに関する相談

●地域包括支援センター

介護・福祉・保健・医療に関する総合相談窓口として設置された機関で、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャー等の専門職員を配置している。高齢者の住み慣れた地域での生活をサポートする拠点。高齢者や家族、地域からの生活全般の悩み・相談、認知症相談の対応や、成年後見制度の活用支援等を行っている。

●ドメスティック・バイオレンス（DV）

Domestic Violence をカタカナ表記したもの。略して「DV」とも呼ばれる。「配偶者



や恋人等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

な

●長野市版都市内分権

地域の課題を迅速かつ効果的に解決するために、地域住民が「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識を持って取り組み、その活動を市が積極的に支援していく仕組みのこと。

●任意後見、補助・保佐・後見

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があり、法定後見制度には、判断能力を常に欠く状態にあり、日常の買い物も一人では難しい方を対象とする「後見」、判断能力が著しく不十分で、日常の買い物は一人ができるが、重要な財産の管理・処分などが難しい方を対象とする「補佐」、判断能力が不十分で、重要な財産管理等を一人ですることが不安な方を対象とする「補助」がある。

●ネウボラ

フィンランド語で「アドバイスする場所」という意味。特に、出産・子育てに関して、妊娠、出産から就学前までの親子に対して切れ目なく継続的に支援するのが特徴。本市では、三陽・吉田・東部・西部・犀南・真島保健センターに母子保健コーディネーター（専任の保育師）を配置し、妊娠期から子育て期に生じる出産・育児に関する不安や悩みに対して切れ目なく継続的な相談支援を行っている。

は

●8050問題

高齢化した親がひきこもりの中高年の子を支える家庭で、生活困窮と介護が同時に生じる問題のこと。

●犯罪被害者の二次被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者による理解や配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穀の侵害、経済的な損失その他の被害等

●犯罪をした者等

刑務所出身者や保護観察対象者、執行猶予が見込まれる被疑者等

●福祉共育（教育）

地区の福祉活動の内容や支援を行う人・受ける人の考え方を一方的に聞くだけでなく、住民

同士が共に学び合うことで当事者意識を育むための取組。第三次長野市地域福祉計画上の造語

●福祉サービス第三者評価

福祉サービス事業者の提供する福祉サービスの質を、公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業

個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けること、また、評価結果が公表されることにより、利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的としている。

●福祉推進員

小地域における住民を主体とした福祉ネットワーク活動を進めるため、社会福祉に関心があり、理解と熱意のある地域住民が住民自治協議会の担い手として活動している。40～50世帯に一人の割合で配置され、各地区の住民自治協議会に所属して地域の活動を行うこととされている。

市社会福祉協議会は各地区の福祉推進員の研修を行うとともに、各地区的課題や他地区的実践事例を紹介するほか、相談窓口を設置しフォローバック体制を整えている。

ま

●マイ・タイムライン

自分自身がとる防災行動を時系列的に整理し、まとめたもの。自分の家族構成や生活環境に合わせ、避難に必要な情報・行動を確認し、「いつ」「誰が」「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理することで、スムーズな防災行動につながる。

や

●ヤングケアラー

通学や仕事のかたわら、障害や病気のある親やきょうだいの世話をする18未満の子どものこと

ら

●労働者協同組合法

組合員が出資し、それぞれの意見を反映して事業が行われること、組合員自ら事業に従事することが必要な組織のことを定めた法律で地域活動の促進をもとに作られたもの



A～Z

● NPO（エヌ・ピー・オー）

Non-Profit Organization の略称。市民が自発的につくったボランティア団体や市民活動団体を含む民間非営利組織の総称。そのうち、特定非営利活動促進法により認証されたものを NPO 法人（特定非営利活動法人）という。

● SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

Social Networking Service の略称。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士の集まりや、近隣地域の住民の集まりのように、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。

● LGBTQ +（エル・ジー・ビー・ティー・キュー・プラス）

Lesbian（同性を好きになる女性）、Gay（同性を好きになる男性）、Bisexual（両方の性を好きになる人）、Transgender（からだの性と心の性が一致しない人）、Questioning（性的指向や性自認が未確定の人）、+（プラスアルファ。代表的な5つのほかのセクシュアリティ（性のあり方））の略で、セクシャル・マイノリティ（性的少数者）の総称のひとつ



長野市